

平生町告示第76号

平成29年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月23日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成29年3月10日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成29年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成29年3月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成29年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成29年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第21号 平生町丸山海浜パーク設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第31 議案第27号 工事請負契約について (変更)
- 平成28年災 補災道第76号 町道白石向井線道路災害復旧工事
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成29年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成29年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町丸山海浜パーク設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第31 議案第27号 工事請負契約の締結について (変更)
平成28年災 補災道第76号 町道白石向井線道路災害復旧工事
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員 (11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による平成28年度定期監査の結果報告及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月から慌ただしく時が過ぎて、既に年度末の3月を迎えております。

ことしも、元旦には恒例の「大星山の初日の出を迎えよう」の行事に参加をいたしました。昨年と同様に穏やかな暖かい日の出を迎えることができ、感動の初日の出を拝むことができました。

ことし1年が本町にとって飛躍の年になることを願いながら、よいスタートが切れたと感じたところであります。

その後日本列島には低気圧が張り出して、各地で大雪に見舞われ、交通機関に影響を受けた地域もあり、鳥取県では、大渋滞を起こしたとの報道もありました。

2月16日には、山口県を含む九州北部地方で春一番が観測され、ここにきて春の訪れを告げる梅の花の便りから、桜の開花予想へと、春の息吹を感じる季節となりました。

こうしたさなか、平成29年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの本定例会に御提案いたします議案は、平成28年度補正予算6件、平成29年度予算7件、条例10件、事件4件、同意1件、諮問1件でございます。

それではまず、国の動きにつきまして、御報告を申し上げたいと思います。

我が国の経済は、このところ一部に改善の遅れも見られるものの、緩やかな回復基調が続いており、先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待をされております。

一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされており、こうした情勢を踏まえ、国においては、経済の好循環をより確実なものとするとともに、平成32年度の財政健全化目標の達成を目指し、経済・財政再生計画及び改革工程表にのっとり歳出改革の取り組みを強化していくとされているところであります。

この考え方のもとに、国の一般会計予算は、1億総活躍社会の実現や成長戦略の推進を初めとし

た重要な政策課題に重点的に取り組むとともに、経済再生と財政健全化の両立を着実に実現することとされております。その総額は、前年度に比べ0.8パーセント増の97兆4,547億円となっております。これは、5年連続で過去最大を更新するものであります。

この予算案は去る2月27日、衆議院本会議において可決され、参議院に送られたところであります。この衆議院通過は、戦後2番目の早さに並ぶとのことでありまして、憲法の規定により、今年度中の成立が確実となっております。

次に地方財政計画についてであります。

この地方財政計画は、地方自治体の新年度予算編成の目安となるものでありまして、去る2月7日に閣議決定されております。

平成29年度の地方財政計画の規模は、東日本大震災分を除いた通常収支分で総額86兆6,198億円、対前年度比1.0%の増となっており、国税の伸びが鈍化している中、社会保障の充実分の確保も含め、前年度とほぼ同水準が確保されたところであります。しかしながら、前年度からの繰越金が見込めないなど、大変厳しい財政環境の中で、地方交付税の総額は前年度を下回り、その一方で臨時財政対策債は増加となっております。

また、まち・ひと・しごと創生事業費につきましても、引き続き前年度と同額の1兆円が措置されるとともに、1億総活躍社会の実現、長寿命化を含めた公共施設等の適正管理、防災・減災対策など、地方の重点課題に要する経費についても拡充が図られておるところであります。

こうした国の状況であります。特に、地方交付税は、国税の一定割合を充てる地方固有の財源であります。

これまでの三位一体改革により大幅に削減された地方交付税の復元と増額は絶対に必要でありまして、引き続き、全国町村会や地方6団体で一丸となって、地方の声として国に訴えていきたいと考えております。

次に、山口県の予算についてであります。

県は、2月16日に新年度予算案を発表いたしました。

村岡知事は会見において、「今後も多額の財源不足が見込まれる大変危機的な状況。持続的な財政基盤の確立への強い危機意識を持って改革をさらに強力に進めたい。」と、財政健全化への決意を述べられたものであります。

一般会計は総額6,808億8,900万円で、前年度予算と比べ3.1%の減少となっており、2年連続でのマイナス予算となっております。

なお、知事におかれましては、最重要課題である人口減少問題や直面する政策課題に対応するため、財政健全化に向けた行財政構造改革の推進と、チャレンジプランの目標突破と地方創生の加速、この2つを基本方針として、予算編成に当たったと言われております。

特に、計画の最終年度を迎えるチャレンジプランの関係については、施策重点化方針に基づき、「熊本地震を踏まえた防災対策の強化」、「若者に魅力のある雇用の場の創出」、「県内への定着・還流・移住の促進」、「結婚・出産・子育て支援の充実」、「持続可能で元気な地域社会の形成」そして「明治150年プロジェクトの推進」の6つの重点事項について、予算の重点的・集中的な配分を行ったとされております。

以上、国や県の状況であります。今後も地域の実情を踏まえ、議会の皆さまのお力もお借りしながら、適時、適切に対応していくべく、全力を尽くしてまいりますので引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本町の予算編成について申し上げます。

このたびの定例会資料といたしまして、平成29年度当初予算の概要を別冊として作成をし、添付させていただいておりますが、その中において予算編成方針を掲載しておりますので、それに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

平成29年度は、本町のまちづくりの指針であります第4次総合計画の後期基本計画の2年目であり、平生町未来戦略の3年目となることから、両計画の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

地方創生が叫ばれる中、参加と協働のまちづくりに向けた取り組みを加速化させるためには、地域の力の結集が不可欠であります。地域の力を結集して、人口減少や少子高齢化、町民のニーズの変化等、地域が抱える諸課題に対応し、未来の平生町を展望したまちづくりを推進していくという思いを込めて、予算編成を行ったところであります。

平成28年度から実施をしております第6次行政改革大綱では、行財政運営のさらなる効率化・最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる体制を構築することとしております。29年度の予算編成においても、限られた財源の中で、事業の優先度を考え、選択と集中のもと、経常経費を抑制したものであります。

社会保障関連経費の増加、公共施設の長寿命化対策等に対応しながら、引き続き厳しい財政状況のもと、財政健全化に配慮しつつ、「地域の力」により「参加と協働のまちづくり」の加速化を進め、未来への町財政運営を進める必要があります。

以上のことから、平成29年度の予算編成テーマを「協働の深化による持続可能なまちづくり」の実現とし、各課職員の英知を集めて予算の編成に取り組んでまいりました。

次に、第4次平生町総合計画の将来像であります、「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」のもと、5つの基本目標に沿い、平成29年度のテーマであります「『協働の深化による持続可能なまちづくり』の実現」を設定しておりますが、この5つの基本目標に沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の基本目標は「みんなの笑顔が輝くまち」であります。

子供たちの郷土を愛する気持ちを育むという主旨に基づいて、小学校と連携し「郷土かるた」の作成に取り組んでまいります。

平生っ子学びのイノベーション推進事業では、情報活用能力の向上に向け、平生小学校と平生中学校のICT化を推進してまいります。

また、老朽化した堀川南蛮樋を改修し、町指定文化財としての価値を保全してまいります。

保護者の就労時に子供が病気になり、自宅で看護ができない場合の子育て環境の整備、育児支援として、柳井市、田布施町と共同で病児・病後児保育に引き続き取り組んでまいります。

児童・生徒の一人ひとりが豊かな学校生活を過ごせるように、支援する学校支援員を引き続き配置し、学校支援の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、2つ目の基本目標であります、「快適で住みよいまち」であります。

安全安心の確保のため、交通安全施設整備や街路灯設置整備費への助成に引き続き取り組んでまいります。

土砂災害の恐れのある区域等の指定を土砂災害特別警戒区域としてハザードマップを作成し、住民への周知を図ります。

危険ため池の下流域の被害縮小のため、ため池を切開をし、施設を廃止する、ため池緊急防災体制整備促進事業に取り組んでまいります。

佐賀地区の高潮対策として、漁港海岸保全事業を引き続き実施をいたしてまいります。

公共施設の耐震化につきましては、佐賀公民館、佐賀地域交流センターの耐震化工事を実施することといたしております。

また、町営住宅の住宅用防災機器であります火災警報器を更新をし、入居者の安全安心確保に努めてまいりたいと思います。

次に、3つ目の基本目標は、「健やかで安心して暮らせるまち」であります。

医療費の適正化を図り、国保会計の健全性を維持するため、特定検診の受診率向上に向けての取り組みを引き続き進めてまいります。

地域で安心して出産できるよう、柳井広域圏共同で産科医師確保支援にも取り組んでまいります。

福祉医療対策につきましても、障害者や乳幼児、ひとり親家庭を対象に、医療費の支援に取り組むこととしております。

新たに小学校1年生から3年生までを対象とし、医療費の無料化を進めてまいります。

がん検診などの各種検診につきましても、受診率の向上による健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、4つ目の基本目標は、「活気に満ちた明るいまち」であります。

未来戦略における取り組みの一環で、継続して町内での起業を支援し、町の活性化に寄与していただくことを期待をいたしております。

また、継続しての取り組みであります。環境保全型農業の推進に向けて伝承の士づくりに取り組み、特産品センターのこだわり栽培農産物の生産振興を図ってまいりたいと考えております。

鳥獣被害防止計画に基づき、住宅地へ出没をしたイノシシなどへの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行うため、鳥獣被害対策実施隊を設置をいたします。

防護対策も町民のニーズを踏まえ、上限を3万円とし2回目についても、申請できるように拡充をしてまいりたいと思います。

アルギットミカンの産地において、発生したイノシシによる食害に対し、緊急的な対策として柑橘研究会が実施をする防除柵の設置を支援してまいります。

産業間の連携促進や交流人口の拡大を目指し、ひらお産業まつりへの支援も取り組んでまいります。

次に、5つ目の基本目標であります、「一人ひとりが主役のまち」についてであります。

地域コミュニティの充実を図るため、公民館等が新たに地域交流センターへ生まれ変わり、「参加と協働のまちづくり」の推進を加速化させてまいります。

地域の実情や課題を把握をし、地域の維持及び活性化に必要な施策を実施するため、集落支援員を配置をいたします。

指定避難所である佐賀地域交流センター（佐賀公民館）、平生まち・むら地域交流センター（中央公民館）ですが、そして町体育館に公共無線LANを整備し、Wi-Fiが使用できるように取り組みを進めてまいります。

定住を希望する若者世帯が、町内に住宅を取得する場合に助成をする若者定住促進事業による人口定住対策にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ふるさと納税の促進にあたりまして、返礼品となる平生町の特産品の拡充に向けた取り組みに力を入れていきたいと考えております。

ひらおファンクラブ会員の拡大と、本町との絆を強めることを目的として、関東圏域在住者を対象としたひらおファンクラブ懇親会をことしは東京で開催をいたします。

以上、5つの基本目標の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど議事日程に基づき、それぞれ個別の説明を申し上げたいと存じます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、協働のまちづくりについてであります。

本日発行します、広報ひらお3月号にも掲載をして、町民の皆様にもお知らせをしておりますが、各コミュニティ協議会の取り組み状況について報告をさせていただきます。

その前に、全体的な流れの中で、公民館から地域交流センターに移行することにつきまして、公民館等利用者団体への説明会を、1月20日に町役場において開催をし、約140人の出席者がありました。

説明会では、移行方針と職員体制についての説明の後、利用方法や登録についての質疑応答を行いました。

主な質疑といたしまして、これまでの公民館活動はどうなるのかというものがありましたが、これまでの生涯学習にプラスして、地域づくりや地域福祉に取り組んでもらいたいと回答をさせていただいたところであります。

また、佐賀コミュニティ協議会においては、昨年5月9日に協議会を設立されてからは、コーディネーターの安藤先生を迎えて、講演会や合同部会を開催してこられました。その後は4つの各部会において、毎月のように協議を重ねられて、2月18日には、佐賀地域の夢プラン完成報告会が開催をされました。

この完成報告会では、安藤先生も迎えて、アドバイスもいただきながら、各部会長からそれぞれの取り組み方針等が報告されましたが、協議会全体として、どんでん押山の復活に向けて、取り組んでいきたいとの方向性が示されたところであります。

また、曾根コミュニティ協議会においては、竹の安全な切り方講習会を開催をされ、柳井農林事務所の林業普及指導員の指導のもと、30人の参加者により竹の伐採を行いました。

今後におきましても、各地区ごとのコミュニティ協議会の地域交流センターを中心とした活動に対しまして、町としてもしっかりと支援をしていく考えであります。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。

今年度も行政協力員アンケートを146自治会の行政協力員さんに対して昨年の秋に実施をいたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものであります。回収率につきましては、108の自治会から回答をいただきまして、74%となっております。

この調査結果として、自治会長の年齢が60歳以上が約7割という結果になっております。

また、記述式の意見内容におきましては、コミュニティ協議会との協働も含めると、意見や要望が81項目の記載がありました。

特にコミュニティ協議会との協働につきましては、防災訓練や清掃活動などが大半を占め、自治会への参加呼びかけを求める意見も多くありました。

その他の自由意見では、御意見のほとんどが、「高齢化で活動がしにくくなっている」、「空き家などの問題」、「まちづくりやコミュニティ活動について」など、自治会における差し迫った課題や現状が寄せられております。

このアンケートの内容につきましては、町長以下、職員で内容を共有をし、また、自由意見のあった行政協力員の方には、こちらから説明や回答をさせていただきました。

いただきました貴重な御意見に対し、すぐ対応できるものや難しいものもありますが、行政協力員との情報交換ができたものと思いますし、一定の成果があったものと考えております。

なお、内容等につきましては、また広報、ホームページに掲載をし、周知をしていくことといたしております。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは12月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について1点御報告申し上げます。

スポーツの振興についてであります。平成26年度からスタートした、平生町スポーツ推進計画に基づき、スポーツで人とまちをつなぐ元気なひらおの実現を目指して現在、生涯スポーツの推進やスポーツによる地域の活性化など、スポーツ推進施策を展開しているところでございます。その一環として、この日曜日ですけれども、3月12日に少年サッカー教室を開催することとしています。

この教室は、地域スポーツ人口拡大推進事業として県から助成を受け、山口国体の開催競技を地域の活性化につなげるため、する・見る・支えるのスポーツ人口拡大を図ることを目的に行うものです。さきに、県民のクラブを目標に県内全市町のホームタウン化を目指している、サッカーJ2レノファ山口フットボールクラブから河村社長がお見えになり、町長へホームタウン化の要請をされ、町長は快諾をしたところでございます。そのレノファ山口から講師として選手、スタッフ計4名を招き指導を受けるものであります。プロ選手の高い技術に接することで子供たちのレベルアップにつながるのとあわせ、子供たちがスポーツをする楽しさを感じてくれればと願っております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号
日程第11. 議案第7号
日程第12. 議案第8号
日程第13. 議案第9号
日程第14. 議案第10号
日程第15. 議案第11号
日程第16. 議案第12号
日程第17. 議案第13号
日程第18. 議案第14号
日程第19. 議案第15号
日程第20. 議案第16号
日程第21. 議案第17号
日程第22. 議案第18号
日程第23. 議案第19号
日程第24. 議案第20号
日程第25. 議案第21号
日程第26. 議案第22号
日程第27. 議案第23号
日程第28. 議案第24号
日程第29. 議案第25号
日程第30. 議案第26号
日程第31. 議案第27号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第31、議案第27号工事請負契約の締結について（変更）28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額75万8,000円を追加いたしまして、予算総額は51億8,507万7,000円となるものであります。

歳出の主なものを申し上げます。

21ページの一般管理費では、募集をしております地域おこし協力隊が採用に至らず、関連する活動費等を減額いたすものであります。

情報通信費では、住民情報システムの導入時期に見直しが生じたことにより、不用額が発生し、確定見込みにより減額いたすものであります。

21ページからの企画振興費では、ふるさと納税を寄附していただいた方への返礼に要する経費や新たに地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

22ページの戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務に要する経費を計上いたしております。

23ページからの老人福祉総務費では、スプリンクラー整備事業の確定見込みにより、補助金を減額いたすものであります。

介護保険事業勘定特別会計への繰出金は、主に介護用品支給事業費の増額に伴いまして、増額いたすものであります。

24ページの福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を保険基盤安定に要する経費の増額に伴いまして増額するものであります。

臨時福祉給付金事業費では、事業費の確定見込みによりまして減額いたすものであります。

25ページの児童措置費では、確定見込みによりまして減額いたすものであります。

保育所運営費では、法人保育園保育の委託料につきまして入所人員の増加などに伴い増額いたすものであります。

健康づくり推進事業費では、各種検診委託料を実績見込みにより減額いたすものであります。

26ページの清掃費では、周東環境衛生組合への負担金を確定見込みにより減額いたすものであります。

27ページの土地改良事業費では、ため池事業計画作成業務委託料を確定見込みにより減額いたすものであります。

28ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を増額いたすものであります。

29ページの道路橋梁新設改良費では、確定見込みによりまして、県道路改良事業負担金を減額いたすものであります。

30ページの港湾管理費では、管理に要する経費の確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

32ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

33ページの小学校費の学校管理費では、佐賀小・平生小において学校施設環境改善交付金を

活用してトイレの改修事業を行うこととしておりますが、全額平成29年度へ繰り越して事業実施をするものであります。

給食費では、平生小の給食室の給湯器にふぐあいが生じ、長年使用し、修理不能であり、学校給食に影響を及ぼすことから、給湯器の交換に要する経費を計上いたしております。

33ページからの中学校費の学校管理費では、小学校と同様、学校施設環境改善交付金を活用してトイレの改修事業を行うことといたしておりますが、これも全額平成29年度へ繰り越して事業実施をいたすものであります。

34ページの教育振興費では、就学援助費、遠距離通学費補助金において実績見込みにより減額をいたすものであります。

35ページにかけましての公民館費では、中央公民館耐震改修工事費の確定見込みによりまして減額いたすものであります。

また、中央公民館のエアコン改修に要する経費、消防設備改修に要する経費を計上いたしております。

37ページの補助災害復旧費では、工事請負費の入札減に伴い減額いたすものであります。復旧に時間を要することから平成29年度へ繰り越して事業実施いたすものであります。

37ページの公債費の利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

10ページの町税では、法人町民税の現年度分について、申告におきまして、法人税割が増額をしたことによるものであります。

固定資産税につきましては、滞納整理事案の解決によりまして、繰越滞納分の増額補正であります。

10ページから12ページにかけての地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、それぞれ交付見込み等によりまして、追加あるいは減額をいたすものであります。

12ページから17ページにかけましての、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源であります。

確定見込みによりまして減額あるいは増額をいたすほか、国の補正予算に係る事業分を追加計上いたしております。

17ページの寄附金につきましては、ふるさと納税の増額に伴い増額をいたすものであります。

財政基金繰入金につきましては、地方消費税交付金の減額補正などに伴う対応として、基金から繰り入れるものであります。

18ページの諸収入では、雑入の市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金の

一部が配分をされるものでありまして、町単独事業への財源とするものであります。

19ページにかけての町債では、対象となる経費や事業費の確定見込みによりまして、減額又は増額をいたしております。また、国の補正予算に係る事業分を追加計上いたしております。

前に戻りまして、6ページ第2表の繰越明許費につきましては、経済対策分臨時福祉給付金事業、小中学校のトイレ改修、補助災害復旧事業などに要する経費を平成29年度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明申し上げました地方債の増額または減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、39ページから41ページに給与費明細書、42ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額6,040万3,000円を減額いたしまして、予算総額は21億503万2,000円となるものであります。

歳出であります。7ページからでございます。

7ページからの一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金につきましては、財源の組み替えが主な内容であります。

9ページの介護納付金につきましては、介護給付費の確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

共同事業にかかる高額医療費拠出金につきましては、平成28年度の確定見込みによりまして増額をいたすものであります。

10ページの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

諸支出金の療養給付費交付金等還付金につきましては、算定誤りによる過年度分の一般被保険者に係る特別調整交付金の再計算によりまして、自主返還する所要額を計上いたしております。

11ページの予備費につきましては、共同事業交付金等の歳入の減少に対応するため、取り崩すものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページの療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により、高額医療費共同事業交付金及び保険財政安定化事業交付金につきましては、確定見込みにより増額または減額いたすものであります。

続きまして、議案第3号平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正額878万8,000円を減額いたしまして、予算総額は6億3,521万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費の報償費、委託料につきましては、確定見込みにより増額又は減額いたすものであります。

下水道整備費の委託料、流域下水道事業負担金及び物件移転等補償につきましては、確定見込みにより、それぞれ減額をいたすものであります。

歳入につきましては、8ページからでございます。

下水道事業費負担金につきましては、見込みによりまして増額いたすものであります。

下水道使用料につきましては、見込みによりまして増額いたすものであります。

一般会計繰入金は事業費の確定見込みや起債対象経費の変更により、増額いたすものであります。

町債の下水道事業債は、事業費の確定見込みや下水道事業債の算定方法の一部変更に伴い減額いたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業につきまして、平成29年度へ繰り越して実施するものであります。

5ページの第3表地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました地方債の減額により、起債額を変更いたすものであります。

12ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額12万8,000円を減額いたしまして、予算総額は8,750万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

漁業集落排水施設管理費の公課費につきましては、確定により減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。

一般会計繰入金につきましては、事業債の算定方法の一部変更に伴い減額となりましたことから、増額をいたすものであります。

続きまして、議案第5号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、

御説明申し上げます。

今回の補正額7万8,000円を減額いたしまして、予算総額は13億3,890万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

9ページの保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、給付見込みによりまして、減額いたすものであります。

10ページの高額介護サービス費は、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。

特定入所者介護サービス費は、給付見込みによりまして、減額いたすものであります。

11ページの包括的支援事業・任意事業費では、家族介護支援事業の介護用品支給に伴う所要の額を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

介護給付費国庫負担金は介護給付費の見込みに伴いまして、減額いたすものであります。

国庫補助金の調整交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして減額いたすものであり、地域支援事業交付金につきましては、介護用品支給事業の増額に伴い、増額をいたすものであります。

支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、減額いたすものであります。

7ページの県負担金につきましては、介護給付費の見込み等に伴いまして、増額をいたすものであります。県補助金につきましては、介護用品支給事業の増額に伴いまして、増額いたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、地域支援事業における介護用品支給事業の増額に伴い、増額をいたすものであります。

続きまして、議案第6号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額155万2,000円を追加いたしまして、予算総額は、2億2,150万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定等に要する経費を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第7号平成29年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

す。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成29年第1回平生町議会定例会資料をお配りをいたしておりますが、この資料の2ページに平成28年度との款別比較並びに3ページに予算の節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思います。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、47億7,500万円でありまして、前年度比1億500万円、2.2%の減少となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。35ページからでございます。

35ページの議会費につきましては、6,512万円で前年度対比で385万円、5.6%の減少であります。

37ページからの総務費は、7億9,051万9,000円で前年度比7,162万8,000円、10.0%の増加となっております。主な要因といたしましては、これまでの公民館費が地域交流センター運営費として総務費へ計上したことによるものです。

37ページから40ページにかけての一般管理費では、地域振興費を新設したことから、「参加と協働のまちづくり」関連経費が、地域振興費に計上したことにより、減少しているものであります。

新規事業として、予防的な避難勧告等の発令により発生する自治体負担の一部を保険金とする団体保険制度の加入金や、事業者が個人番号及び個人情報を適切に管理することを目的として、特定個人情報の取り扱いマニュアル策定に要する経費を計上いたしております。

40ページからの情報通信費では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行による社会保障・税番号制度に関連する経費を計上いたしております。

新規事業として、社会保障・税番号制度におけるセキュリティ強化に要する経費や山口県情報セキュリティクラウド負担金として、高度な情報セキュリティ対策と有人監視体制を有するセキュリティクラウドを運用するための所要経費を計上いたしております。また、佐賀地域交流センター、平生まち・むら地域交流センター、町体育館へWi-Fiを整備する経費も計上いたしております。

42ページからの財産管理費は、新設でございます。これまでの庁舎管理費と財務財産管理費を集約したものであります。

新規事業として、老朽化した町有住宅の解体に要する経費を計上いたしております。28年度決算から適用することとなります、新地方公会計に対応する財務書類の作成に要する経費を計上いたしております。

44ページからの地域振興費は、新設であります。これまでの企画振興費と参加と協働のまちづくりの推進に要する経費を計上いたしております。

地域活動を行いながら、地域力の維持・強化に取り組む経費として地域おこし協力隊員の活動に要する経費や、平生町参加と協働のまちづくり条例を具現化させるための取り組みとしての協働推進プランに基づき、地域の課題解決や地域力向上に取り組む活動を支援し、コミュニティ協議会への支援に係る経費等を計上いたしております。

また、起業支援事業及び町外の若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に関する経費を、引き続き計上いたしております。

本町出身者に対し、ふるさと回帰のきっかけを作り定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、同窓会の開催に要する経費の一部を補助する費用や、ふるさと納税については専用ポータルサイトの活用やクレジット決済にかかる費用を引き続き計上いたしております。

新規事業といたしまして、地域の実情や課題を把握し、地域の維持及び活性化に必要な施策を実施するため、集落支援員を配置する経費を計上いたしております。

また、ひらおファンクラブ会員の拡大と本町の絆を強めることを目的として関東圏域在住者を対象にした、ひらおファンクラブ懇親会の開催に要する経費も計上いたしております。

46ページからの交通安全対策費では、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプの整備費、街路灯設置費補助金を計上いたしております。

47ページからの地域交流センター運営費は、これまでの公民館費であり、総務費へ移管しての新設であります。地域コミュニティの充実を図るため、町内9カ所の公民館等が地域交流センター及びセンター分館として生まれ変わります。参加と協働のまちづくりの推進を加速化させるため、生涯学習の場としてだけでなく、各コミュニティ協議会の活動拠点としての機能が加わることとなり、地域づくりの拠点として位置づけられることとなります。

新規事業として、地域交流センターへ嘱託職員の配置に要する経費を計上いたしております。

また、佐賀地区の地域活動の拠点であり、災害時には指定避難場所となる佐賀地域交流センター、佐賀公民館であります。交流センターの耐震補強工事に関連する経費を計上いたしております。

50ページからの賦課徴収費は、機構改革に伴い徴収対策室が廃止をされることから、これまでの徴収対策費を廃止をし、賦課徴収費に集約をいたしており、町税計算業務や課税プログラム変更業務、滞納者の滞納処分に関する経費を引き続き計上いたしております。

新規事業として、滞納者の情報を一元管理し、徴収事務の効率化を図る滞納管理システムの導入に要する経費を計上いたしております。

52ページからの戸籍住民基本台帳費では、引き続き、社会保障・税番号制度に関連した通知

カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上いたしております。

54ページから55ページまでの選挙費では、平成29年度に予定をされております山口県知事選挙費などを計上いたしております。

56ページの統計調査費では、主な統計調査として、就業構造基本調査に要する経費を計上いたしております。

58ページからの民生費は、15億2,873万9,000円で前年度比4,958万6,000円、3.1%減少いたしております。主な要因といたしましては、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の終了によるものであります。

58ページからの社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、福祉活動専門員、地域福祉権利擁護事業の活動費等に対する助成として計上いたしております。

その他、国民健康保険事業特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

60ページからの老人福祉総務費では、老人福祉センター管理運営を初めとした継続事業に要する経費を計上いたしております。その他、介護保険事業会計への繰出金の計上が主なものであります。高齢者筋力向上トレーニング事業に要する経費は、介護保険事業特別会計の地域支援事業費で計上いたしております。

61ページからの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。また、継続事業といたしまして、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。

その他、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

新規事業といたしまして、福祉医療費の支給に要する経費として、一定の要件に該当する小学校の1年生から3年生までの児童を対象に、医療費の無料化を行う経費を計上いたしております。

62ページから64ページの障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、相談支援、移動支援、意思疎通支援のほか、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。新規事業として、障害者福祉基本計画を策定することといたしております。

65ページからの児童環境づくり推進事業費では、引き続いて児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。

66ページの児童措置費では、児童手当として、所要の経費を計上いたしております。

保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。また、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業に要する費用についても、引き続き計上いたしております。

70ページからの衛生費は、2億9,796万4,000円でありまして、前年度と比較して、237万8,000円、0.8%の減少となっております。

70ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費、救急告示病院運営費の負担金等を計上いたしております。また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

71ページからの母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。また、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保を図るため、補助金を引き続き計上いたしております。

72ページからの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。

73ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の経費を計上いたしております。

新規事業として、健康づくり計画の策定に要する経費を計上いたしております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時10分からといたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 続きまして、75ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。

76ページの環境保全費では、全国的に深刻化している空家問題について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会委員の報酬を引き続き計上いたしております。

76ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

78ページの労働費は、1,125万4,000円でありまして、205万3,000円、22.3%の増加となっております。

主な要因といたしましては、勤労青少年ホーム運営費に計上いたしております、管理人の賃金であります。公民館が地域交流センターと位置づけられることにより、新たに管理に要する経費を計上いたすものであります。

79ページからの農林水産業費につきましては、2億8,450万4,000円でありまして、

前年度比2,918万4,000円、11.4%の増加となっております。主な要因といたしましては、ため池緊急防災体制整備促進事業費の増加によるものであります。

80ページの農業振興費では、継続事業として、伝承の土づくり推進事業やジャンボタニシ防除支援対策事業、ミカンバエ防除支援対策事業等への補助金を計上いたしております。新規事業として、アルギットみかんの産地において発生をしたイノシシによる食害に対し、緊急的な対策として実施する防除柵の設置に要する経費を計上いたしております。

82ページの土地改良事業費では、新規事業として、危険ため池の下流域の被害縮小のため、ため池を切開し施設の廃止を行う、ため池緊急防災体制整備促進事業に要する経費を計上いたしております。

85ページの林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用し、町内の繁茂竹林を伐採する経費を助成する費用を引き続き計上いたしております。また、農林産物への被害防止のため、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。新規事業として被害防止計画に基づき、住宅地に出没したイノシシなどの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行う鳥獣被害対策実施隊を設置する経費を計上いたしております。

86ページの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業に加えて、アサリ母貝団地保全及び新規就業者募集活動等にかかる経費を助成することとしております。新規事業として、県が事業主体で実施をする水産物供給基盤機能保全事業による、光熊毛栽培漁業センターの機能診断、機能保全計画の策定のための応分の負担金を計上いたしております。

87ページの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定に伴う点検等に係る経費を計上いたしております。工事請負費では、海岸保全事業として小森地区の胸壁工事にかかる経費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの商工費は、2,236万7,000円でありまして、314万2,000円、16.3%の増加となっております。主な要因といたしましては、丸山海浜パークの用地取得に要する経費の計上によるものであります。

88ページの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費や平成24年度から実施をしております、ひらお産業まつりへの補助金等の所要額を計上いたしております。

また、質の高い消費相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費のほか、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井地区広域一体となった労働・観光等の取り組みに関する経費を引き続き計上いたしております。

89ページからの観光費では、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として、広島広域都市圏の観光素材を活用した各種プロモーション等を一体的に推進する事業の所要額を引き続き計上いたしております。

91ページからの土木費は、5億332万4,000円でありまして、前年度比1,063万8,000円、2.2%の増加となっております。

主な要因といたしまして、土砂災害ハザードマップの作成業務、住宅・建築物耐震化促進事業、都市計画基礎調査などに要する経費の増加によるものであります。

91ページの土木総務費では、新規事業といたしまして、土砂災害のおそれのある区域等の指定を土砂災害特別警戒区域として、住民に周知をする土砂災害ハザードマップの作成業務、不特定多数の人が利用する大規模建築物の耐震改修事業者への財政支援を行う、住宅・建築物耐震化促進事業などに要する経費を計上いたしております。

92ページの道路橋梁維持費では、町道隅田水越線などの舗装補修等に要する経費を計上いたしております。また新規事業として、PCBの処分及び運搬に要する経費を計上いたしております。

93ページの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要の額を計上いたしております。

94ページの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたすほか、曾根排水機場整備事業などの県への負担金を計上いたしております。

砂防費では、自然災害防止事業の県への負担金を計上しております。

95ページの港湾建設費では、港湾整備事業元利償還金に係る負担金を計上いたしております。

96ページの都市計画総務費では、新規事業として、5年に一度実施される都市計画基礎調査に要する経費を計上いたしております。

下水道費では、単独下水道改修事業に要する経費を計上いたしております。

97ページの住宅管理費では、継続事業として用途廃止した住宅2戸の解体経費を計上いたしております。新規事業として、設置してから一定の年数が経過した町営住宅の火災警報器を新しい機器へ更新するための経費を計上いたしております。

98ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

99ページからの消防費は、2億7,087万7,000円でありまして、前年度比1,412万7,000円、5.5%増加となっております。その主な要因といたしましては、消防ポンプ積載車の購入経費と広域消防負担金の増額によるものであります。

99ページからの非常備消防費では、自主防災組織合同訓練に関する経費を計上いたしております。

100ページからの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。新規事業として、消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。

102ページからの教育費は、3億861万4,000円でありまして、前年度比1億4,256万1,000円、31.6%減少いたしております。主な要因といたしましては、公民館費を地域交流センター運営費として予算計上替えしたことによるものであります。

102ページからの事務局費では、引き続き、児童生徒の1人ひとりが豊かな学校生活を過ごすよう支援する学校支援員の配置に要する経費を計上いたしております。

また、平生小・平生中学校においても電子黒板等のICT機器を活用した、わかる授業の実践や、情報活用能力の育成等のニーズが高まっていることから、学校のICT化を推進していく費用を計上いたしております。

104ページからの小学校費の学校管理費では、平生小学校の廊下改修や佐賀小学校の屋外整備に要する経費を計上いたしております。

106ページからの小学校費の教育振興費では、引き続き小学校への補助教員を配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいります。また、遠距離通学費や就学援助費等につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

108ページからの中学校の学校管理費では、普通教室棟や管理特別教室棟の廊下改修に要する経費などを計上いたしております。

110ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費につきましても所要額を計上いたしております。また、引き続き、児童の自発的な学習意欲を支援するための、英語検定の検定料を半額助成し、英語力の基礎的な知識や技能を確実に身に付けられるように補助金の所要額を計上いたしております。

113ページからの社会教育総務費では、新規事業として、堀川南蛮樋を改修し、町指定文化財としての価値の保全に要する経費を計上いたしております。

115ページからの図書館費では、新規事業として、子供たちの郷土を愛する気持ちを育むという主旨に基づいて、小学校と連携して「郷土かるた」の作成に要する経費を計上いたしております。

122ページの災害復旧費は、428万2,000円でありまして、前年度と同額であります。

123ページの公債費は、5億5,350万6,000円でありまして、前年度比3,405万4,000円、5.8%減少いたしております。

124ページの諸支出金につきましては、1億1,893万円でありまして、前年度比334万3,000円、2.7%の減少となっております。

125ページの子備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

11ページからであります。

町税につきましては、全体で12億65万2,000円でありまして、前年度比で1,067万7,000円、0.9%の微増となっております。

個人町民税では、生産年齢人口の減少による、納税義務者の減少によりまして、減収を見込んでおります。

固定資産税では、家屋の新築増築の増及び太陽光発電設備投資による償却資産の増により、増収を見込んでおります。

14ページからの利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、平成28年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し計上いたしております。

15ページの地方消費税交付金では、長引く景気低迷などに伴い、前年度比では3,000万円の減少を見込んでおります。

16ページの地方交付税につきましては、国勢調査による人口が確定をし、その減少が段階的に算定に影響する見通しであることから、全体で1,000万円、0.5%減少を見込み計上いたしております。

17ページの分担金及び負担金は、4,760万円でありまして、前年度比で2.3%の減少となっております。主な要因といたしましては、法人保育園分の保育料が減少したことによるものであります。

17ページからの使用料及び手数料では、主に町営住宅使用料の減収により、前年度比で3.5%の減少となっております。

20ページからの国庫支出金では、主に国の施策であります臨時福祉給付金や年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の終了により、前年度比では7,577万円、15.6%の減少となっております。

23ページからの県支出金では、主にため池緊急防災体制整備促進事業補助金や山口県知事選挙に係る委託金等により、前年度比で3,282万5,000円、9.6%の増加となっております。

29ページからの寄附金につきましては、歳出でも説明をいたしましたように、ふるさと納税の拡大に向けた取り組みを積極的に進めておりますので、増加を見込んだものであります。

30ページの繰入金につきましては、地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加等、財源不足に対応するため、やむを得ず、財政基金から1億2,553万7,000円を繰り入れるものであります。繰越金は前年度同様、3,000万円を計上しております。

31ページから33ページにかけての諸収入は、5,888万9,000円でありまして、前年度比で19.0%減少いたしております。

主な要因といたしまして、土地開発公社の清算金等の減少によるものであります。

34ページの町債は、3億2,010万円でありまして、前年度比4,470万円、12.3%の減少となっております。引き続き新規借入の抑制に努めているものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表地方債につきまして、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、126ページから132ページに給与費明細書、133ページから136ページに債務負担行為に関する調書、137ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付をいたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、平成29年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追って御説明を申し上げます。

議案第8号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、19億3,712万4,000円でありまして、前年度比2.6%の減少となっております。

歳出につきましては、17ページからでございます。

19ページからの保険給付費では、28年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で0.7%の減少を見込んでおります。退職被保険者等療養給付費は44.0%の減少と見込んでおります。

20ページからの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は1.2%の増加を見込んでおります。退職被保険者等高額療養費では被保険者数減少により前年度対比では41.8%減少しております。

23ページの後期高齢者支援金では、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として被保険者に応じて各保険者に納付が割り当たるものですが、2.8%の減少を見込んでおります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、前年度対比で10.7%の減少を見込んでおります。

共同事業拠出金であります。28年度実績を勘案し、前年度と比較すると、高額医療費拠出金で25.9%の増加となっております。

また、保険財政共同安定化事業拠出金では2.0%の減少を見込んでおります。

26ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、平成29年度も引き続き受診勧奨に取り組み、引き続き集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいります。

戻りまして8ページからの歳入でございます。8ページから10ページまでの国民健康保険税

については、国の税制改正に伴う低所得者への軽減対象の拡充により、一般被保険者国民健康保険税は3億91万7,000円で前年度比4.8%の減少を、退職被保険者等国民健康保険税は1,028万7,000円で、被保険者数の減少により、前年度対比で34.0%の減少を見込んでおります。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みにより、それぞれ算定いたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものでありまして、前期高齢者の加入率や給付費の見込みにより前年度対比で4.0%減少するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、平成28年度実績見込みによりまして、全体で0.7%の増加となっております。

14ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第9号平成29年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億5,926万2,000円でありまして、前年度対比1.5%の減少となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、流域下水道事業維持管理負担金を計画流入量の見込みによりまして、増額しております。新規事業として、公営企業法適用基本計画を策定をし、公営企業法適用事業への取り組みを進めることといたしております。

11ページからの下水道整備費では、委託料として下水道工事に際し、地下埋設物の調査に要する経費を計上いたしております。

工事請負費につきましては、事業費の増加に伴いまして、前年度比で1,306万円の増加となっております。

流域下水道事業負担金については、所要額を計上いたしております。

12ページからの公債費では、主に元利償還金で3億7,843万3,000円を見込んでおります。

7ページからの歳入では、受益者負担金は、対象戸数の減少等による減収を見込んでおります。下水道使用料につきましては、平成28年度の実績を勘案し増加を見込むものであります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明をいたしました事業費の増加により、所要額を計上いたしております。

9 ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入予定額であります。

前に戻りまして、4 ページの第2 表債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償に対するものであります。

第3 表地方債につきましては、本会計の事業に対し町債を起すものであります。

続きまして、議案第10 号平成29 年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8,900 万9,000 円でありまして、前年度比で2.4%の増加となっております。

歳出につきまして、9 ページからの漁業集落排水施設管理費の工事請負費では、佐賀地区におけるマンホールポンプ自動通報装置のデジタル化に要する経費と公共ます設置等の経費を計上いたしております。

7 ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は、平成28 年度の実績等を勘案し、同額の1,540 万円を計上いたしております。

8 ページの一般会計繰入金は、前年度対比で7.4%増加をいたしております。

町債は、資本費平準化債の発行を予定をいたしております。

4 ページの第2 表債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3 表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第11 号平成29 年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,757 万9,000 円でありまして、前年度比0.8%の減少となっております。

歳出は7 ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

6 ページの歳入におきましては、これまでと同様に3 町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第12 号平成29 年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、13 億3,925 万5,000 円でありまして、前年度対比2.9%の増加となっております。

歳出につきましては、11 ページからでございます。

13 ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で3.3%の増加を見込んでおります。

14 ページの介護予防サービス等諸費では、通所介護、訪問介護等が29 年度から新たに始まる介護予防・生活支援サービス事業費へ移行することから、56.2%の減少を見込んでおりま

す。

15ページの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、12.1%の増加を見込んでおります。

17ページからの特定入所者介護サービス費では、判定基準の拡大により、前年度比で6.9%の減少を見込んでおります。

19ページの介護予防・生活支援サービス事業費は新しい総合事業に係る経費として、介護予防サービス等諸費から移行し新たに新設するもので、サービスの低下につながらないように取り組みを進めてまいります。

一般介護予防事業費では、これまで一般会計に計上しておりました高齢者筋力向上トレーニング事業を地域支援事業の一つの取り組みとして進めてまいります。

20ページの包括的支援事業・任意事業費の認知症総合支援事業費では、平成30年度から新たに始まる認知症への取り組みに対応する所要の経費を計上いたしております。

21ページの任意事業では、家族介護支援事業の介護用品支給事業に要する経費が増加となっております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、前年度比で0.3%の増加とほぼ同額を見込んでおります。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額・増額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第13号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2億3,165万9,000円でありまして、前年度比6.3%の増加であります。

歳出につきましては9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計からの繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより増加をいたしております。

歳入につきましては6ページであります。保険料につきましては、広域連合の試算をもとに計上いたしております。前年度対比で5.0%の増加となるものであります。

一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、平成29年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第14号平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年3月をもって平生町土地開発公社が解散することにより、平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例について、それぞれ所要の改正をいたすものであります。

平生町土地開発公社につきましては、昨年12月の定例会において、解散の議決をいただきまして、12月28日に山口県知事の解散認可を受け、本年1月10日に解散及び清算人の登記を完了いたしております。現在、清算の途中であります。本年度中には同手続を完了する予定であります。このたびの改正の主な内容といたしましては、両条例における平生町土地開発公社に関する箇所を削除するものであります。また、平生町情報公開条例においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨を踏まえ、開示請求権の対象者に係る要件を撤廃をいたしております。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第15号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては児童福祉法の改正に伴い、平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例において、それぞれ所要の改正をいたすものであります。

平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例においては、養子縁組里親の法定化に伴う改正をし、要介護者を介護する職員に対する時間外勤務の制限を規定いたしております。職員の育児休業等に関する条例においては、養子縁組里親の法定化に伴う改正をいたしております。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第16号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、最低賃金の改定に伴い報酬額の引き上げ及び鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い新設をする鳥獣対策実施隊員の報酬額を規定するものであります。主な改正の内容といたしまして、社会教育指導員、青少年育成センター指導員、児童館長、児童厚生員、徴収嘱託員において、それぞれ報酬額の引き上げをいたします。また、有害鳥獣被害の防止対策として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定をされている鳥獣被害対策実施隊を本町に設置することから、新たに鳥獣対策実施隊員の報酬額について規定するものであります。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、非常に厳しい財政状況の中、本年度に引き続き、特別職の給料月額を町長は20%、副町長は15%、教育長は10%をそれぞれ減額するものであります。施行日につき

ましては、平成29年4月1日といたし、1年間の減額措置といたします。

続きまして、議案第18号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、消費税率引き上げ時期の変更により、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をいたすものであります。主な改正の内容といたしましては、町県民税における住宅借入金等特別税額控除につきまして、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年12月31日まで延長するものであります。また、軽自動車税につきましては、グリーン化特例を1年延長し、環境性能割の創設時期を平成31年10月1日に延伸し、あわせて県内市町における非課税・減免基準の調整を行うものであります。

法人町民税につきましては、法人税割の税率の引き下げ時期を、平成31年10月1日以後に開始する事業年度に変更するものであります。施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第19号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、消費税率引き上げ時期の変更に伴い、所要の改正をいたすものであります。主な改正といたしましては、現在、平成27年度から市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方、第1段階ですが、を対象に、保険料の負担割合の5%分を軽減をいたしておきまして、平成29年4月から消費税10%への引き上げの時には、市町村民税非課税世帯全体を対象にして拡大し軽減措置を実施する予定でありましたが、消費税の引き上げ時期が平成31年10月まで延期されたことから、引き続き現行の軽減措置を実施するため、本軽減措置の実施期間を延長するものであります。また、地域包括支援センターの職員の基準に係る介護保険法施行規則の改正に伴い、本町においても同様の措置を講じる必要があるため、所要の改正をいたすものであります。施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第20号平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。主な改正内容といたしましては、通所介護を提供する事業所のうち、小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として市町村が指定する地域密着型サービスに移行しているため、このたび、地域密着型通所介護に係る規定を追加し、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準拠いたすものであります。施行日につきましては公布の日からといたしますが、条例が施行されるまでの間は同省令で定める基準が適

用されております。

続きまして、議案第21号平生町丸山海浜パーク設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成元年に平生町丸山海浜パークを設置するにあたり、条例を制定し、名称、位置及び管理方法等について規定をいたしておりましたが、このたび、本施設の位置の表記について誤りがあることが判明しましたので、本施設の地番を修正するため、該当箇所を改正するものであります。施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第22号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、老朽木造住宅の用途廃止をいたすものであります。内容といたしましては、対象となる住宅は隅田住宅1戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過をしておりますことから、老朽化により今後の管理が不相当であると判断をし、用途廃止をして、別表中の当該住宅戸数を変更するものであります。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成29年度に解体を予定しております町有住宅について、用途廃止をいたすものであります。内容といたしましては、対象となる住宅は大野北の1戸、曾根の4戸、佐賀の1戸の計6戸でありまして、老朽化により今後の管理が不相当であると判断をし、用途廃止をし、別表中の当該住宅を削除するものであります。施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本施設は、指定管理者制度により、平成26年度より3年間の指定期間を設けて管理運営をしてまいりましたが、平成29年3月31日をもって指定期間が満了することになり、新たに指定管理者の指定を行うものであります。指定管理者の指定手続につきましては、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において規定をいたしておりますが、同条例第2条により、募集につきましては公募が原則でございますが、同条例第6条により、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮されるときは公募によらず指定管理者候補として選定できる旨の規定がなされているところであります。このたびも、老人福祉センターの指定管理者の選定にあたりましては、同条例第6条により、公募によらないで選定をするものであり、平生町社会福祉協議会を指定管理者の指定候補として、引き続き選定をいたしました。選定理由につきましては、これまでの施設管理を通じて地域福祉の向上に取り組まれた結果、実績があり貢献度及び信頼度も厚いことから、今後においても指定管理者として実績及び能力が十分で

あると判断しているところでございます。

指定期間につきましては、介護保険法の改正に伴う高齢福祉情勢の動向を見極めていく必要があることから、指定期間を1年と定めております。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第25号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について及び議案第26号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第25号につきましては、山口県市町総合事務組合から、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、地方公務員災害補償事務を共同処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加え、公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を共同処理する団体に岩国市を加えるものであります。また、共同処理する事務である行政不服審査会について、同審査会の招集にかかる規定をいたすものであります。

また、議案第26号につきましては、退職手当支給事務を処理する団体から、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が脱退することに伴い、それまでに納付した退職手当の負担金などの財産処分をいたすものであります。

両議案とも地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第27号平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、平成28年12月22日の定例議会で御議決をいただき、翌12月23日に工事請負契約を締結いたしました平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事に係る契約金額及び工期の変更をいたすものであります。本工事につきましては、現場において作業を進めていく中において、掘削する土量が見積段階より少なくなることで、残土処分先が当初の予定場所より距離が短くなったことなどの変更が生じたため、契約額の変更をいたすものであります。また、掘削土の処分先を決定するにあたり当初の予定より調整期間を要したため、工期変更をいたすものであります。工事予定価格が5,000万円を超える工事の変更契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算13件、条例10件、事件4件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時15分からいたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで吉賀副町長から発言を求められていますので、許可をいたします。吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） 一点ほど、訂正とおわびをさせていただきます。

当初予算の概要を別冊にてお配りをしております。この中の11ページから15ページにかけての、それぞれの予算テーマにおきます主な事業を載せておりますけど、この中に表頭といますか、事業名の次に要求額と記入しておりますけど、これは予算額の誤りでございます。訂正とおわびをさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

----- . ----- . -----

日程第32. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第32、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告にしたがい質問します。

私は、町民の声を町政に届け、平生町を少しでもよくしたい、よい方向にとの思いで議員の要職につかせていただき、任期4年間のうち2年が過ぎようとしています。この2年間で振り返り、知識や知恵もないまま皆様の指導のもと、ひたすら前向きによい方向への思いでありますが、あるときは失礼な言葉も発し深く反省もしております。

その反面、町民からの生の声を一部紹介させてください。1つは、「最近議会が盛り上がり、よい傾向じゃね」と言う人。また「議会だよりを見るのが楽しみになったよ」と話してくれる人。あるいは「どの議員さんもせっかくよい質問をしているのに、答えはずれているようで、もう少し追及してよ、頼むよ」と言われる人。「近ごろは平生町広報や議会だよりを見るようになり、行政内容に関心を持つようになった」など、町民からの温かいアドバイスや激励の声もあります。私自身、改めて初心を忘れることなく足元を見ながら、問題は納得、理解できるまで粘り強く一問一問を大切にしながら質問することが目標です。議会は、まして本会議は会議の中では最高の会議と考えていますので、2度目の質問は会議を軽く考えている感じがしますが、納得のいく答えがないので、前

回1 2月議会の再質問です。

1つ目、急速に進む休耕田をどのように感じ、平生町の農地をどう守るのかということで、1つは現在、田布施町、柳井市においては、総事業費200億円からのお金を投入して大規模な国営圃場整備事業が行われ、農地を広くし、どの農地にも車が入れるよう道も整備され、農作業の軽減、若い担い手の参入など、将来的な農業、未来へ続く農業を困難な問題を一つずつクリアしながら進めています。

平生町は参加しなかったが、国は基盤整備事業をさらに拡大し、日本の農業を守るため推し進めることを国会中継でも言っています。いろんな補助事業があると考えられます。町長みずから農地の基盤整備を推進する気があるか、お尋ねです。

もう1つは、太陽光発電は耕作放棄地の解消の1つではあるが、環境問題としてはどうだろうか。設置者からあるいは周りの人からの苦情はありませんか。

3つ目です。農業はめまぐるしく変化する中、先日、田布施町、柳井市、旧大畠町の農業生産法人が参加して、アグリ南周防が結成されたとNHKニュースで2度放送され、昨日もありました。現在、農業者平均年齢70歳、担い手の育成、農地の整備拡大など、困難な問題に近隣の市町では創意工夫に将来構造に立ち向かっている様子が放映されました。

平生町においては、農業者の生の声をどのように、どこまで把握し、具体的には高齢化の問題、担い手の問題、農道水路、道がやぶれてもう四、五年直らないとやめる人もいますし、農地の管理状況、有害鳥獣駆除、これらをどう進めているのか、農業政策の課題と解決についてお尋ねです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず農業に関連をして、今3点御質問をいただきました。

1つは、圃場整備の関係で12月、前回の一般質問に続いての御質問でございます。町長は、圃場整備をどうするのかと。平生町もこれまで圃場整備については、昭和60年から平成の頭にかけて、大野、曾根、尾国。この地域で大野弁上、曾根の中田・三反田、尾国地区。それぞれ圃場整備を実施をしております。

あとやれるところということで、平成17、18年のときに、この前も御指摘いただきましたように、大野の南上下。これ、国と一緒にやろうということで取り組みをしました。

結局、南上下がその対象。これも10ヘクギリギリという要件がございますからということで、もうこれのときも本町で、農振地域でこの圃場整備を進めていこうとすれば、これをやらないともう次ということにはなんよと。ぜひやるならこの時期にやらないと、もう本来であれば、昭和のあのころ地域全体やったときに圃場整備は当然、農業の将来を考えればやるべきであったというふうに私は思っておりますけれども、そのまま残ってきたということでもありますから、10年前のこの国営圃場でやる場合に何とかのれるようにやろうということで、地域の方にも協議会をつくって

いただいて、あるいはまた町の職員も国の職員も一緒に戸別訪問をしながら事業説明をして、何度も理解を求めて対応した。

ただ結果的に、どうしても同意がいただけなかったということが結局ネックになりまして、この事業の推進を断念せざるを得なかったということでございまして、極めて残念だったと私自身も思っておりますし、この採択の要件を何とかクリアすべく努力をしましたが、採択にいたらなかったということで今日になっております。

だから、基本的には圃場整備を取り組むと。今平生町の場合、本来用途区域がかなり広くとってありますから、いろんな地域でなかなか要件にのれないという部分がありまして、いわゆる農振地域を対象に考えた場合は、そういう形になってくるということで、この辺のひとつの制約というものがあっても事実です。これはもう御指摘のように、田布施とか柳井とかとそういった地理的な条件を含めて、制約が平生の場合もあるということは、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思っていますし、私はこの圃場整備は以前から県営でもやっている時代がありましたけど、あの時代からどんどん進めていくべきだというあの話は随分させていただきました。今言いましたように町内各地でやられた、残ったのがあの大野地区だけだったと。これはもうこれやらないと次はないよというようなことで、随分協力をいただきましたけれども、最終的には協議会のメンバーの方々も一生懸命やって、もうこれ以上無理を言うて、例えば地域がもうこれはまとまらんようになるということで、いろんな限界を感じる中で、断念をせざるを得なかったという経緯があったということについては、ぜひ御理解をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、太陽光発電ですが、私も別にこれが耕作放棄地を解消する一つというふうには受けとめて、私はおりません。むしろ本当に環境問題として、あるいは農業政策上からも、今のようにとんどんできるのが好ましいのかといえば、そういうことにはならないと思います。

ただ、現実は今用地を提供される方と業者の方が、それぞれ規制も農地というか、そこに対する規制というのがなかなか環境面からも農地法からもかからないと。だから、あくまでも所有者と業者が利害が一致をするということを前提に、今までとんどんつくられておると。したがって、農振のところは、農地転用できませんから、そこには当然太陽光ということになりませんが、現実にそういう状況になっている。したがって、町として決して好ましいことではないけども、そういう現状が進んでおると。したがって周辺住民とか、またこの関係者の中から営農活動にトラブルが生じるようなことがあればこれは問題ですから、これは町としてしっかりその辺は対応していかなければならないと思っております。今のところ苦情が、町にこのことで寄せられておるということはありません。しかし、そうはいつでもいろんな、今申し上げましたように、地域住民の皆さんに支障が出るようなことはないように、これから町としてはやっつけていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、3つ目の高齢化、担い手、農道水路、それから有害鳥獣駆除。特に高齢化と担い手は、これは担い手の問題の現状ですから、これは一緒に考えて高齢化率が今、本町も県の平均よりもまだ高いと。この前農業センサスで平生町の農業就業者の平均年齢が71.5歳というふうに農業センサスで出ております。山口県が70.3歳ですから1歳以上高齢化と。しかも大規模農家はありまませんで、いわゆる営農法人もないというような状況の中で、地道であってもしっかり今まで続けてきた地産地消、環境保全型農業含めて、特産品センター等の活用を図りながら、地域のみなさんが引き続きこうした対応ができるように。また、いわゆる定年帰農じゃないけども、高齢者のまだ入り口の段階で退職をされた方々が農業に挑戦をされたり、あるいはまた、そういう方々を対象に、今いろんな指導もいただいておりますから、そういうことを通じての育成をしていく。あるいは若い人については、引き続き町としても、どうぞ町としてのこういう支援をしますよということを含めて、情報の発信をしていきたいというふうに思いますし、JA、農林事務所等々も協力をして就農支援体制を整えていきたいというふうに考えております。

また、農道・水路、これは基本的には、原則受益者が負担をするということで、従来は、受益者が管理をしなきゃいけないということでやっておりますが、いろんな自治会やら集落から要望が、小規模の分はいろんな原材料を支給したり、機械の借り上げ費をみたりと、いろんな小さいやつについては対応させていただいておりますけれど、なかなか今の厳しい現状があるということは受けとめております。ただ、町として少し規模が大きくて事業としてやらなきゃいけない分は、今度は危険ため池の問題とか農免の問題とか、こういうやつはしっかり対応をしていきたいというふうに思いますし。それからいわゆる農振の地域でいえば、日本型直支の制度のうち、多面的機能の支払事業ということで、農道水路等の集落管理を行っていただくということも、今取り組みを進めさせていただいておりますという状況です。大変課題は現実にあるということも受けとめております。

それから、有害獣の駆除については、これはもう先ほどから説明をさせていただいておりますように、町内でも被害が大変イノシシの被害がふえております。町内全域で、今いろんな被害が発生をしておりますして、捕獲頭数も300頭を超える。今年度は昨年を上回る状況にあるというに受けとめております。

今まで防除柵とそれから捕獲をするという、この2本立てで対応しておったわけですが、捕獲については、捕獲隊の皆さんの協力もいただきながら、またいろんなわな猟の取得の免許とか、あるいはその登録の際の費用とか、できる支援はしながら、取り組みを進めさせていただいておりますして、こういうものは引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますし、きょう先ほど言いましたように、鳥獣被害対策実施隊を新たに新年度から対応していきたい。

それから防除柵の柵についても、これも直接、これはもう私自身が農業者からいろんな地域で話し合いの場がありますから、しっかりその場で何とか、1回しか今防除柵やったらもうだめじゃと

ということですから、これをぜひ2回目も交付をしてほしいという皆さんの声も受けとめて、防除柵の2回目以降、限度額も3万円にということで、新年度から新たに対応をして、これはもう農業者だけじゃなしに、それ以外からも、この防除柵については対象を広げていこうということで、充実をさせていきたいというふうに考えております。

決して、十分ではないかもしれませんが、これから有害鳥獣の駆除に向けて、きのうも実は山口県産業ドローン協会のほうと平生町とで連携包括の地域活性化包括連携協定というものを結ばせていただきまして、これをドローンを活用して有害鳥獣の対策の可能性を切り開いていきたいということで、今具体的な、一応職員も含めて対応をとらせていただいて、何とか早く実施をして、少しでもこうした対策に寄与できればということで、今取り組みを進めさせていただいておるところであります。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今の質問、お答えを聞いて、考えているとかこれは大変な問題だと。いつも同じような質問で、それが私は町民からおしかりを受けることなんですけど、でもやってないんだからそれしか答えられないのはわかります。

でも、今このままではつくり手がやめたら即休耕田です、田んぼも。うちの近所も60代の人が死にました。狭い道に農機具を持っていて一緒に落ちたんですけども、その人が本当に地域の農業に貢献されていた方だなというのが、わかりましたね。いろんな農地利用増進か何かで、いっぱいいろんな人をつくっておられましたので、即九州から帰ってきて、ああ死んだから誰かつくってくれる人はいないだろうかって。本当地元を離れた人とかいろんな人が、いい田でもつくってもらえなくなるんです。そこらあたりも真剣に受けとめてほしいと思います。

平生の農地を守るということは、農業者だけでなく住む場所がなくなるんです。イノシシが出て。本当に家のねきまで、セイタカアワダチソウやカヤが生えていたんでは住みたくなくなるんです。だから、本当に子や孫のために都会からも帰ってこれる。今の人のためじゃなくて、子や孫のためにみんなで頑張っていたきたいな、そのように町長が旗振り役をしてほしい。切に望みます。

太陽光も私の聞いた段階では、家の前、玄関開けたら太陽光よね、窓開けとうもないよね、朝起きて窓開けられんという人もいます。それは、多分私もこの回答の中では、町には苦情はきておりませんと言うと思います。この田舎では、発言したくても言えない人がいるということのを頭に置いて、町政をやっていたきたいと思います。

思いをはせてくれないと、前へ進まないと思います。四角四面でいくのでは住みよいまちには、幾らコミュニティをやってもいい思いはできない人も、成功しないんじゃないかなと、基本はそこじゃないかなと思っています。

改革とか改善、考えていますということ、それは本当に私は、本当私の実践で思うのは、思わな

いことはできません。潜在能力ってこうやりたいんじゃ、無理かもしれんけどもやってくれないだろうか、職員に話をかけて、そして町民にも話をかけたら、一步一步進むんじゃないんでしょうかね。

そういうふうやって、本当にこの平生町を救ってほしいなと思っています。実行や実践がなかったら、言葉を並べてもだめなんですよね。だから、少しでもここを改善しましたとか言ってほしいと思います。

今、有害鳥獣で、今までの第2回目を3万円出す、一律3万円でしょうか。1反近く、1反じゃない、四、五反つくる人と3畝や4畝の人と同じ金額なんですか。周りをくるとと困んだら、結構それぐらいのいただくお金は使えるんですよね、小さな。だから、このたびはどうなるんですか。以前はそのように聞いておりましたが、そこらあたりの苦情は入ってないんでしょうかね。結構非難はありましたよね。「あれだけのをつくりよってあれの方と一緒にあ」言うてから。「何をやりかたやるんかのう」て言う人結構おられるんですよ。だからそういう声が届いていないということは、届けてもらえないちゅうことを考えてほしいと思いますね。届けてもらえないということにも原因があると思いますよ。四角四面でやっていただくのではなく、「あ、そうかね」「あ、そうかね」って、本当私も反省した時点でまたすぐこんなひどいことを言っていますけど、思いだけは伝わってほしいと思っています。

町長さんのまた、再度お考えを聞かせてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 経済課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今、御質問がありました、まずは鳥獣対策の防除柵の新年度の事業でございますが、今までの防除柵の補助事業につきましては、事業費の2分の1、上限2万円ということで、農業者が設置した防除柵について支援していくという形で、平成20年度から実施してきております。

1つはイノシシによる被害がふえてきたこともあり、また、農業者の方からの要望もかなりあったということで、まずは平等に農業者の方に行き渡るようにということで、1回という一応条件をつけまして実施してきた経緯もあります。これにつきましては、26年度の申請がピークということで、若干下がってきたことを加えまして、今ありましたように、上限2万円では十分な防除柵の支援になっていないとか、また2回目以降の補助については、やはりしてほしいという声もありましたので、29年度については基本的に2分の1という補助率については同一でございまして、上限を3万円とすること、また今まで今年度までやっておられる農業者についても、2回目について要望があれば、また補助を出すという形で採択内容を変えようとしております。

加えまして、また集落周辺に出てくるイノシシに対しても、どうにかならないかという声もありましたので、農業者だけでなく、農業者以外の方においても、そうした要望に対応できるように、補助を受けられる方の範囲を変えております。面積においての要件については、今のところ差別というか区別をしておりませんので、基本的には事業費においての2分の1という形で、事業費といましても原材料費でございますが、その2分の1についての助成というふうにしております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） だいたいわかりましたので。また私は今回、この1問目の質問で、町長が基盤整備はする気があるというのが、それを引き出しただけで、私は近所の住民の人たちや私に声をかけてくる人たちに、基盤整備できそうよということが言えるのが、それが今回の質問の成果だと思っています。それは、なぜかという、してほしい人にできるよいうて、決定権は町長にあるんですから、なに嘘を言うてと言われたら困るので、私は今返答に困っているので、再質問をさせてもらったわけです。基盤整備もいろいろな事業があるように、私は農林事務所のほうにも相談に行きましたから聞いております。

今、私の内々のことで申しわけございませんが、私の妹が日積におります。ブドウをつくっているんですが、猿が出るので、今回の国営事業の追加で猿のネットも猿よけもつくっていただけるそうなんです。だから、これ1つじゃなくて、あの事業はその都度、その都度ケースバイケースで多分変わっていくんだろうと思いますので、結論を急がないで、お悩みとか困っていることとか、県や国へいろんな人に平生町の現状を話しておくことが大事なんじゃないかと思います。

どうぞ、平生の農業を見捨てないでください。そして、みんなで頑張りましょう。普通に住んでいる人も多分イノシシが出たり、農地が荒れたり大変だろうと思いますので、近所の人、これはまち中の人の話ですけど、行政も知っておられるかもわかりませんが、ちょっと休耕田して草刈り機使いよったら、うるさいいうて叱られるから、しょうがない手で刈るという。それは夜勤の人がおるかもしれませんよというんですけど、ちょっと土地を持つてる人も、今そういう現状で、いろんなところに困っている人が、農地が多いとか少ないとかじゃなくて問題はあります。用途地域はその市町のトップで変更もできますので、そこらあたりもよく勉強されたらいいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今ありましたように、圃場整備について、基盤整備というのは必要だし、我々もぜひやれることがあるんならやりたいという気持ちは申し上げたとおりで、ただし、適用の要件がありますから、これは、私が決めるわけにいかん。それは相手があることだし、国が例えば国営圃場であろうと国の補助である圃場整備事業であろうと。例えば面積なり、あるいは担い手の要件、こういうものが当然出てくるわけですから、それをクリアなんとかできるように、あるいはまたその要件が少し緩和されるとかいうことになれば、これまた我々も考えていきますけども、今

はそういう要件がかかっているからなかなか難しいんですよということを申し上げておるわけであります。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 済みません、それでは2つ目の質問をさせていただきます。

平生町民憲章の件です。平生町民憲章は、「わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。」と、昭和60年に制定されています。私は町民憲章にかかわった人たちは、郷土愛に満ちた素晴らしい人たちだと思いつつ、いつも唱和をしております。

2年前選挙カーで佐賀、大野、平生、曾根。町内を1周したとき、野山、田畑あらゆるところで荒れた土地を目にし、自然崩壊が進んでいるのに驚きました。今小和田地区は太陽光が多く設置されています。「自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります」とあるが、現在、どう整えどうつくるのか、実践が見えないので現実的でないなら、時の流れで見直すべきではないかと思えます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町民憲章について、今御質問をいただいております。

本当に町制30周年を記念してつくられた、昭和60年でありますが、素晴らしい先人、先輩方のこの平生町を思う結晶が、まさに憲章に凝縮をされておるといふふうに思っております。

現状と少しマッチしないから見直したらどうか、どういうふうに美しいまちをつくっていくのか。この町民憲章は最初のところにも、「わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。」ということで、町がやることもありますが、町民が、みずからがまちづくりを担っていこうと。町民はこの当時つくられた方々の、この当時の昭和60年に町民憲章つくったときの解説書があるんです。「町民とはただ単なる住民ではなくして、まちづくりに義務と責任と権利を持つことによって、真の町民になる。町民によってみずから住もうとする決意を理想像として求めたものが町民憲章」ということで、この憲章は、5つ項目ありますが、全部何とかしましょうじゃなしに、何とかします。美しいまちをつくります。まさに町民一人ひとりがそういうまちづくりの主体として理想像に向かって頑張っていくんですよ、こういう取り組む姿勢をまさにここに示しておると。それがこの町民憲章に今なっておるわけであります。

したがって、今おっしゃるように、町がいろんな今機会であるごとに皆さんと一緒に唱和をしておりますけれども、町民一人ひとりが、まさにこの町を今からこういう町にしていこうという町民の決意として、今述べていただいております。我々もそういうつもりでやっておるということですから、これは大事にして、我々もいきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 本当に大事な本当にいい、ふるさとを愛して平生町を誇りに思っている人がつくったんだというのは、本当に唱和するたびに私はいつも頭に描いておりました。

ですけども、今ハートピアもあたりも草もぐれ、この当時にこの制定したごろに桜の木も植えたんじゃないかと思うんですけど、伸び放題、行かれもせん草もぐれ、ロープが張ってあった、今あれからは解いたかもしれませんがロープは張ってある、そういうな状態、フラワーベルトも中止した。本当に風情のあるまちというか情緒のある、本当に子供たちは感受性の強いときですから、草もぐれを見てどう感じるだろう。美しいという感じが、本当にそれを感じてほしいと思いますので、この町民憲章に誇りを持って見直すことがいらないのだったら、そういう方向にも力を注いでほしいと思います。旗振りはやっぱ町ではない、こういう団体の組織の人がやるんだと言われても、やっぱリードは町民憲章ですから町がリードして行って、フラワーベルトのように、どっかここに植えよう、これを植えよう、子供たちに感動を与えよう。本当、緑豊かなふるさとを未来へ続けてほしいんだという思いを子供たちにも伝えて、本当に私は緑豊かな平生町だったら最高と思います。

町長さん、今の現状で自然が崩壊していってなくなっていくのが目に見えるんですけど、それでも大丈夫でしょうか。お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 子供たちも、この平生町、まず先に上げるのは豊かな自然とこういうことで認識をしてくれておりますし、毎年、今この憲章そのものは特に平生町の場合は、いろんな組織団体からできておる生涯学習推進協議会。ここでこのそれぞれ5項目を毎年1項目ずつテーマに掲げて、その具現化に向けてみんなで取り組んでいこうということで、いろいろ子供たちもポスターから標語からいろんな形で参加をしてくれております。

そういう小さいときから一町民としての意識といいますか、そういう自覚を持って取り組みに参加をしてくれておりますから、この取り組みをずっと続けていくということが、長い目で見れば、郷土愛につながっていくというふうに我々も信じておりますので、大事にしながら、これからもしっかり定着をしていくように、もう定着していると思いますけども、さらにこれからも我々もそういう気持ちで一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ちょっと話がずれているので、それは私の気持ちが伝わらないのだと思いますけど、本当に緑豊かなふるさと、それを目指して行政のほうの旗振りをどのようにするのか、その1点をお聞かせください。

今、山の紅葉も、竹やぶばかりで、なくなっていますので、四季折々の紅葉がなくなりました。

そして田んぼも、春夏秋冬の風情もなくなりました。そういうことは関係ないと申されるのか、そこからあたりは改善の余地があるのか、町長の意見をお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 平生町にとって豊かな自然というのは、これはやっぱり本当に基本だというふうに思っておりますし、この町民憲章もそういった意味では一番先に、こういう5項目の中でも一番先に豊かな自然、美しい自然、環境を整えていこうと、こういうことですから、今おっしゃったように、緑豊かなこの平生町をしっかりと次の世代にバトンタッチしていけるようにやっていくというのは、我々の責任でもあるというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） では、通告書にしたがって質問をさせていただきます。

まず初めに、当町の火災対策について。中心部以外の周辺地域の火災対策は万全かということで、質問をさせていただきます。

昨年末には、新潟県の糸魚川市において、144棟を燃やし、まちの姿を一変させた大惨事が起きております。南風が吹き荒れ、十数メートル先まで飛び火をし、まち全体が火の海となった状態をテレビで写し出しておりました。そんな中、近所の主婦が自分の家が燃えないように水をかけてほしいと消防士に頼んでいる場面が写し出されておりました。しかし、消防士の人は、今は火を鎮める水もなく、それは到底無理だと言っておられました。しかし、この糸魚川市には川もあるだろうし、何でこうなるんだろうと私自身考えておりました。

また、ことしになっても毎日のようにニュースでは火災を報道をしております。それも乾燥しているせいか、3軒、4軒と大火になっております。

そこで質問ですが、当町の火災対策に対する対応はどのようにになっているかお伺いをいたします。火災対策について、消火をするには水が必ず必要となります。消火栓の位置について、町全体では279カ所設置されております。周辺地域を除いてはほとんどクリアされておりますが、周辺地域についてみますと、中心部から遠ざかるにしたがって設置の数がだんだんと少なくなってきております。周辺地域の対策は必要となっておりますが、それについては防火水槽の設置が考えられておりますが、当町の設置数は40トン以上が98カ所、40トン未満が10カ所となっております。

周辺地域において、この設置数で全てが賄えているとは考えにくいと私は思います。

また、周辺地域でも5軒、10軒と密集しているところもあります。その地域において、火災が発生した場合、本格的な消火に対する水の確保についてですが、川らしい川のない当町において、町民の命と財産を守るためには水の確保が絶対です。

今、町内のどこに住んでいようが、常に安心して暮らせる平生町にすべきだと私は考えております。万全な対策を立てていく必要があると思いますが、どのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 本町の火災対策ということで、特に消防水利の関係についてお尋ねをいただきました。

今、町内2月末現在で、消火栓が281基です。それから、防火水槽は御指摘のように108基合わせて。あともう特に周辺地域で必要になってきますが、ため池等含めて53カ所ということでございます。

今、消防法によりますと、防火対象物から1つの消防水利に至る距離が、半径140メートル以内というふうに設定をするようになっております。町の中心部は、ほぼこの設置基準を満たしているというふうに思っておりますが、御指摘のように周辺地域になると、なかなか行き届いていない面もあるかもしれません。特に周辺部山林に近いほうということで今水の確保ということで、いろんなため池等あるいは河川もありますけれども、河川をせき止めたり、ため池を活用したりということで、消火用水を確保すると。

あるいはまたできるだけ近いところで中継ポンプをはさんでホースをつないで水利を確保するという。あるいはまた広域消防あたりの持っている水槽車等含めて、消防車の応援もぜひいただかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても消防水利の整備というのは進めていかなければなりませんし、今平生町消防団におかれましても、消防水利の点検、確認というのは、これは定期的にやっていただいておりますから、引き続き、こうした現場の状況もしっかり現状を踏まえて、これから地域のそういった安全・安心のまちづくりを進めていくためにも消防水利の整備についてしっかり対応していく、検討していきたいということでございます。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 火災について考えるとき、当町においては町道の問題もあると思います。周辺地域に行きますと、車同士が離合できない場所も多々あります。消防車が自由に行き来できるような対策を考えていく必要があるとは思いますが、この点についてはなかなか難しい面もあると思います。もし難しいとなれば、待避所ぐらいは早急に対策を立てていく必要があるのでは

ないかと、このように思いますが、この点については町長どうお考えですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の御質問にお答えいたします。

町内で道の狭いところにつきましては、確かに消防車自体が入りづらいところもございます。そういうことも考えながら、分団には2台ほど軽自動車の消防車も用意してあります。そうはいっても、離合ができないのであれば、どうなのかとの話ですけども、基本的には町道の管理は建設課でございますけども、私どもの考え方といたしましては、道幅を広げるためにはやっぱり用地も必要になります。そういう用地の提供等ございましたら、要望に沿って対応できるようにしていきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 道路については、提供があれば広げることができるとおっしゃいましたけど、それができるまで待避所、離合できるまで待避所ぐらいはつくる、そういう考え方はあるんですか、ないんですか。これひとつよろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問ですけども、先ほど申しました道幅の関係も含めて、待避所であってもやはりそういった土地の提供が必要となりますので、そういったものがございましたらそれに対処していくということでございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） では、次の質問に移ります。

庁舎の耐震化へ向けての方針はということで、質問をさせていただきます。この質問は、前回の12月議会で村中議員が質問をされております。そのときの町長の答弁では、検討委員会を立ち上げ検討中だとのことでした。そのときの庁舎の建てかえは、地方自治体の単独事業となっており、一般単独事業債は当てはめられても、地方交付税措置はありませんでした。その後、少し事情が変わってきています。そこでこの質問をさせていただきます。

総務省は、今回の熊本地震で八代市や宇土市など、庁舎の損壊が相次いだ問題を教訓として、耐震化が未実施となっている市町村の本庁舎の建てかえ事業について、地方交付税で支援をする、市町村役場機能緊急保全事業を新設するとしております。

同事業の地方債充当率は90%、建てかえ事業費の22.5%交付税措置とするとしております。

耐震後の本庁舎が災害時に機能を継続する事業継続計画に位置づけられていることが要件となっております。

また、その保全事業は、4年間という期限がついております。早急に対策を検討していかなければなりません。もし災害が発生したとなると、災害対策の拠点はこの役場となってまいります。具体的にはどのように進めていかれるのか、当町の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 庁舎の耐震化に向けて、特に建てかえということで御質問をいただきました。議員御指摘のように、これはちょうど昨年からことしにかけて新年度予算要望の、我々町にとって大きなテーマでありました。全国町村会を通じて、我々も私自身も強く要望させていただいた項目です。

それまでは、いわゆる緊急防災減災事業があつて、これはもう耐震補強なら支援しましょうということで、建てかえがなかったんですが、今回、熊本地震等、あのような経験を踏まえて、ぜひともということで我々も強く要望した結果、国のほうも、今御紹介がありましたように、市町村役場の機能緊急保全事業ということで、新たに国のほうから支援いただけるということになります。

御紹介があつたとおりでございます、対象事業として、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された耐震化未実施の市町村の本庁舎の建てかえ事業、この庁舎、当然対象になります。

要件については、今もありましたけれども、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業、建てかえ後の庁舎については、業務継続計画に位置づける、これBCPに位置づけが必要になってくるということでもあります。これも、そのとおりであります。

財政措置については、起債対象90%地方債、これがいいと。90%までは起債が活用できる。起債対象経費の75%以内で、元利償還の30%基準財政需要額に算入をするということですから、御紹介がありましたように、総事業費でいえば22.5%、この支援をしてもらえるとということでございます、交付税措置ということですから、なかなか色はついておりませんが、ぜひ活用できるものであれば活用をしていきたいと。積極的にこの、期間が今紹介ありましたように、平成32年度までの4年間ということですから、計画を立てて実際に取り組んでいくということになると、あつちゅう間ですから、いってみれば今度の29年度で、もう具体的な方向づけをしていかないと間に合わないということになりますから、今御紹介がありましたように、庁舎の整備の検討委員会を設置をして、今まで検討しておりますけれども、ぜひできるだけ早い時期に検討を集中的にやっつて、具体的な建てかえ方法等について、検討を早急に進めていきたいというふうに考えております。何とかこの制度を活用できるように対応できればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 当町の庁舎は昭和35年に建てられたということで相当古くなって
おります。この庁舎はこの場所で、今ちょっとかかっておりますが、外を見てもわかると思いま
すが、余り人に見せられるような庁舎ではございません。12月議会で質問もありましたが、それ
とは違い今回はスピードを持って進めていく必要があると思います。4年間という期限が切られて
おります。はっきりした道筋を示して、この今回の庁舎の建てかえについては、今回が一つのチャン
スです。ひとつよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） いいですか、次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました職員定数適正化計画について質問い
たします。

2000年に地方分権一括法で地方のことは地方で決められることとなりました。しかし、財源
などが移譲されず地方はますます厳しい状況となっております。数合わせの国の仕事もおりてきてお
り、電子化への対応も大変になってきているように思います。

平生町としても、多数の自治体同様に、人口減と財政の縮小に悩んでいます。人件費を減らして
いくのはやむにやまれない状況だと理解をしています。その対策として、住民との協働を掲げなが
ら、地域でできることは地域で、外に任せられる仕事は民間委託や指定者管理制度を利用して道筋
をつけてこられました。

29年度から組織改革の改変もされています。これからの行政サービスとは何か、これまでの
サービスと、これからの行政サービスの理念はどう違うのか、私たち議員や住民にもしっかり共有
していくべきと考えます。これからの行政の簡素化と効率化とはどこを目指し、組織を変革し、定
数を減らしていかれるのか質問いたします。

2番目に、職員数の目標についてお尋ねいたします。平成33年4月1日現在の職員数見込みを
110人とし、それを達成するため毎年の採用数を1人とされています。この数字の根拠をお示し
ください。

3番目に、削減の影響について質問いたします。少数精鋭になればいいのですが、職員のモチ
ベーションをどう確保していかれるのか。また住民への影響をどう考えられているのかお尋ねしま
す。

以上3つ、行政のさらなる簡素化と効率化の行方、職員数の目標値の根拠、そして削減の影響に
ついてお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 職員の定員適正化の計画に関連をして、今3点御質問をいただきました。

まず行政の簡素、効率化に向けての今定数問題でございますけれども、今平成28年3月に策定

をいたしました第6次の行革大綱の中に位置づけをいたしております。

簡素で効率的な行政を目指す、その意味でも町として公の部分で責任を果たしていかなければいけない部分と、互いに協働の中で取り組んでいく取り組み。そしてまた、それぞれ民営化等で民間の手法を導入をしていく方法、いろいろ方法は考えられると思いますが、それぞれの事業について、全体として簡素化、スリム化を図っていきながら、職員についても配置を考えていくということで、これまで取り組みを進めております。もちろん、財政的な面での一つのメリットも求めていかなければなりません、同時にやっぱり職員がそこで本当にこの力を発揮してもらえるように、そのことも行政でしっかり行政サービスを維持していけるように、大きな目的に向かって取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

今までそういった意味では、職員の協力も本当にいただきながら、25年度が135名でありましたが、今124名ということでございまして、確かに保育園の民営化やいろんな簡水の統合等々いろんな取り組みを進めてまいりましたが、住民やあるいは行政の面でサービスが低下をしたりということは、そういうことはないというふうに一応我々も判断をさせて認識をさせていただいております。これからもそこら辺は十分行政サービスというものをしっかり前提にして、今後の対応、適材適所。職員のそこら辺の配置を含めて、あるいはまた一方では、今度また機構改革やりますけども、業務のひとつの平準化といいますか、適正な業務量、この辺の配慮も十分していかなければいけないというふうに考えておりまして、その辺の再編、業務の再編統合も含めて、しっかり今回の機構改革で、また取り組みを進めてみたいというふうに考えております。

そこで、目標値として平成33年度に110名という目標、設定をさせていただいております。毎年1人ずつの採用ということでございます。これは、今ちょうど職員の40から43の間と、56歳から59歳、2つ山がピークが、今あります。この辺で、もしピークを過ぎると、世代交代を一気にしなきゃいけないというふうなことになりますから、できるだけその辺、平準化をしていく、ならしていく。そして同時に人材育成ということもありますので、いろいろ今までは定年退職不補充と。退職不補充でやってきましたけれども、退職と同時に最低1人ずつは確保していこうと。そういうことによって、空洞化を防止をしていこうと、こういう今つもりで1人ずつの採用にしていきながら、平成33年には110名という方向で、今取り組みを進めさせていただいておるという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 平準化も職員の年齢層をきちんと平準化していこうというので、一人ひとりというのはわからないでもないんですけど、1人というのは、なかなかつらいもので、やっぱり同僚がいて切磋琢磨していく。そういった環境は私は必要だと思います。

年齢構成を考えるのなら、2、0、2、0でもいいわけですよ。そういった考え方は、どうい

う考え方なんでしょうか。あと、例えば女性の登用にしろ、障害者の雇用にしろ、そういったものも一人でという、やっぱりいろいろ続かないという面も、私実際に見ておりますので、そのあたりの考え方を聞きたい。そして、専門職ですよね、今回の例えば保健センター、管理栄養士の方が一人やめられます。かわりはありません。部の中にね、管理栄養士はおりません。そのあたりを考えるに、結果再任用でやられるのかなという気はするんですけど、再任用でやるにしろ、育ててない、次がね。そのあたりはどうされるのか。

事務事業をしっかりと継続していくには、1人でもものに当たるのではなくて、2人、3人、複数で当たる、そういった機構改革で班制度とか、そういったもので考えられているとは思いますが、実際問題として、例えば保健センターの管理栄養士の話がある。そのあたりはどのようにされるのか。再任用と臨時雇用で今からいろんなところの穴をうめていかれるのかなとは思っております。実際に今、女性の退職された方がたくさんいろんなところに入られて頑張っているのを見ております。ただ、再任用にしろ、そういった臨時雇用にしろ、その職員の状況がしっかり整っていないと出れませんので、そういった専門職に関する考え方、そして今、行政のサービスは低下していないというお話でした。今コミュニティ協議会なんかもやっている、やらされている感が住民にすごくあるんです。そのやらされているんじゃなくて、今町はこういう状態だから、住民の力を借りながらやっていくんだよと、納得のプロセスをどうつくっていくか、いろんなところで町長も発信されているのは私もよく知っていますけれど、それでもなかなか浸透していくのに時間がかかる。でも今からコミュ協によって、各公民館、これから交流センターになるんですけど、そこも担っていかないといけない。これから体育館なりそういったところも、今から指定者管理にされるか、そういったどなたかの職員以外の方の力を借りながらやられるんだと思うんですよ。職員はみんなこちらの本部のほうに集めて、しっかりと住民の幸せを守っていくプロとして、守っていくという姿勢じゃないかと思うんですが、まず一人という考え方は、私はちょっと異議を唱えたいと思いますが、これについてはどういうふうに思ってもらっていますか、お伺いします。それとさっきの専門職の話とね、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） まず、適正化計画の中で、それぞれの年度ごとの採用予定人数が1人になっているけども、それではどうかという話でございました。

確かに、先ほど町長申しましたように、年齢層の空洞化を防ぐために、1名1名といたしております。ただ、実態といたしましては、計画期間外の職員がやめるということも実際にございます。そういったときには、複数の採用ということになってまいります。そういったところで補っていけ

たらというふうに考えております。

また、女性を登用していく中でも、1人であればなかなか相談する者もないというような形の中で、登用ももし1人引き上げても、それがやめてしまうのではないかという危惧もございますので、そういったことのないようにいろんな観点から判断させていただきながら、女性の登用もしていきたいと考えております。

また、今の、結局まちづくりの中でやらされている感が強いというふうに感じている方もいらっしゃるかもしれませんが、今この4月から公民館等を地域交流センターという名称に変更し、また職員態勢もそういったものを置きながら、この1年間かけて、例えばコミュニティ協議会が地域交流センターを自分たちの力で運営できるようになっていけたらというふうに思っておりますので、そういった意味でのバックアップを町として全面的にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、専門職のお話を。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 失礼しました。忘れておりました。専門職につきましては、今の保健センターに保健師と管理栄養士が現在おります。その今2人がこの3月いっぱい定年退職になりますけども、先ほどお話がありましたように、再任用という形での登用ということも、お話は実際にさせていただいております。そうはいつでも、ずっとそれで引っ張るわけにいきませんので、専門職につきましては、必要性を感じるころであれば、採用に至るような形も考えていかなきゃならないというふうに考えております。

ただ、今の保健師以外の者につきましては、内部にもそういった免許といえますか、資格を持った者もおる場合にはそれを活用できるかなというふうに思っておりますので、そういった面からも考慮していきたいと思っています。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） いろんな業務を継続的にやっていく。そのあたりにしっかり力を入れられないと、いろんなそごが出てきて、今までも出てきておりますので、そのあたりをしっかりとお願いしたいと思います。また、職員の力をつけるのには、やっぱり地域とどうつながるか、人をどれだけ知っているかというのが、職員の力の大きさにもなると思うんです。やる気を持っている職員、スキルを持っている職員プラス人とつながれる職員、そういったものにしっかり職員を育てていただきたいということをお願いして、私の1つ目の質問を終わって2つ目に入ります。

それでは、2番目の子供の貧困対策について質問いたします。

2012年の厚労省の調査において、家庭の所得が少ないために貧困の状態にある17歳以下の子供の割合を示した子供の貧困率が16.3%と発表されたところ、社会に驚きの声が上がりました。

た。これは、先進国の中でも高く、ひとり親世帯では最低の水準でした。子供の権利条約を批准したのは1994年でしたが、日本は今このような状況にあります。こうした背景により、子供の貧困対策法が成立、翌年には大綱が発表されました。内容は貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして、学校を位置づけ、総合的な子供の貧困対策をすること、中学生向けの無料学習支援の充実、ひとり親への就労支援や給付型奨学金などの経済支援が盛り込まれています。実に6人に1人の子供が総合的な貧困な状態にあるとは、なかなか私たちの目には見えてきません。しかし、2010年には、平生町次世代育成支援行動計画の中で、親の経済的な格差等が子供に引き継がれて、貧困の連鎖があることを主要課題に掲げております。平生町も2010年には、そういったことを主要課題にしております。以前から問題として意識されていたようです。

昨年度の平生町のデータ、平成27年度の決算附属資料を見ると、町内の生活保護世帯は全体で73世帯、97人ですから、就学児のいる家庭はそう多くないようです。しかし、就学援助に目を向けますと、小学校では学用品費や給食費の援助を受けている子供が84人います。中学生では学用品費が64人、給食費が62人となっています。小学生の全体が558人、中学生が313人ですから、決して少ない割合ではありません。昨日は、中学校の卒業式でした。この子供たちの幸せを祈らずにはられませんでした。

日本中で対策が考えられている子供の貧困対策について、関係各課の取り組みをまず質問いたします。また、これから取り組まれる予定があれば、それも一緒にお答えください。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 子供の貧困対策について。教育行政にかかわる部分を除きまして、私のほうから町としての取り組みについて答弁をさせていただきます。

基本的には、今御指摘いただきましたように、貧困率がかなり高くなっておりまして、子供の将来が生まれた環境、育った環境によって左右されることがないように。今もありましたように、この世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備というのは、これは町としてもしっかり対応していかなければいけないというふうに考えておりまして、それぞれ所管によって今取り組みを進めておりますが、特に健康福祉課サイドといたしますか、貧困の問題も含めて、要保護児童対策ということで、今いろいろ取り組みを進めさせていただいております。できるだけ、早期発見と支援体制を整える、これが2つの柱だと思っております。本当に妊娠をして出産をして1歳、2歳と育っていく過程の段階から、しっかりこの辺のフォローをしていけるようにということで、要保護児童対策ケース会議を毎月1回開催させていただいておりますけれども、それぞれもちろん教育委員会も含めて、あるいは県の児相等も含めて、情報交換をしながら連携をとって対応をさせていただいておるといふふうに思っております。

あるいはまた、生活困窮者自立支援法、これに基づいての、いわゆる子供の居場所づくりとか、

必要な支援というものも取り組みをさせていただいております。できるだけ、きめ細かな対応を通じて、問題解決に向けて適切な支援がとれるように、保健センター等を中心にして、町も今取り組みを進めさせていただいております。

それから、将来に向けてということですが、将来的には子育て世代包括支援センター。これは、今みんな包括支援センターという呼び名になってきておりますけれども、子育ての分野でのこのセンターを平成32年度までに設置ということになっておりますので、これに向けて、包括的にこうした子育ての支援ができる態勢を整えていくというのが、町としての基本的な方向だと思っております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 子供の貧困対策の学校教育における取り組みについてお答えいたします。

子供の貧困対策推進に向けては、山口県において、子供の貧困対策推進計画を策定しております。貧困の連鎖をとめるためということで、特にその中で4つの重点項目が示されておまして、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を県の計画の柱として関係機関相互の連携のもとに、総合的、計画的に推進するというふうにしております。

平生町教育委員会においても、この指針にのっとり対策を進めているところでございます。特に教育、その中で教育部分にかかわるところをきちんとやっていきたいというふうに考えております。先ほど議員お示しもありましたけれど、まず義務教育段階の経済的な支援ということからちよっと簡単に御説明を申し上げます。

義務教育段階の就学支援の充実ということで、これも先ほどもお示しがありました国の制度であります要保護者等にかかわる支援と町の制度であります準要保護者にかかわる支援ということがあります。要保護等にかかわる支援は、生活保護法に規定する要保護者を対象に保護費で支給されない修学旅行費等の支援を行っております。

また、準要保護者にかかわる支援は、市町村教育委員会が生活保護法に規定する、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対して、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助しております。

そのほか、義務教育段階以外としては、高校生や大学生、短期大学生を対象にした、平生町の育英基金の制度や、幼児教育にかかわる経済的負担の軽減を目的とした幼稚園就園奨励費の助成などがあります。

このような経済的な支援とは別に、子育てに対してさまざまな課題を抱えた家庭に対して、孤立化の防止であるとか、学校と家庭をつなぐということのために、今スクールソーシャルワーカーを配置して、家庭を訪問する直接支援も行っているところであります。しかし、子供の貧困問題はなかなか実態がつかみにくく、今後も学校が行う家庭訪問であるとか、あるいは教育相談などから、

さまざまな学校からの情報をつかみ、福祉部局、民生児童委員、地域住民等と密接な連携をとって実態把握に努めていかなければいけないなというふうに考えております。

また、支援の必要な家庭には積極的に、先ほど申しましたスクールソーシャルワーカーを活用して、福祉部門などの関係機関につなぐ等課題解決に向けた具体的な支援も行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長のほうから、健康福祉課のほうでいろんな情報を一元化して、32年度から子育て世帯包括支援センターで取り込まれるようなお話でした。健康福祉課の窓口にしろ、民生児童委員にしろ、母推さんにしろ、保健センターの健診、乳幼児の家庭の全戸訪問、そういった、あと地域協育ネットにしろ、そういったものでいろんな情報をまず集める。それを一元的に管理して、じゃあどういふふうな補助メニューがあるんだよというものをどう発信していくかという方法になると思います。必要な人に必要な情報をどう届けるかというシステムづくりになると思うんですけど。あとは今、SSW、スクールソーシャルワーカー、あれは社会福祉の専門家ですので、平生町は3人もいらっしゃいます。そのあたりの方も中心に、しっかり平生町の子供たちはここに生まれてよかったねって言えるような学生生活が送れるように、しっかり私は期待したいと思います。

生活保護で育った子供が大人になって再び生活保護を受ける連鎖の発生率は一般の25倍になるといわれております。先ほど町長が言われたように、なるべく早い時期に、子供が小さいうちに対策が行われれば、子供たちの能力の発達により影響が少ないです。そのあたりのこともございますのでしっかり幼保小中連携協議会、これ年3回ございますので、そういったときに子供の貧困対策という視点を入れた情報交換をされたり、育英基金が4,000万円ぐらい平生町ございますから、その効果的な使い方が何かないかなと思ったりもしております。

子供の生活を守る最後のとりでが町行政の仕事だと私は思っておりますので、行政と地域が一緒になって、しっかりと子供の成育を見守る体制をつくっていただきたいということを要望いたします。私のこの質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告のとおり質問させていただきます。

まず、平成29年度当初予算について2問質問いたします。

まず1点目に、今年度の当初予算において、財政基金から1億2,334万1,000円繰り入れすることになっていますが、私が2年前に同じように基金を取り崩して予算組みの質問をした折に、町長はできるだけこれからは基金を崩さないようにしていくという御答弁をいただきましたが、

今年度も変わらず取り崩されていますが、その後どのような取り組みをされてどのような経過があったのでしょうか。また、今後の本町の財政状況の見通しについてお伺いいたします。

2点目に、今年度の予算編成テーマとして、協働の深化による持続可能なまちづくりとありますが、町の財源増につながる戦略や事業がない限り、持続できないと思いますが、この点の町長のどのように将来を考えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 町長。

○町長（山田 健一君） 平成29年度の当初予算に関連をして、1点は財政基金について御質問をいただいております。どういう取り組みをしたか、どういう今後の財政の見通しを含めてどうしていくのかということでございます。

昨年の場合もそうございましたけれども、今年度の予算編成に当たっては、まず編成方針を職員にしっかり示して、編成作業に入っております。これも去年の段階で示して、できるだけ基金の依存体質からの脱却を目指していくというのが大きな町としての基本目標、これを掲げて何とか確保できる歳入で歳出を賄っていくというのが、基本的な考え方ということで編成を進めさせていただきました。そのいろいろ途中でございますけれども、経常経費の削減、抑制をしていくという効果はそれなりにあらわれてきておるといふふうに思っておりますが、社会状況もあります、町税や地方交付税、これを中心とした一般財源、これは人口の動向とか、あるいはまた経済状況等を踏まえて、こうした一般財源の減少。一方では社会保障関係経費の拡充というようなことでございまして、どうしても歳入歳出の乖離が生じるということで、もう本当にやむを得ない形で、ことしも基金の繰り入れというのを余儀なくされたというのが率直なところでございます。

一定の基金を確保するというのは、これはもう大事なことでございますし、これから町の総合計画の後期計画の中にも財政基金の示しておりますように、平成32年度5億円以上という目標に向けての取り組みというのは、これはもう着実に進めていかなければいけないと思っております。総合計画の中にも示しておりますように、税収確保の取り組み、地方債現在高の減少への取り組み、公共施設等適正管理の推進、選択と集中による健全財政の実現、自主財源の確保、こういったことを中心にこうした持続可能な財政運営に向けての取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の予算編成テーマ協働の深化による持続可能なまちづくりに関連をして、財源増につながる戦略、こういうことでございます。今地方創生が叫ばれておりますが、本町は参加と協働のまちづくりの取り組みをさせていただいておりますし、今回は協働と参加のまちづくりをさらに深化をさせていくという大きな目標に向けて、これから取り組みを進めてまいります。あわせて、財政の健全化というのは、当然出てくるわけでございまして、ふるさと納税もそういった意味では関係課職員、一生懸命取り組んでくれておりまして、今回も補正で増額補正ということになっ

ておりますが、基本的には、未来戦略をお示しをしておると思います。平生町の未来戦略において、若者定住促進対策等々、あるいはまた起業支援、業を起こす起業家支援等についても、しっかりこれを取り組んでいって、地域の活性化につなげて、それが税収確保につながっていくようにと、こういう一つの流れ、循環。こういうものを目指して、今未来戦略を策定をさせていただいております。

そういったことで、できるだけうまく改善、ふるさと納税にしてもそうですが、やっぱりその直接の税収もさることながら、そのことによって地域の特産品なり中小商工業者の方々が、いわゆる活力を持って取り組んでいけると。そのことによって活性化につながって、全体的にはそういう地域の活力につながる。最終的には税収にもつながるといような、一つの循環的な姿というものを作り上げていきたいなというふうに思っております。

基本的な、今どきですから何百人もするようなどっか企業を誘致してきてというふうには、すぐには即効性というのはなかなか見込めない状況でありますだけに、そうした地域での小さくても取り組んでいって、それが活性化につながっていく、そのことが税収の確保につながっていくという、やっぱり取り組みも欠かせないというふうに思っております、そういう思いで今やっているということでございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 協働していくまちづくりも大切ですが、現実には町債は一般会計、特別会計を合わせて約100億円あるのですから、収入増となる計画が、より早急な課題であると思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、予算案の中で気になるところですが、29年度の予算案の基本目標の中で、活気に満ちた明るいまちの項目で産業と掲げられていますが、前年度まであった観光がなくなっているのですがそれはなぜでしょうか。観光については、特に本年度は取り上げることがないということなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初の税収増のほうは、全く思いは一緒でございます。観光のほうにつきましては、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 御質問につきましては、お配りしております当初予算の概要の中に、活気に満ちた明るいまち、産業ということでございます。これについて観光がないのはどうかという御質問趣旨だというふうに思っておるところでございますけれども、この中に、例えば広島、宮島、岩国地方観光連絡協議会への負担金ということで26万円組ませていただいております。御承知のように、広島広域都市圏協議会の中で24市町が一緒になって、1つの市町だけで観光の施

策に取り組むのではなくて、自治体の垣根を取っ払って、観光施策をやっていこうという取り組みも進めておるところでございまして、この中にいろんな観光宣伝隊とか、いろんな事業も一緒になってやっていこうということを組み込ませていただいております。そういう取り組みも行っていこうということでございますし、あるいは室津半島振興の広域連携促進事業の中に23万3,000円というのを予算計上、予算額として上げておりますけれど、サザンセット・ロングライド、あるいは就職面接会、観光PR活動を広域で一体になってやっていこうというものをこの中で主要施策として盛り込んでいるという状況でございますので、決して観光に取り組んでいかないというわけではございませんので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） そういう広域での考えもおありでしたら、せめて観光も入れといていただきたかったかと思うんですが、どこの地域も独自で観光については力を入れておられるし、いろんな面で平生町も自転車ロードレースとかいろいろ産業まつりもされておられて、地域との交流もある、ほかの地域との交流もあるのですが、やはり1年、1年で長期の4年、5年、10年というものを見据えた観光のあり方というものも検討していく必要があると思うんですが、広域での交流や経済の活性化、流通はバランスのとれた政策が必要じゃないかと思いますが、このバランスのとれた考え方というのは、どのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 広域での観光振興でバランスをとってということですかね。ちょっと私の受けとめ方があれですが、バランスというか、それぞれ広域の中で特色あるいはその地域のここできなければという地域ならではの特産品等を含めて、それぞれの特色が皆あると思いますので、それぞれの色合いが発揮をしていって、それぞれがお互いに花が咲いていくような姿をおっしゃるようにバランスといえましょうけれども、それぞれの持てる力が発揮をしていける観光の整備ができていくと、お互いに力を合わせて交流人口をふやす取り組み、観光人口をふやす取り組み、それぞれ力を発揮していければいいなというふうには思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時10分からいたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

参加と協働のまちづくりについてお伺いいたします。自治会への加入促進についてですが、近年、核家族化、単身世帯、共働き世帯の増加や生活様式の変化、少子高齢化などによって地域のつながりが希薄化し、自治会などの活動への参加が減っている地域もあります。地域における人と人とのつながりが希薄になっていると言われ、それに伴い、地域での犯罪や被害、ごみ問題等、地域が抱える課題に対する町民の不安が大きくなっています。

住民同士の助け合いの意識が、災害時の被災者の支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げたりすると思います。各地区のコミュニティが立ち上がっていますが、まず全ての町民に対して、自治会に加入していただくのが必要かと考えますが、この自治会加入促進についてはいかがお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 参加と協働のまちづくりに関連をして、自治会への加入についてということでございます。

以前にも、議会で自治会の行政サービスの享受をしておる状況で、自治会に入っていないところがあるがどうかというようなことで、いろいろ町としての取り組みを説明させていただいた経緯もございますけれども、まさに協働のまちづくりを進める上で、自治会というのは大変大事な、言ってみれば基礎的な組織の一つだというふうに受けとめております。しっかり協働推進をするパートナーというふうにも言えようかと思います。自治会が、地域活動の原点であることには間違いないと思います。今ありましたように、防災関係とか、あるいは環境美化の問題含めて地域で取り組んでいく活動の原点だというふうに思っております。

そこで、自治会につきましては今、できるだけ自治会に加入をしていただいて、自治会活動にも参加をしていただくというのが、一番あるべき姿と思っております。今、それぞれ自治会には、毎年、行政協力員の皆さんには、自治会活動の手引きというのを、今ちょっとそこにありますけれども、皆さんに配布をして、この自治会でのいろんな質問等含めて、QアンドAをつくってお渡しをして、自治会でいろいろ皆さんにも自治会加入の呼びかけをしていただくと。

よそから来られて、平生に転入をしてこられたという場合は、自治会加入促進のチラシを渡して、自治会にどうぞと、どこどこ自治会ですよということの紹介もさせていただいて、町民課の窓口のほうでそういう対応をさせていただいておるということで、加入の促進に向けての取り組みを町としても取り組みを進めさせていただいておるという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の自治会へ入っていただくように啓発しておられるようですが、新しいアパートが建ったところとかは、ごみを出すための共同の経費というのは集めておられるけど、そういう参加しなくていいというような感じのマンションとかアパートとかがありま

すので、そういうのはやっぱり企業さんとも話が必要じゃないかと思うんですが、そのあたり。というのは、町のそういう行事には参加しなくていいということになりますと、例えば溝掃除とか、地域でのいろんな行事がありますが、そういうものに参加しないということになっていきます。また、町についての情報も、広報とかを通して地域へ発送されていますが、これらは自治会に加入している方に限られ、全体に伝わっているとは言いがたいと思うし、自治会に加入していない世帯への対応、伝わらない人たちの対応はどのように。そのまま放置されているのか。お聞きします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 自治会の加入促進について、補足して説明させていただきます。

基本的には、今町長が申しましたように、皆さんに自治会に加入してもらって、一緒に活動してもらおうということが基本であります。ただ、今言われるように、新しいアパート等につきましては、なかなか地元に着した行動、活動ができないというところもございますので、確かに参加率としましては低いことになっております。今の広報とかが届けられないということもございますけども、今、それぞれ行政協力員に対しましては、自治会に必ずしも参加していらっしゃらなくても、広報だけでも届けてくださいよという話をさせてもらっています。それらの経費もお渡ししますよということでお話もしておりますし、またそういったルートじゃなくって、もう個人的に送ってもらいたいという方も中にいらっしゃいますので、それなりの郵送料相当の経費を負担していただいて、こちらから郵送するというのもしておりますので、そういったいろんな形の中で、こちらからの情報提供もさせていただいておりますけども、やはり原則、町内に住むからには、自治会には参加してもらいたいというのが、私どもの思いでございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） これからも、各コミュニティに任せられていくんでしょうけど、任せていくのであれば、まず土台となる自治会の連携をしっかりとしたものにしていかなければならないと思いますが、その説明がまだ行き届いていないと思います。かかわっている一部の人たちだけに情報がとどまらないように、取り組みをお願いしたいと思いますが、その点は、全体にいくような取り組みは、具体的には何かお考えでしょうか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） この4月から、先ほど申しましたように、地域交流センターという形でのそれぞれのコミュニティ協議会が主体となって、活動をしていただけるような器といいますか、組織をつくっていかうということになっています。

その中で、やっぱり自治会っていうのは、そのコミュニティ協議会を形成する中で、大変重要な位置にございます。そういったそれぞれのコミュニティ協議会がそれぞれの地区において、各自治

会に対しまして協力要請といたしますか、お互いに協力していきましょうという立場でのお話し合いをしていくように、こちらからもちゃんと説明をしながら、バックアップもしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

農免道路沿いの圃場整備について伺います。まもなく曾根防地峠から大野に向けての農免道路が開通するようでございます。農免道路は、農業への大型車の導入など、生産性の高い近代的な農業の促進を図るとともに、地域の活性化などを目的としています。農免道路がせつかくできたので、利用をしなければなりません。このたび曾根から大野に向け、大規模農道が通行できるようになりますが、次は、道路沿いの農地の整備です。現状は棚田になっており、遊休農地もあります。棚田は、見るにはきれいな風景ですが、耕作する人にとっては使い勝手の悪い農地です。棚田で農業をする人は、棚田までが遠い、水は遠くから引っ張ってこなければならぬ、小さな機械しか入らないので手作業が多い、上り下りが大変です。いつの時代に棚田を整備したのかはわかりませんが、その当時は、牛か人力で耕運したので、今の広さで十分でしたが、労働は大変重労働であったと思います。今は、大型機械で農業をする時代です。現状の棚田は、トラクターの出し入れをするのにも危険が伴うこともあります。平生町農業の発展を考えるのであれば、私たちの時代に、ちゃんと整備して、次世代の人に渡すべきではないでしょうか。

昨年の秋から雨が多く、この冬に田起こしという作業がございしますが、それができない状態のところもございします。低地の田んぼには今も水がたまっているところもあり、田起こしができない状態ですが、去年はテレビで、タマネギが水害に遭って浮いているところや、ジャガイモが水没したところを報道していました。異常気象のせい、いろいろな作物が不作でした。平生町にも低地の農地はたくさんあります。異常気象は一時ではありません。ある程度の高地の農地を確保するか、低地の農地の暗渠排水の整備をすることが大事ではないでしょうか。

圃場整備をしますと、農地本体の整備はもちろん暗渠排水、ため池整備、農道整備、鳥獣侵入防止柵といった整備ができます。整備をしますと、田んぼがまとまることになるので、作業がはかどります。あぜ塗りも楽になります。水の管理もしやすくなります。道路から田んぼにもすぐ入れるようになります。いろいろな作物がつくれるようになります。田んぼの耕運も早く済むといった効果があります。現状のままでは、田んぼに入るにも他人の田を通らなければならない、あっちこっちに田んぼがあるから移動が大変、あぜ塗りが大変、水が自由につけられない、いろいろな作物がつくれぬ、トラクターがはまる、イノシシ等が入る、もう農業をやめようという話になってきます。これでは、平生町農業の発展はありません。何とかしなければならぬと思いますが、農免道路沿いの

圃場整備はできないか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 農免道路沿いのところで圃場整備をとということでございます。

農免道路沿いは農地と申しますか、かなり山の中をぬっていくような狭隘な地域ということでございまして、少なくとも圃場整備としてやっていくためには、先ほども回答をさせていただきましたけれども、国の補助制度なり何なりを活用していく場合、必ずまた採択の要件というのがございまして、これがなかなか今、現状に適用できないというところで大変悩ましい問題がございます。

圃場の整備をすればこういうふうになって、使い勝手がよくなってやれるんですよという思いというのは、我々もほんとに同じように思っておりますし、何とか耕作放棄地をこれからも、少なくとも少なくしていく取り組みの一助になるだろうというふうに思っておりますし、有害獣対策にもなっていくだろうというふうにも思いますが、何せこの制度を使わんで、じゃ独自にやっていくということになると、これまた負担が大変それぞれ大きくなります。そういった、特に農業者の高齢化という現状がある中で、こうした問題を考えるときに、何とか採択要件を少し緩和してもらえよう状況ができればというふうに思っておりますけれども、現状どういう制度がこれから、いろいろまた国のほうも新たな取り組み等もまた考えておるようでございますけれども、十分まだ詳細がつかめておりませんけれども、情報収集しながら活用できるものがあればしっかり対応していくというのは、これはもう基本的に思っておりますが、何せ先ほど言いましたように、採択要件をクリアできるようにしなければいけないということが大きなテーマになっております。その辺を踏まえて、状況が少し動いていくように、我々も情報収集をしてみたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 南上下の圃場整備が中止になったこと、その農免道路沿いに多分、上のほうが農免道路に引かかるんだらうと思いますが、そういったところで、このたび何か法改正がございまして、何か見直しがされるようでございます。29年度に。その見直しが町道の要件に合致すれば、協議会つくるかどうか即座に進めること。昔の中止になったところ約10ヘクタールぐらいあるようでございますので、そこを今度新たに進めていくことはできるのかということと、圃場整備をするって、地主さん方とか作り手ですが、そういった人をまとめるという役目を行政がするのも当たり前の話でございますが、そこにコミュニティ協議会といったところも話に加わることができるのでしょうか。ちょっとその2点を伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、この辺でもそうですけれども、耕作放棄地にする前に、どうしても高齢化で営農の継続が困難だという場合に、農地の中間管理機構に集約をして取り組んでいこうというようなことで、取り組みをされておりますが、それを活用した県事業としてやっていこうじゃな

いかというような、これは国のほうの新しい事業として想定をされている事業がございますけれども、これは経済課長のほうから説明をさせますが、先ほどから申し上げておりますように、まだ詳細は届いておりませんが、ただこれまた10ヘクタールという一つの要件が加わってくるだろうというふうに思いますし、担い手の問題等もあわせて出てくるというふうに思っております。

この辺は、情報収集してまいりたいというふうに思います。経済課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今ありました中間管理機構と連携した新事業について、今わかっている範囲の内容を説明させていただきます。

平成29年度に国が創設する情報としましては、国が農地中間管理機構を活用して平成35年度までに全農地の8割を担い手に集約するという目標を掲げておりまして、それに向けての担い手に基盤整備をされた条件のよい農地を貸し付けるため、農地中間管理機構と圃場整備事業を連携させるものと聞いております。

この事業は、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県事業として農業者の負担や同意を求めることなく基盤整備ができる制度ということで今、進められておりますが、この事業は、公共性、公益性を確実に担保する観点から、大まかな要件が次のように決まっております。

まずは、機構が借り受ける農地で、かつ一定規模以上の面的なまとまりがあること。2つ目に、機構の借入期間が基盤整備事業開始から相当程度あること。3番目に、本事業の実施により、担い手の農用地の集団化が相当程度図られること。4番目に、本事業の実施によって、事業実施地域の収益性が相当程度向上されるということでございます。

また、本事業によって整備された農地は、直ちに他の用途に転用されることを防止するために、農用地区域内からの除外規制も強化されるというように聞いております。以上、今知り得ている情報でございます。

それと、コミュニティ協議会についてでございますが、コミュニティ協議会自体はまだ発足した状況でございますので、今後の課題としましては、またコミュニティ協議会との連携をとれるように今後考えていきたいと思っております。

また、担い手につきましては、基本的に国の考えている担い手といいますが、農業法人と集落営農といった規模の大きな農業者を考えておりますので、現在、本町内には、残念ながら農業法人また集落営農の組織がございません。そういったところも踏まえて、今後そうした環境がそろえば、そうした事業も取り組めるかと思っております。失礼いたしました。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） しっかり平生町農業の発展に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。漁業の6次産業化について伺いたいと思います。

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林生産と加工、販売の一体化や資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農林漁業の6次産業化を推進しております。

農林水産省が漁業者を対象に行った意識調査によれば、6次産業化の取り組みを既に行っていると回答した者は13%。今後、積極的に取り組んでいきたいと回答した者は19%となっており、取り組みたいと思うが加工販売までみずから行うのは難しいとした者が45%と最も多くなっております。この取り組みに向けたハードルをいかに下げるかが問題でございます。

漁業の6次産業化は、中心に漁業者、回りに直売所、魚の加工場、レストラン、宿泊施設、遊漁等のイメージがわきます。これが確立をされますと、人も呼び込むことができ、雇用も生まれます。そして、収入もあり、若者の定住につながることもできるのではないのでしょうか。

平生町も、何年前までは、漁業者もある程度の人があり、加工業者もかなりおられ、就労者もそれなりにいました。今の漁業の現状を見てみますと、これはイワシの場合ですけれども、イワシをたくさんとっても加工業者がこれ以上処理できないから、漁をとめてくれという漁どめというのが入るようでございます。イワシをとっても、持っていき場のないときもあるようでございますので、それでは自分たちで加工したらどうかという話になります。周防大島のほうでは、イワシ漁をして港に船で帰り、直接ポンプで加工場へ送り込み、釜ゆで、加工、箱詰めができる施設があるようでございます。本町にも、そういった施設がほしいものです。

農林水産省の平成29年度の6次産業化支援対策の予算概算要求の概要を見て見ますと、意欲がある農林水産業者等の人が主体となって6次産業化に取り組めるように、多様な支援メニューが用意されているようでございます。佐賀地域で支援対策を利用し、漁業生産と加工販売の一体化を推進すべきではないのでしょうか。そのための支援メニューには、どのようなものがあるのでしょうか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 漁業の6次産業化に向けて、佐賀地区を念頭に置きながら、支援をしていくメニューはどうかということでございます。

御指摘のように、佐賀は佐賀漁港を中心にして栄えてきたところでございますし、水産加工業者も、平成の頭の頃には、町内14業者の水産加工業者がございまして、漁協と水産加工業者が一緒に協同組合を設立して取り組んできたという経緯もあります。したがって佐賀地域全体で、漁協で生産をし、協同組合でそれを加工・販売をすると。地域での六次産業化が、ある意味では成り立っていたところだったというふうに思っております。

ただ、現状はほんとに厳しい状況になっておりますし、水産加工業者は半減をしております。漁

業者の実態も、組合員が大変減少しておると、しかも高齢化が進んでおるという状況ですから、何とか若い血を入れていきたいということで今、若い人もほんとに今、勉強しながら頑張ってくれておるわけでありませけれども、今おっしゃったように、この地域を中心に6次産業化を形づくっていくためにも、今言われたような支援がとれればとって、紹介がありましたように、一つの夢のある未来構想につなげていければいいというふうに思います。

国の支援メニューというのは、6次産業化ネットワーク活動交付金というのがあるようでございます。これは経済課のほうで、また課長のほうから御紹介をいたしますが、県においても山口県6次産業化の農商工連携推進事業、これが今ございます。新商品の開発等について、この補助をしてもらえるということで、これは平生町では1件、佐賀の会社が活用を既にされておるということでございます。そういう形で、こういうものを活用しながら意欲を持って頑張っておられる方は、しっかり町としてもまた応援をしていかなきゃいけないというふうに考えておりますし、いろいろ活用できるメニューは、これからも情報発信をしっかりしていきたいというふうに考えております。

あと、国の制度については、経済課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） それでは、国の6次産業化の事業メニューを説明いたします。

今、町長のほうからありました6次産業化ネットワーク活動交付金でございます。これは、農山村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るために、地域の創意工夫を生かしながら、多彩な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開発、農林水産物の加工、販売施設の整備を支援するものでございます。

ということは、要するに複数の事業者が一緒になってネットワークをつくって取り組む事業ということでございます。そうすることで、地域ぐるみでの6次産業化を支援するというものでございまして、メニューの中には新商品開発に向けての加工適性のある作物を導入する際の技術習得をするための講習会参加費、試験栽培等に係る資材育成費として3分の1以内の交付金があります。

また、新商品の試作やパッケージデザインの開発をするための人件費、資材購入、成分分析等の検査機器としても3分の1、また新商品の消費者評価を得るために必要な試食会等の評価会場費等についても3分の1というようにソフト面では3分の1の支援がございます。

続いて、事業者が加工販売施設等の整備をする場合には、6次産業化地産地消、または農商工連携促進法の認定を受けた制度資金を使う場合には、この事業におきまして10分の3の交付金がいだけるというふうになっています。こうした事業内容について、相談窓口としましては、山口県のほうでは山口6次産業化商工連携サポートセンターというのがありまして、そちらではこの国の事業、先ほど町長から説明もありました県の事業を相談の内容によりまして、使える事業など御指

導をいただいているというようになっております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 地域の6次産業化を進めるときに、ひとつやはり直売所とかいったところも必要になってくるかと思えます。思いついたんですが、丸山海浜パークの土地を買うようでございますね。ああいったところにも今度、夏場だけじゃなく、冬場もずっと使えるような直売所、道の駅、そういったものをちょっとつくることはできないかということをやっと伺ってみたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、漁業のむしろ生産体制の拡充といいますか、今特産品センターのあたりでも、いろいろ海産物含めて販売をさせていただいているケースもあるんですが、何せ生産体制が拡充をしていって、とにかくいっぱい販売所が足らんというぐらいになればいいなとは思っております。丸山海浜パークの活用についても、少しいろいろ知恵を出して、せっかくの機会ですから、これから考えてみたいなというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 町長、何か進んでやるような答弁のように思いますが、しっかりと6次産業化に努めていただきたいと思えます。以上で、質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、防災対策ということで、1点だけ質問をさせていただきます。

きょうは3月10日、あしたは3月11日。ことしの2月の終わりから3月にかけて、いろんな各局報道番組で、あれから6年、もうすぐ6年というような形で取り上げておりました。けさのニュースでも、福島の問題を取り上げておりました。まだ、帰還困難区域が続いておるみたいです。当然転居し、また子供さんがおる家庭は転校する。そうすると、転居先、転校先、また新たな問題、そういうものが起きているこういうふうなニュースが、けさも流れておりました。6年たっても新しい再出発をするというスタート地点にすら立てていない。そういう状況がある。そんな思いでけさもこの定例会に向かったというところでもあります。

そこで、防災対策の一つであります土砂災害ということについて、ちょっとお聞きをしてみたいと思えます。ことしの1月なかばごろ、山口県の県内ニュースというのが毎日流れております。その中で取り上げておりました一つに、山口県がとにかく全国でも土砂災害の区域が3番目に多いと、こういうふうなことを言われておりました。土砂が崩れた際、建物に被害が及ぶおそれのある土砂災害特別警戒区域の指定を県内全域で完了したというニュースが流れておりました。山口県全体で、

2万3,775カ所の指定があるそうであります。

そこで、この土砂災害警戒区域、その中で平生町では何カ所あるんでしょうか。そしてまた、その箇所は全て同じと。例えば耐震強度の、ちょっとの力で崩れる。それからかなり揺れてももてるといういわゆるレベルがあると思うんですが、その指定を受けた箇所というのは、全て一律で同じ力が加わったら崩れるということなんですか。そのレベルがあるんでしょうか、ないんでしょうか。そういったところをどういうふうな形で今、とらえておられるのか、わかっている範囲でお聞きをしたいということでもあります。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今回の件が土砂災害特別警戒区域の県内全地域の指定を終えたということで、報道等でも出されておりますが、平生町における警戒区域についてどうかと。町の対応についてどうかということでございます。

今までも土砂災害警戒区域というのを設定しておりましたが、今年度この県が、改めてこの県がこうして区域の指定を行うということで、再度調査を行いました。その結果、先ほどありましたように2万3,775カ所。県でということでございますが、土砂災害警戒区域が240カ所。それから土砂災害特別警戒区域。だから、警戒区域と特別警戒区域、レベルの違いがあるかということでございます。いわゆる警戒区域が240カ所と特別警戒区域が210カ所指定をされております。これは土砂災害防止法に基づいておまして、警戒区域における危険の周知、避難体制を整備しなけりゃならんということでもあります。同時に特別警戒区域においては、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等、ソフト対策を推進しなければいけないということになってまいります。

なかなかハード対策が間に合わんということで、こういう状況をまずはしっかり受けとめて、そのことを町としては、今後地域に対しては、防災意識の向上を図るために、先ほどから申し上げておりますように、土砂災害ハザードマップの修正をしたやつを配布するということにいたしておまして、町民の皆さんへの危険を周知していくと。地域防災に役立てていただくということにしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 240カ所、それからまた特にひどいところが210カ所ということで、これは手がけるといっても莫大な予算と時間というものがかかろうかと思えます。

二、三年前ですか、平生町防災会議があつて、平生町防災計画書というものができ上がったと。そして、1軒必ず必携のような形で大きな、広げたら全紙ぐらいの大きなカラーの防災マップが各1軒ごとに配布されたと、そういう経緯もありました。

また、町長のきょうの朝の提出理由の中の予算の中にも、土砂災害の防災マップの予算を組んでいるという説明もありました。いろいろそういうようなことで、そういうところへは、いろんな配

慮をされていると思います。

また、これまた山口県の県内ニュースで、2月中ごろですが、宇部に宇宙からだいち2号で山口県、平生はもちろん空から監視すると。だから、もし何か起きたら、すぐに対策がとれるということ。詳しくはちょっと調べておりませんが、ただ、流れておったニュースの中から、想像をしますと、一時的でも道が壊れていたら、普通であればここから行って見て、初めて道が壊れて、そこが寸断されているというのがわかるわけですが、宇部のセンターでそういうものが今、できたと。そうして、そこから全てを、西日本を監視すると。監視体制ができた、こういうふうなニュースも流れておりました。だから、これはこれで大変結構なことだと思います。そこにいながら、もし何か起こった場合には、そこで全てを把握できると。だから、あそこが孤立してるというようなことで、それが宇部のセンターにおいて、全てができる。そこにこういうヘリを飛ばしていく。というようなことで、それはすばらしいことにはなろうかと思います。ただ、そこまでできることは、それはいいんですが、特別警戒区域というのがもう専門家の間でわかっているということであれば、まずその危険箇所を、例えば土砂を災害が起きないように、その土砂災害を防ぐ防護壁のようなものをまず一番危険な箇所から措置すると。そうして、ある程度の集中豪雨があろうと、揺れがあろうとそれを防ぐための措置を考えていく。そういうところへの対応というものは、どういふふうにこれからされようと。大変すばらしい状況があるんです。防災マップはある、総合計画はある、そして空から監視する。それはすばらしいことです。起きた場合には、これはいろんな面で対処できる。でも、もう危険ですよ。これが210カ所、240カ所ある。これがわかっているわけですから、そのまですべて一度にやれというのは、これは無理です。しかし、まず一番危険なところを対応していこうと、そういう試みについては、どういふふうにお考えになられておるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） いわゆる特別警戒区域ですか、土砂災害の特別警戒区域等指定を受けておりますし、今までもあったところもございます。ここについても、これは県のほうともいろいろ協議をしながら、砂防の対策をとって工事を進めるという町内でも何カ所かやってきておるところもありますが、これはもうハード面の対策は、とてもじゃないけど、今、これだけ200何カ所と。これ全国的にそうなんですが、追いつかないと。

もちろんそれはそれで、財政的な状況も踏まえて対応してまいりますけれども、その地域は、先ほども言いましたように、スムーズな避難体制の確立等々に結びつけていく。あるいは建物の構造改革、構造を改めていくということで、今考えられているのは、特別警戒区域の住宅に対する災害対策補助制度。これがございますので、これに向けて補助対策のこれからそういう住宅を場合によっては移転をしなきゃいけない、場合によっては改修をします。そういう場合の経費について、補

助金の要綱をいずれ、来年度は今言いましたようにハザードマップをつくりますから、その次には、その要綱をつくって、補助金制度に対応できるような形にしていきたいというふうに今、町としては考えております。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 最後の3回目になりますけれども、今、県の砂防課のホームページでも、先ほどのことで特別警戒区域を指定しましたよと。自分が住んでいる地域が指定されているかないか、自分で調べなさいと。そこまで調べると、自分で調べてから、いざというときのための備えを進めてほしいと。こういう県の砂防課はこういうことを言っているわけです。だから、そこまで金をかけてやるのであれば、もちろんそれは、最後は自分の命は自分で守ると。これは当然なことではあります、やはり本当に危険箇所というものがわかっているのであれば、まずそこに予算をつけると。そうして、もちろん240カ所すぐできません。それは2万3,000も県であれば、100年200年にかかる。それぐらいのことになるわけですから、それはもうわかるんですが、まず、その一歩を進めていくと。こういう姿勢をやっぱり示してほしいと思います。終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁はいいですか。

○議員（6番 中川 裕之君） いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時15分からといたします。

午後2時59分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。河内山議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、2点について一般質問をいたします。

1点目は、平生町未来戦略ふるさと特産品PRプロジェクトについて。2点目は、産業の振興と雇用の創出についてということでお伺いをいたします。

まず1点目、平生町未来戦略ふるさと特産品PRプロジェクトについて4点にわたりお尋ねをいたします。

まず1点目、今後の戦略展開はどうされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

平生町未来戦略、この中で政策目標、地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出、基本戦略の5番目、戦略名がふるさと特産品PRプロジェクト。これ内容は未来戦略の中に書いてあるんですがあえて触れさせていただきますが、ふるさと納税ポータルサイトを活用し特産品のPRを行います。重要業績評価指標、いわゆるKPIはふるさと納税額を平成31年に1,000万円にする

ということで定めていらっしゃると思います。補正予算もまた新年度の予算もそうなんですけど、この重要業績評価指標は28年度に大方多分達成されたのではないかと思います。新年度の平成29年度の当初予算では1,200万円と見積もっていらっしゃいますので、平成29年度には確実にクリア、この目標達成するという事だと思います。そうすると、未来戦略の中でこの政策目標値、いわゆる重要業績評価指標といわれるもの、これは今後どのように設定変更されるのかどうなのか、このままいられるのか。きょうも一生懸命やられた成果、それは重々承知しております。ただ、皆さん方にこういうスタンスでやってますよというのをやっぱり説明する限りにおいては、目標をクリアしたと。じゃあ次はどうするのかというのが必ず設定されていくと思うんですけども、町で今後の戦略展開をどうされるのか、まず1点目にお尋ねをいたします。

2点目にふるさと納税額、いわゆる寄附金ですよね、1億円を目指しませんかということで、そこで提案をさせていただきます。

平成28年10月に総務厚生常任委員会で、佐賀県玄海町に行政視察にまいりました。玄海町は御承知のとおり、平成26年度に11億円、平成27年度に12億円のふるさと納税、寄附金を受けた町であります。玄海町の町長さんみずから説明をいただきまして、実にまちづくりに対する熱意とリーダーシップに感銘を受けたわけなんですけれども、玄海町ではいわゆる返礼率50%、ですから平成26年度に11億円ということは5.5億円ずつが町の収入であり、また地域の振興、産業振興に役立ったという計算になると思います。

平成27年度が12億円のふるさと納税額でしたので、これもやっぱり返礼率が50%ですから6億円ずつ。6億円がいわゆる町の歳入。6億円が地場産業振興。いわゆる農産1次品といわれるものを主に玄海町では返礼品として活用されていますからいわゆる経済効果ですね、町内の経済効果として御説明をいただきました。

いろいろと考えてみると、当町でもふるさと納税額、最初と少し絡んできますけれども、1億円頑張ってみませんかということで、できるんじゃないでしょうかということで。行政のほうで1億円を目指されませんかということで御提案をいたします。これについてのお考えを、今後の展開もあわせて少し関連すると思いますが、今後の展開、提案も含めて、2点目に1億円を目指しましょうよということを御提案申し上げます。

3点目に、町の控除額の合計額ということです。この控除額というのは、いわゆる住民課税額から差し引かれる住民税の控除額ですよね。今までやっていらっしゃいます、数字としてなかなか出てきませんので、多分把握されていらっしゃると思うんですけど、やはりこの部分も少し御説明をしていただかないと、きちんと両方歳入としてばかりの問題じゃなく、一部町の方では地方交付税でどうのこうのと話もありますが、このふるさと納税いわゆる寄附金に関しては、平生町内の方も他市町村へふるさと納税をされている方があると思うんです。ないかもしれません。それわかりま

せんのでまずあるかないか。

それと、その場合いわゆる住民税、課税額から差し引かれることになると思うんですが、それらの控除額の合計はどのように推移してるかどうなのかもあわせてお尋ねをさせていただきます。

4点目なんですが、ふるさと納税ポータルサイトの活用策はということでお尋ねをいたします。これ戦略の内容です。ふるさと納税ポータルサイトを活用しということなんですけど、いわゆるふるさと納税を専門に扱うポータルサイト、ちょっとインターネットで調べてみますと10サイトございます。この10サイト全部、平生町のふるさと納税に関する返礼品のことが載ってるかというところは実はずでもなかったんですよ。10サイトというのは、ふるさとチョイスでしょ、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるぽ、ANAのふるさと納税、7番目がわが街ふるさと納税、8番目がふるさと、この1番とか何番は私が調べた順番ですから別にないです。あとふるさとぷらす、ふるさとレア、これで一応10サイトがすぐ確認できるんですよ。平生町あるかなと思うと、平生町のことを扱っているのが、ふるさとチョイスとあとが、わが街ふるさと納税ですか。この2サイトです。しかも、これ返礼品の更新がされてないんですよ、一番最初のころのまんまなんです。運営者との契約の問題もあると思うんですけども、要はPRをしないとこのふるさと納税も集まらないということですね寄附金。その辺の効果と費用の問題もあるかとは思いますが、一応ふるさと納税ポータルサイトを活用しというふうに言ってらっしゃいますので、これ今後のふるさと納税ポータルサイトの活用策、クレジットが使えるようにされた、次はどうPR、いろんなところへやはりインターネットの媒体、いろんなサイトがあるということで仕掛けていかないと、ちょっとふるさと納税のほうも頭打ちになってくるんじゃないか。当然、商品に関しての量、ボリューム等もあるかと思うんですけども、ふるさと納税ポータルサイトの今後の活用策どう考えてらっしゃいますでしょうか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

まず未来戦略ふるさと特産品PRプロジェクトに関連をして、ふるさと納税の今後の戦略展開ということでございまして、まず今年度の実績でございますが、2月の半ばのこれ数字で約でございます。寄附件数で800件、寄附金額で1,500万円となっております。昨年度と比較して件数で約9倍、寄附金額にして約5倍増加でございます。このままいきますと3月末には1,600万円ぐらいまで近くなるかなという気がいたしております。

それぞれ議会で補正をお願いをしておりますけれども、いってみればKPI掲げております、の1.5倍、3年前倒しでKPIを達成するということになりますけれども、本当に職員も一生懸命これ取り組んでくれてございまして、成果を上げることができたというふうに思っております。

来年度予算についても、きょう御説明申し上げましたように、一応歳入1,200万円と計上させていただきますいておりますが、さらに今年度以上の成果が実績が残せるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

今後のこのKPIにつきましては、近々平生町未来戦略推進委員会を開催をいたします。これは推進委員会つくって、ここに毎年の進捗状況を報告しながら事業の点検をやっていくということにいたしておりますから、この計画の進捗状況とあるいは成果や課題等も一緒にここで皆さんに協議をいただいて検証して、その上でKPIを上方修正を行っていききたいというふうに今考えておるところでございます。

次の質問ですが、いきなり1億円ということにも、目標気持ちとしてはございますけれども、できるだけこういった前年度を上回る実績を積み重ねていって、着実にこの取り組みの先にそういった1億が見えてくるというふうに思っておりますので、ただ問題は、今町内においては御承知のように本当に協力をいただいております事業者の方々、いわゆる中小零細を含めて小規模で行っておられる方々たくさんありまして、一挙に大量生産でという、あるいはそういう一気にふやしていくというのはなかなか難しい面もあるかもしれませんが、できるだけ少量で多品種といいますか魅力のあるお礼の品にしていきたいというふうに思っております。寄附の件数、金額、これをやっぱりふやしていこうとすればどうしても多くの事業者に参加をいただくということが必要だと思っております。今も大変、それぞれ地元の業者の皆さん御協力をいただいております。たくさんの企業あるいは事業者に協力をいただいております。これからもこの積み重ねをぜひやっていきたいというふうに思っております。

本町とすればそんなに還元率も、返礼品の、中には7割とかやってるようなところもあるようなことを聞いて、今少し総務省のほうも見直しせにやいかんのかなという話も出ておりますが、良識的な対応を本町としてはしておるつもりでございまして、過度な贈答品にならないように配慮しながら、自主財源を確保していきたいというふうに考えております。

それから、町の控除額でございます。議員御指摘のように、これがふるさと納税ですよということにはなかなかありませんが、町民税への影響額、寄附の控除額でございますけれども、これは震災、それこそ東日本大震災のときの義援金とかこういうものも皆含まれておりますけれども、28年度で言いますと約1,600万円。失礼いたしました160万円でございます。済いません。1,600万円はふるさと納税のほうでございました。済いません。寄附の控除額160万。ありましたように75%交付税措置ということになっておりますけれども、1,600万円ですから、約1割ぐらいが寄附金の控除ということになっているのかなというふうに思っております。そういう全部ひっくるめて寄附金控除はそういう形になっております。

それから、ふるさと納税のポータルサイトの活用策でございます。

専用のポータルサイトはふるさとチョイスということで御指摘のとおりでございます、そして、トラストバンクという会社でございますが契約をしてやっております。これが全国の自治体の過半数が契約をしてる最大のサイトでございます。御紹介がありましたように、いろいろサイトはございますけれども、大変契約自治体も限られてくるということでございまして、ポータルサイトの今情報発信に関連して掲載内容が変わってないんじゃないかというのがありました、これ事情がありまして変わってないことはないんですが、もう1つのサイトのほうがちょっと事情がありますので、そこは総合政策課長のほうから答弁をいたします。

引き続き今のふるさとチョイスを基本にして、サイトを活用しながらできるだけ効果が得られるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） ポータルサイトのほうで返礼品の更新がされてない、活用がされてないのではないかと御質問に対して回答を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど町長が申しましたように今契約をしているのが、ふるさとチョイスという最大規模のポータルサイトと契約をしております。これについては、ホームページからもふるさとチョイスのほうのサイトへ飛ぶことができるような内容になっておりまして、こちらについては9月、10月、11月、12月あるいは年が明けて2月にも新しいお礼の品を掲載し、更新をしているという状況でもございますし、それから月3回トップページのほうへお礼の品を掲載できるということが、そういう契約内容になっておりますので月3回ほど、時間帯もウェブ上で多くの方が閲覧される時間帯というのをデータでいろいろ分析いたしまして、大体金曜日の10時、11時。そして土曜日の10時、11時にトップページに載せるように工夫もしているということでもございます。

12月に入るとやはり確定申告時期に向けた、12月の寄附が必要ということで、これについても取り組みを進めてまいりまして、12月31日までクレジット掲載については対応いたしますよというそういうPRもしてまいったところでもございます。

もう一つ、更新してないというところは、これはふるさと納税専用のサイトではないというふうに考えておりまして、掲載について予算措置してないときに無料で掲載できるサイトはないかということで担当のほうが交渉して、これは無料で載せてもいいですよというところで掲載をさせていただいたサイトでございます、これについては更新ということも無料でやっていただいておりますので、そのままにしているという状況でございます。

来年度につきましては、また今契約しておるふるさとチョイスと再度契約いたしまして、先ほど申しました月に3回トップページに載せる内容を今度は月5回に変更いたしまして、多くの日本全国の方に情報発信をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 大体わかりました。2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

ふるさと納税額1億円に関してなんですが、いきなりは無理だろうと、それはそうでしょう。ただ、そういう自治体もあるということをもっと御理解いただきたいということ。

それと、これ寄附金ですよ。一方で、自主財源としても大きなメリットもあるということ。1億円で40%、そういう仮の話はやめときましょう。済いません。それはわかるんですよ、良識的な40%という返礼品の対応もされているということで。ただそういうことをすると、町民の皆さん方の意識も随分と変わるんじゃないか、そういう仕掛けをぜひやっていただきたいという応援のメッセージも含めて、私これ質問として取り上げさせていただいたんですよ。要は、勇気とやる気と根気。佐賀小学校でもありますけどね、やっぱりリーダーとしてやっていかないと、きょうもいろいろとお話、一般質問出ましたけど一か八かでもいいと思うんですよ私。それぐらいの勇気と根気とやる気がないとそれはなかなか難しいと思うんですよ。今までの概念を変えることによって、やっぱりこの閉塞感を打破することできると思うんです。一番けがのないやり方がこれじゃないかなという、今一応結論に至ってるんです。私自身ですよ。これが受け入れていただけるかどうかというのは、行政のほうでいろいろそれはあるでしょう。ただ殻を破るちゅうことには、これ大きな、足を踏み入れて1回試すちゅうのもええチャンスじゃないかと思うんです。これについては、いろいろとそういうことを私言ってしまいましたので答弁要らないです。要は皆さん見てますよということ。

例えば、ほかのいろいろメディアへの露出の度合いも違いますよね。例えばずっと、最初はスタンス的には寄附金をもらう返礼品しないということできずとやってきましたよね。やろうということ。やるならとことんやってみましょうよということですよ。そうしないと町は変わらないと。まちづくりにも変わらないと思うんですよ。お前ええかげんなこと言うのと思ってかもしれませんが、でも、本当みんな見てるんですよ。やっぱりリーダーとしてどうするか、地場産業の振興という面でも大きなメリットがある。どれを優先するか、石橋をたたいて渡らんのか石橋をたたいても渡るか。それだと思えますんで、上方修正されるということですから30年度には多分少なくとも2,000万円か3,000万円ぐらいになるんだろうと思うんですけどね、それを期待しときましょう。

そして、職員さんにはひとつ積極的に、先ほども多品種少量これ実行していただきたいんですよ。というのが、特産品センター今売上1億円ですよ。あれだけ、最初はどのこの、いろいろ平生のマロニエ通りで小さな仮設のプレハブハウスでやられてましたよね。やっぱり年数はかかると思うんですけどその時流に乗ったっていうんですかね、いいモデルもあそこ1億円売られてますから、あそこの野菜関係をふるさと特産品にして、旬で1年間でやるというような方法も継続的に定期的にやる方法もいろいろあると思うんですよ。やっぱりほかの自治体がどねいやってるんかち

ゆなことも参考にしながら、そこに平生の独自性を出すことというのが非常に大事だと思いますので、これは強く要望じゃなくてお願いをしておきます。

それと、一番問題なのがふるさと納税のポータルサイト、いわゆる無料で契約なしで使われたっということですね。これちょっと非常に安易な、行政としては勇み足じゃないかなと思うんですね。やっぱり契約してきちんとしてそれだけの、後々トラブルのもとになりますよね、そういう契約も交わしてなくて無料のところでやられるというのは。いろいろそういう甘い言葉も今、特に先ほどから何遍もいいますけれども、時流に乗ってますんでふるさと納税。もう少し慎重な対応を求めたいと思いますが、再度この契約なしの無料で載せられてるサイト、これへの対応を一応お尋ねをしておきます。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） このサイトは、本町だけでなくいろんな各市町の情報というのを掲載していろんな情報発信しているというサイトでございまして、これも活用させていただいたというところでもございます。利用できるものは利用させていただいたというところでございます。

基本的には、先ほど申しましたように契約をして、ふるさとチョイスというポータルサイト名でございまして、これを中心に本町のふるさと納税の拡大については、このポータルサイトを利用して情報発信して寄附額の増につなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 今のことなんですけども、インターネットの活用した、いわゆる、ふるさと納税ポータルサイトですね。これインターネットの活用が一番危険なところ、SNSとかいわゆる無料でできるという、情報発信ができるということですね。ひとつこれ十分、情報の発信の仕方として危機管理をしっかりしとかなないと、後々トラブルのもとっていうのは大概が無料のものとかみんながやってるからとか、きちんとしたスタンスで対応されることは必要だと思いますので、そのことはこの際強く申し上げておきます。

2番目にいきます。2番目が産業の振興と雇用の創出について。町外からの進出に対するワンストップサービス（窓口）の展開ということでお尋ねをいたします。

これ実はそういうふうにひな形書いてますけれども、町外から事業拡大に伴って事業者がある地区に進出されたというようなお話がありました。その説明資料が実は私の所属する委員会で報告があったわけですけども、そのときに自治会長へ挨拶を含めた説明の方法に問題があったと。県からは地元説明会は必ず実施するよう指導を受けているが、自治会長への説明が簡単過ぎて説明会を実施せずに承諾を得ようとしていたことが地域住民の不安と誤解、または不信感を抱く結果となった。どうしたらこれが避けられたかというお話です。どうしたら住民の皆さんの不安と誤解、不信感を抱かず、平生町の産業の振興と雇用の創出が図れるだろうかということ考えました。

事業者の方にとっては、周辺住民とのいわゆるそういう折衝というか調整というか、非常になかなか経験が乏しいがためになかなかなれてないちゅうことで、うまく理解ができないというか町のほうで御説明をいただいても県のほうで御説明をいただいても、その辺のところの行き違いから多分このような報告になったんじゃないかと思うんですよ。町の体制というのは、このたび町民課及び柳井環境保健所ということのようでしたよね。これ事業者の業種によって、いわゆる産業廃棄物関連の業者さんでしたから。これ自治会への対応は主に所管は総務課、今度地域振興課ということになりますか。それで企業進出ということになれば総合政策課、これも今後かわっていくと思うんですけど、いろいろ各課にまたがってそれぞれ地域の実情を御説明するノウハウをこの所管課で持ってもらえるわけですけども、実際にこれらが機能しているのかどうなのか。

きょうも先ほども企業、何か、どこでしたかね。数百人の企業進出するのを予測してもっと中小企業、零細を考えているというようなお話があったと思うんですけど、実際そういう業者さんに平生に来てもらおうかと思ったら、かなり町の相談体制というんですか行政の相談体制、いわゆるそういう経験に乏しい方。経験が乏しいのが悪いとかいいとかというんじゃないくて、悩み事を抱えてらっしゃる、いわゆる少数で、例えば1人の方が何役も持ってる。配送係もやって仕入もやって経営もやって、それから所得等と労務管理ちゅうんですか。そういうことでたくさん抱えて一生懸命やられて縁があつて平生に来られようというか来たというときに、やっぱり相談に乗ってあげる体制というのは確立しとく必要があるんですよ。かといって、一方では多分行政のほうでは縦割りというんですかそういうことですからなかなか。例えば先ほども言ったように自治会の絡みは総務課、企業進出は総合政策課ですかね。それと事業者の形態によっては例えば町民課になるかもしれないし、経済課、今度産業課ですよ。いろいろ多岐にわたりますよね。そういう形で受入態勢、バックアップ体制というんですかね、きちんとしとくべきものではないかなというふうに考えるんです。何遍も言いますが、縁あつて平生で操業したい、起こす方の業もそうです。縁あつて平生で事業したいというような方を全面的にバックアップする体制。ソフト面の、これはやっぱり必要じゃないかなと思ったんですけども、先般あった例をもとにオブラートに包んだ言い方で大変申しわけないんですけども、なかなかプライバシーの問題等もありますので言えなかったところもあるんですが。

しかしながらやはり今まで住んでる方にも不安と誤解、今から来ようとするにしても不安と誤解、お互いに不安と誤解が入り混じらないような体制づくりというのはできないかなというふうに思いますので、どうしたらこういう体制はとれるかということでお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） いろいろ企業進出に関して御心配をいただきましてありがとうございます。

今までの企業等の進出意向が例えば町に寄せられると。所管は総合政策課で受けておりますから、

企業誘致等含めて。企業といろいろ窓口で折衝しながら、企業さんのほうには地元でこういう形で説明をしてあげてくださいよというような、説明をして同意を得てくださいよというようなケースで対応をさせていただいておりましたし、現実と同じく曾根のあそこの塩田跡で例のメガソーラー進出のときもそういう格好でいろいろ町のほうが対応させていただいて、説明会場含めていろいろ相談にしっかり乗って対応したというケースがあったんですが。今回はたまたま許認可といいますか、これは県のほうのいわゆる柳井環境保健所。これが窓口ということもありまして、そちらからこの町の町民課になりますけれども話があるということで、ルートが違ったのもありますけども、今回の企業の性格上、その辺で住民説明会の必要等もお話はしたんだと思うんですが、十分そこら辺が理解をされて業者のほうになかった面があったのかもしれませんが。それがそういう形に結果としてなったのかなと。ただ、大変今現状申し上げますと、地域の皆さんとも良好な関係を保っていただいておりますというふうに私も今伺っておりますし、町も県も一緒に今相談に乗ってやっていただいておりますというふうに聞いておりますので、その辺は安心をしておりますけれども、しっかりその対応をしていただきたいし、町のほうもこういったことをまた一つの教訓にしながら、これからの対応を進めていきたいということでございます。

それに今回も機構改革に絡みまして、産業振興と企業誘致の窓口の一本化を今回することになります。企業誘致、先ほど言いましたように総合政策課で今日まで対応しておりますし、産業振興については経済課ということで今までまいりましたが、4月からは企業誘致、産業振興ともに産業課という名前変わりますが、産業課で所管をするということになりますから、進出前から同じこの産業課でしっかり相談をしながらあとフォローをしていくということになろうかと思っておりますから、そういう意味では体制が一元化をしていくことになるというふうに思っておりますので、その辺もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 町長の行政報告の中で、公民館から地域交流センターにかかわる取り組みの現況の報告がございました。

そのときに、1月20日に利用者団体とも協議をした。今後そのときに公民館活動といわゆる生涯学習どうなるんか。生涯学習をプラスして活動してほしいということで御説明があったということは聞いてるんですが。今28年の年度末です。29年の新しいそれぞれの団体、いわゆる社会教育団体、生涯学習をする団体、事業計画等を練ってらっしゃると思うんですけども、お聞きするところによるとそれぞれの今まで佐賀公民館でいわゆる発表の場として祭り等を主催されてたと思

うんですが、これが今後新年度に向かって公民館から地域交流センターにかわるということで、ちょっとその発表の場をどうするかいろいろと迷ってらっしゃるといふか、取りやめをしようかといふことが耳にいたします。これ今のうちに早くしないと、公民館から地域交流センターにかわった、いわゆるにぎわいの喪失、地域の活力、失われてしまう予定があります。減退する可能性もありますし。少しその辺のところ、今のところをプラス、生涯学習をプラスして活動してほしいといふふうには言われましたけれども少し、何ていうんですか御理解がいただかれてないんじゃないかといふことも耳にいたします。本当かどうかわからないんですけど、耳にするだけです。そのことを今この場で取り上げるのはいささかどうなのかという私自身も疑念もございしますが、何せ新しいことに始めようというたら不安とかそればかりが差し挟んで、正確な情報もないがままに事業計画と発表の場もなくなってしまうんじゃないかと大変危惧してるんですよ。

その辺のところ本意というのはどのように把握されているのかということをついでにお尋ねするとともに、今後の展開をどのように考えてらっしゃるのか少し詳細、考えてらっしゃればお尋ねをさせていただければと思います。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほど言いましたように、協働のまちづくりを進めております。公民館で今まで生涯学習の館という位置づけの中で、生涯学習の活動についてはこれからもしっかりと継続をしていただきながら、同時にまちづくりとしての機能もしっかり発揮をしてほしいと、こういう思いを込めて地域交流センターということで移行していくこととなります。その辺の今後の進め方も含めて、考え方についてはそういうことですが、その辺の祭りの関係等がちょっと出ておるようですから、総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して回答させていただきます。

先日の1月20日の説明会の中では、先ほど申しましたように約140の団体から参加がありました。この2月末をめどに各団体からの事業計画等を出してもらおうようにしておりますし、基本的には今ある団体の活動はそのまま維持していただくということで考えております。ですから、地域交流センターに変わったからといって公民館活動が全く変わるんじゃないかと、公民館活動にプラス地域福祉であったり地域活動であったりというものを取り組んでもらいたいといふこととございしますので、祭りであったりそういった地域のイベントといふのはぜひ続けてもらいたいと思っておりますし、またそれにプラスしてもっと輪を広げてもらえたらという気持ちを持っておりますので、どうぞ活性化を目指して頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 所管ではあるんですけどもちょっとお尋ねしたいと思ひまして、いわゆる償還金のことですよね。

まず1点目に、還付金と錯誤措置とどっちがどうなのかよくわかりませんので、その辺の定義をまずは教えていただきたいのと、この内容なんですけど、この対象期間というのはいつのものでしょうか。積算を算定誤りという御説明はあったんですけどもこの対象期間。

それと、これ結核・精神にかかわるものというふうにお聞きしました。これ、いわゆる医療費総額の15%を超える結核・精神に関しては交付措置があるということで、それがそっちのほうを会計検査から多分利用しなさいというようなことを言われたんじゃないかと思うんですけど、これ実は平成9年にそういう改定をするときに市町村に徹底するように、周知の事実も確認できたんですけども、その辺のところの業務の継続というんですか、は、担当者の方の引き継ぎ等も含めて町民課のほうでどのようにされてたのか今まで。これ、レセプトのデータの管理等非常に制度の理解がいつ、この抽出作業というのかなり複雑じゃないかと思うんですけども、それらをやはりどのように作業をこなすかというのは重要なやはり問題だと思いますので、少しお尋ねをさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） このたびの結核・精神の特別調整交付金の自主返還金ということで、総額で1,150万4,000円。これ23年度から26年度までの4年間に対して遡及して再計算した結果、先ほど河内山議員さん言われたように全体の医療費総額の15%以上が、結核はないんですが精神の関係で15%であれば、その分について特別調整交付金の対象となるということでございます。あくまでもこの主病が精神、副病が精神であれば入院の基本料と食事代だけが負担になるというもので、このたびは会計検査が入る前に全て見直しをいたしまして自主返還させていただきました。23年度が238万1,000円、24年度が373万5,000円、25年度が291万3,000円、26年度が247万5,000円という4年間の合計が1,150万

4,000円となるものでございます。このたび予算計上につきまして、先週厚生労働省のほうから最終確定通知が来まして、こちらの計算どおりの金額で確定をいたしましたので、この金額を厚生労働省のほうに返還をいたしたいと思っております。

会計監査が入る前にやるという、自主返還をさせていただきました。会計検査が入れば、どうしても新聞報道というのをされるということで、取り急ぎ実施させていただいたということでございます。以上でございます。

引き継ぎの件でございますが、今まで何年度からこういう状況になったかというのは、平成9年度の段階まではちょっとさかのぼってはないんですが、自主返還については5年までさかのぼれるということでございます。5年前については、もう会計検査の対象にならないということで、そこまでさかのぼった計算はしておりません。失礼します。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） あとは所管で聞こうかと思ったんですけど、ちょっと気になるところもありましたのでもう1回お尋ねいたします。

いわゆるPDCAサイクルをうたってらっしゃいますね、プラン・ドゥ・チェック・アクション。それは何のためにするかというと、例えば何のためというか、自分たちの仕事をきちんとやってるか住民の皆さん方に説明するがためにPDCAサイクルやるべきだろうと思うんですよ。例えば、報道機関とか会計検査。そういうお言葉ですとちょっと非常に不安で、やはり何のためにされるかいま一度よく考えていただきたいと思っております。

それで、これ結局原因は何だったんですか。私調べてみますと、平成9年にそういう周知をされているという書類があるんですね。平成9年に算定方法を明記して明確にして、市町村に対して周知徹底をされた厚生労働省のホームページにですね。そういうことで前年も危惧されてて、多少ほかにもありました。それがそのままになって、今から5年、ですからそれはどうなるかわからないということですが、23年から4年間結局続いていた。いわゆるこれは、さっきも申し上げましたけれども、レセプトデータの管理とかそういう抽出作業、それ非常に複雑、制度を理解してないと非常に複雑なものというのは理解できるんですよ。主病、副病の問題もあります。ただ、それを業務としてどう引き継いでこられたのか。何か原因があったんじゃないかと思うんで、それを分析しないといずれまた同じことに。いわゆる錯誤措置と償還金。結局どこがどう変わるか今私自分の頭の中でも混乱してます。何が原因だったのかももう1回お尋ねいたします。

それと、このたびの措置、錯誤措置と償還金という手続をしたという根拠というか正当性というか。どう違うかお尋ねさせていただきませんか町長のほうに。お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時05分休憩

午後4時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 先ほどの件でございますが、実は平成24年度に、会計検査を受けまして、その際は22年度からさかのぼって5年間の状況についての検査を行われていました。その際については、会計検査院の指摘はございませんで、適正な処理をしてるという御判断の上で、会計検査を終了したわけでございますが、昨今、こういう結核・精神の関係の特別調整交付金については、国のほうも重点的に見るというような県からの指導もございまして、検査を終了した後に23年度までさかのぼって、全て再点検をさせていただきました。その際に、そういう検査ミスがあったということで、このたび県を通じて国のほうに自主返還という形を取らせていただいたということでございます。この結核・精神については、先ほど申したとおり、レセプトの見方が非常に難しいと。レセプトで主病の主というふうに入っている病院もあります。例えば、統合失調症が主なら、そこに主と書いてある。で、その主と書いてないところもあると。病名が複数あれば、どこが主病なのかというのは判断が非常に難しい部分もありまして、そのままの計算をしてやった部分をもう一遍再点検をして、どれが主病なのかというものを、国保連のほうからのデータをもらいながら、全て計算をし直したというところでございます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成29年度予算の質疑を行います。一般会計は、まず、全般について質疑、歳入は一括、歳出は款ごと、特別会計は会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号平成29年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般について質疑はありませんか。河内山宏充君。

○議員（10番 河内山宏充君） 町長の最初の所信表明というか、平成29年度当初予算の概要、この資料。この資料ことし初めていただきました。今までは、全協の資料で各課の考え方及びその後ろに、新規事業とか書いてあったわけですがけれども。これ、かえられた理由と、大変、丁寧にわかりやすく書いてあった。お礼も、この際申し上げておきます。非常に丁寧に。これ、わかりやすいです。ただ、一方で、これは議会用だけなのかっていうこと。それと、これ、カラープリンターされているのに、ちょっと疑念が生じるんですよね。この経費の問題ですよね。細かいこと言いますけどね。これ、一体、どういう性格のものになるんですかね。これで御説明をされましたけれども、これは、公式の議会でやられたということは公式の会議提出資料になるかと思うんですけれども。この中で気になるのが、いわゆる、今も言いましたけれども、平成29年度の各課の基本的な考え方。いわゆる、全協の資料のとき、今後、委員会で資料として審議するもんなんです。これは、旧の課のまんまで書いてあるんですよね。今度はですね、予算書も新しい機構改革後、この当初予算の概要も機構改革後の課で書いてあります。いわゆる、迷っちゃいますし、議運の時にも私それらしきことを言って、きちんとしましょうよとは言ったんですけれども、その信頼関係についても、これどうなるのかというのが、はっきりその中の所管の事項のことについては、先般も機構改革の条例案の時に、所管事項、まだ、詳細には詰めてないというようなこととお話があって、そのへんのところからも審議しないとイケないと思うんですけど、大ざっぱな枠組みとして2通りをなぜ新年度予算に使い、2種類使い分けてらっしゃるのかどうなのか。混在しているんですよね。旧課と新課。この理由をお尋ねするとともに、いわゆる、当初予算の概要ですから、いわゆる、今までお約束というか、こういうことをやりますよということをいろいろ計画ですよね。行革実施計画ですか。の頭にもうたってらっしゃいます。いわゆる、これの予算組みについては、いわゆる、それらを網羅したものと思って間違いないのか。一つ、二つ例を申し上げますと、公共施設等総合管理計画。これ、先ほども、お話が少しありましたけれども。これ、28年度中。まだ、28年度は少しございます。これらを計画されたものとして計上されているのかどうなのか。

それと、総合計画の実施計画書、これ、29年から31年分の3カ年計画のもの。これ、毎年3年間をPDCAサイクル、チェックしながらやっていくということですので、それらは、もう既

に、策定済みなのかどうか。2つを例に挙げて、それら一体、計画は網羅しているのかどうか、この当初予算で。そのことを予算全般としてお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） この概要につきましては、これはもう、これまでも議会の皆さんに御報告を申し上げておりましたように、予算を新年度予算の策定をしてやるときに、町民にもわかりやすい予算の資料をつくったらどうかという予算の顔もありました。そういうものを踏まえて、今、町としてできる、わかりやすい概要を策定をしようという前向きな気持ちで取り組んだ形でございますので、その点については御理解をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

あとは、関係が、それぞれ関係するところは総合政策課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

○総合政策課長（藤田 衛君） 御質問の、まず、総合計画の実施計画については、また、議決をいただいて各課調整して、3月終わりから4月中旬にかけて、そのあたりは調整するという作業に入ります。

それから、総合管理計画、公共施設等総合管理計画については、28年度中に作成するというところで、今、各課ともいろいろ調整をしているところでもございます。おおむねできておるところでもございますけれど、これについて、また、最終日の全員協議会等で議会のほうには報告させていただきたいというふうに思っております。当然、29年の取り組みについては、この総合管理計画等を含めたもので取り組みますよということの内容でございます。

それから、課の担当課というところで、4月から機構改革に伴って、新しい課でこれは掲載をさせていただいております。議会の皆さん方とともに、これは住民の皆さんにも公表するという前提で見える化、先ほど町長が申しましたけれど、わかりやすい予算の概要を住民の皆さん、議会の皆様にも確認していただくという取り組みの一環としてこういうものを作成したものでございます。

予算の要求関係につきましては、旧の所管課で当然、予算も要求しているところもございますので、新しい中の取り組みという、まだまだ理解されてないということもございますので、重点事項等については、また、それぞれの所管の委員会の中で、旧の中で説明申し上げるということになるかと思えます。そのへんの説明をもう少し丁寧にしておく必要があったのかなというところで反省はいたしているところでございます。

済いません、カラー印刷の件でございます。これもカラーでさせていただいたわけです。これもわかりやすい方法ということで、私どもで取り組んだわけでございますけれど、いろいろ陰影をつけるとかそういうところで経費の削減ということで、また、次年度にはそういうことで検討させていただきたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充君。

○議員（10番 河内山宏充君） カラー刷りのこと、非常にいいと思って言ったんですよ。評価するよということで。今まで、そういうことを言って何か言われると、縮小、議会で言うと萎縮されると言うんですか、そういうことのないようにということで。最初に言われましたよね。町としてわかりやすく見える化。こういうことならいいと思うんですよ。そういうスタンスでやっていただきたいということを言いたかったんです。

この各課の考え方と、それと、いわゆる、予算書の真意で、この当初予算の概要についても、新課で新しい機構改革で、結局ですね。殻を破りませんかというお話をしたいんです。先ほども言いましたけれども、今までのそういう考え方というのを打破しましょうよということなんです。今までのしがらみにとらわれるから、多分、各課の要求の考え方、それは基本的な考え方ですね。いわゆる、要求額とか、そういう言葉、これにも出てましたよね。で、訂正をされました。だけど、各課の基本的な考え方って、委員会の重要な審査資料ですから、やはり、そのへんもですね。統一的な、やはり大きな幹を一つ立っとなかないといけないんじゃないでしょうかということ、私は言いたかったんです。このことは私のひとり言でもいいです。とにかく、それ、みんなが見てますよってということです。見える化は大変結構なことだと思います。それは評価させていただきます。カラー刷りも評価させていただきます。積極的にそういうことをお願いをしておきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳入について質疑を行います。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 総務費の44ページの地域振興費の地域おこし協力隊員について、ちょっと、もう少し詳しく聞きたいので質問します。

2回、採用期間を設けて、採用に至っていないということなんです。また、諦めずに3度目をやるということだと思うんですが、これ採用に至っていない理由というか。まず、その原因を分析して、今度はどうするのか。また、不採用になるんじゃないかなと簡単な心配をしています。

あと、この下に集落支援員さんがあるんですが、これ、地域おこし協力隊員さんが定住のために、地域になじむためにサポートしてもらえるような感じなのかと。あと、地域おこし協力隊員を募集するに当たって、事業として2つ、空き家対策とイタリア半島構想を考えてらっしゃると思うんですが、空き家対策に関しては空き家計画をつくるということであるとは思いますが、イタリア半島構想。こちら今回の予算で何も上がってない。各課の基本的な考え方の経済課のそこには、新たなコンセプトによる産業振興ということで、コンセプトとしてイタリア構想というのがちらっと出てくるんですが、このイタリア半島構想というもので予算を組んでない。これはどういうふうに、特産品開発等に取り入れることでとか書いてあるんですが、何か予算も何もないのにどうやっていくのかって、いまいわからないんですね。あと、室津半島、イタリア半島ということなんですが、平生町はその室津半島の一部だけであって、上関町さん、柳井市さん、田布施町さんの連携が必要だと思うんですが、その話し合いというか、それはどこでやるんですか。

やる側、協議する場所としては室津大島地域半島広域連絡促進事業、サザンセント・ロングライドを共同でやってますが、そこしかないかなと私は思っているんですが。以上4点になりますかね。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長と経済課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 私どものほうは、地域おこし協力隊の関係と集落支援員の関係について回答させていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、先般も御報告させていただきますけども、2回募集をいたしまして採用には至っておりません。その後、継続して募集もいたしますということで、今も門戸は開いております。ただ、採用は4月からであります。実際に問い合わせは何件かございます。けれども、やっぱり条件的なものがなかなか難しいというのがあって、いわゆる都会からこの地方に来てもらうというのが大前提になっております。近隣の方からお問い合わせがあって、ちょっと、それはまずいですねっていうこともありました。それも含めて、そういう大前提はかえられないんですけれども、もっと違う募集要項の形の中で、今2種類の募集の内容を各課集めて検討した結果を出しておりますけども、それもなかなか難しい。逆に、もっと特化したものに募集をするか。もっと門戸を広げた募集するかということも考えられますので、そのへんは、また、検討したいと思っております。

集落支援員については、やはり今の、今般の地域交流センターの中でコミュニティ協議会の活動を支援していただくということも含めて仕事の中に入れさせてもらおうと思っておりますので、そういう意味で集落のいろんな情報を収集しながら、まちづくりにも生かしてもらうということで

考えているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 経済課からは、イタリア半島構想について御説明をいたします。

イタリア半島構想につきましては今年度、副町長をチーフとして各課から選出しました20代から30代前半の若い職員で構成されております未来戦略ワーキンググループを設置しまして、4回の会議の中でイタリア半島の構想についての普及推進。イタリアをイメージしたイベント開催。イタリアを連想する新たな産業振興の3つのグループで構想についての検討をしております。今後の取り組みとしましては、住民各種団体からなる推進連絡組織を設立しまして、町だけでなく住民を巻き込んだ中で進めていく方向を決めていきたいというふうに考えてます。そのこともありまして、現在では、予算としては計上しておりませんが、今後、その中の事業が確定しましたら予算を上げていくような形になると思います。また、一部オリーブ栽培については、経済課のほうとしましては、事前に可能性調査を進めていくこととしております。さらに、室津半島ということで柳井市、上関町も含めたものにつきましては、まずは本町でのイタリア半島構想がある程度形になってから協議をしていきたいと思っておりますので、今の時点では、まだ。まずは、町内の推進連絡会議の設立をして、町としての方向性を出してからと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 民生費の62ページ。所管ですけど、ちょっと考え方だけお尋ねを先におきます。いわゆる、福祉医療対策費。福祉医療費として扶助費。重度と乳幼児と子ども。これ小学校1年から3年生までということで。ひとり親家庭に対しても医療費の助成をしようということで、考え方をお尋ねいたします。

重度と乳幼児とひとり親に関しては県の補助金もありますので、今、規則で支給されていると思うんですけども、今度は新しく子ども。いわゆる、小学校1年から小学校3年まで。これ、いわゆる単独、いわゆる自治事務として助成制度を新規に開始されるということです。そういう経済的負担、子育て支援、そういうことも重々わかります。考え方をお尋ねいたします。

この根拠づけ、いわゆる、条例と規則による規定か3種類しか考えられますよね。規則のみでやられるか。それとか、要綱要領で規定されるか。いわゆる、地方公共団体でそういうことを支給される時に、いわゆる、民主的手続が担保されているかどうか。いわゆる、条例規則で制定すれば、機動性はありませんけども民主的手続は担保されると一般的に言われております。あとの規則のみ

で制定される場合には、自治体の情勢、いわゆる、財源。単独でされるわけですから非常に機動性
はありますけれども、変更、変動する可能性もあるということですね。要綱要領である場合は、非
常に根拠づけが曖昧というふうに、一般的には3種類で支給されるときに言われております。ど
のように政策を選択されて、どのようにされるのか。この議会で条例規則を出していらっしゃるの
ので、多分、規則のみで実施支給ということになるかと思うんですけれども、そうすると今度、
財源の問題も少し考えざるを得ない。

議会資料の7ページ、7というやつですかね。社会保障施策に関する経費のところ、いわゆる、
社会福祉事業として、福祉医療事業、重度、乳幼児、子ども、ひとり親家庭。これ、一括でやっ
てあります。もし、これらは県の補助金と合わせて、ごめんなさい。定例会資料、平成29年第1回
平生町議会定例会資料です。その11ページ、議会資料の7。平成29年度地方消費税交付金の
うち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費。下の社会保障施策に要する経費
ということで、社会福祉費で一番上の福祉医療事業（重度、乳幼児、子ども、ひとり親家庭）とい
うことで、経費は8,700万円。国県支出もありますよ。その他でありますよ。一般財源もあり
ますよというんですよ。これ、一くくりにすると、くどいようですけども、重度と乳幼児とひと
り親家庭は県の補助金ありますよね。受けてらっしゃいますよね。子どもは単独ですよ。自治事
務として助成をしようということで、子育て支援政策として。これ平生の特色じゃないかと思うん
ですけど、今からやられるということであれば。国県の支出金があるかのように、ちょっと勘違い
を起こすんじゃないかということで、最初気づいてそう思ったんですけど、これいわゆる、条例規
則による規定をされずに、規則のみで多分されると思うんですよ。そうすると、根拠づけが非常に
財源の、町の財政状況、あらゆるものに関連してきます。そうすると、きょうも社会保障費の増大
ということでは言われましたけれども、どういう選択をされて、繰入金。財政基金から1億
2,000万円、これも、非常に選択、民主的手続担保にされてないですから、非常に、ちょっと
どうなのかな。疑問に思います。自治体間競争においても、財源。非常に、今、問題ですから、い
わゆる、財政基金からの繰入金1億2,000万円をされて、しかも単独でこういうことをされる。
それは、大きな特色の割にはこういうふうに、私とすればオブラートに包んだような書き方をされ
ている。

もし、しかも、こういう助成制度、民主的手続を担保されずにされるということはいかななもの
かと、ちょっと疑問を持っていますので、どういう政策の選択をされて、規則のみでされようとされ
ているのか。少し、考え方だけをお尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） この乳幼児医療の関係でございます。新たに新規事業として、子どもの。

○議員（10番 河内山宏充君） 濟いませぬ、乳幼児医療じゃなくて、子ども。

○健康福祉課長（田代 信忠君） 子どもですな。

子どもの医療ということで、この目的でございますけども、こういった健やかな健康を願って福祉医療のこの制度を実施しまして、医療費の自己負担額を助成するというので、一般財源からの支出となります。対象は小学校3年まで。小学校1年から3年までということで、無料化ということでございます。こういった所得制限がございまして、そういった町民税額の合計の金額が13万6,700円以下ということで、そういった方々が対象でございます。こういった規則を決めて、これからいかないといけないんですけども、助成開始やちょうど引き継ぎ、事務の準備、また、周知の期間も必要ということで、これから、できたらちょうど変更時期の8月からの支給というふうに考えておりますので、これから規則等協議しながら関係自治体、県内の既に済んでおります無料化されておられます自治体等参考にしながら協議していきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。議会運営委員会を開きたいと思ひます。濟いませぬ。ちょっと、再開はまた再開してから時間言ひます。

午後4時50分休憩

.....

午後4時57分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

.....

○議長（福田 洋明君） 本日の会議はここまでとし、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

次の本会議は3月13日午前9時から行ひます。

午後4時57分閉議

.....

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 中 本 敦 子

平成29年 第1回 (定例) 平 生 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成29年3月13日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成29年3月13日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 提出議案に対する質疑

日程第3 委員会付託

出席議員 (11名)

2番 中本 敦子さん

3番 松本 武士君

5番 村中 仁司君

6番 中川 裕之君

7番 河藤 泰明君

8番 瀧上 正博君

9番 細田留美子さん

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君

書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君 副町長 …………… 吉賀 康宏君

教育長 …………… 新田 保弘君 会計管理者 …………… 高岡 浩行君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	羽山 敦紀君
総合政策課長	…………… 藤田 衛君	町民課長 …………… 石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長	……………	兼末 仁君
健康福祉課長	……………	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長	……………	藤山 一人君
建設課長	…………… 瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 …………… 安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長	……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………	岡村 茂樹君

午前9時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第2、提出議案に対する質疑を行います。

議案第7号平成29年度平生町一般会計予算について、民生費から質疑を行います。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 金曜日に丁寧な御説明を所管課の担当の課長さんからいただきました。私が聞いたかったこととちょっと違いますので、私が言い方が大変まずかったのでしょうか、それは大変お謝りというか、もう一回お尋ねをいたします。2点です、大きくは。

この定例会資料の11ページの議会資料の7、平成29年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費のところの社会福祉医療事業。これ特定財源と一般財源ということで書いてあるんですけど、これを総括して書いていらっしゃるんですけど、これは福祉医療事業は、重度、乳幼児、子供、ひとり親家庭ということで書いていらっしゃるんですけど、これ一緒に書いていらっしゃるんですけど、子供というのは今からやられる分ですよね。そのほかの重度、乳幼児、ひとり親家庭に対しては、その財源配分にも書いてありますが、国・県

の支出があるというのはこの予算書を見てもわかりますし、ここにもそのように書いてあると思うんですけど、いわゆる一般財源化されているということ。これを一緒にたにされると勘違いを起こすんじゃない、もっと懇切丁寧にきちんと分けられる必要があるんじゃないでしょうかというふうな聞き方でお尋ねしたんです。このことに関して再度お尋ねをいたします。

それともう一個、子供に対する福祉医療費。新しく新年度にしていこうということを計画されているんですけど、この福祉保障施策に関する事業の展開、いわゆる根拠づけ。今まで、町の施策なんか大ざっぱにいうと、条例、規則によって定められて実施されているもの、それと規則のみで、自治体の判断といいますか、町の権限でされている。そうすると、それも機能的で、非常にメリット、機能性があるよというようなことを言われていますけど、一般的には自治体の財政状況、いわゆる自治体の情勢によって変わってくる面もあると言われます。あとは、要領とか要綱で規定をされて実施されているというような、この3パターンだろうと一般的には言われているんですけど、要綱・要領の場合は根拠づけというのが非常に曖昧というふうにいわれています。よって、ちょっと疑義があるというふうに一般的にいわれているということで。当町においても、さまざまな形で助成措置。交付金等は、条例、規則を使われてやられるときもあるし、規則のみでされているときもあると。そうすると、参加と協働のまちづくりの条文の中で、町の施策等に関しては懇切丁寧にきちんと説明していくという町の責務もうたわれている。これとの絡みでどうなのかという疑問を少し私持っているんです。新年度からされる子供に対する社会保障施策に関して、特にこれ一般財源化の中からされているということですから、自治体の固有の事務としてされていこうという計画だろうと思うんですけど、一般的にいったこれらのことをどのように考えられて精査された上で実施されていこうと思うのか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今回の子供の医療費の件につきましては、これはもうずっと前から、御承知のように今各自自治体でいろんな取り組みが行われております。できれば何とか10歳までとか、いや中学校を終えるまでとか。いろいろ各市町によって違う状況があることも事実でありますし、本町としても、今大きな地方創生の絡みもありまして、未来戦略の中でも本当に定住化は子育て支援、こういうものを含めて何とかできればしていきたいというのは、これは前から政策課題として受けとめてまいりました。今回、決して財政的にそういった余裕があるとかではありませんけれども、何とか実現をして、その分やりくりをつけてでも何とかやっていきたいと。これは本当に子育て支援の中心策として打ち出していきたいということもありまして、これは政策課題への対応という一つの大きな判断のもとに実施をさせていただくということに背景はそういうことであります。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 政策課題への対応ということなんですけど、いわゆる参加とまち

づくりの条例に基づいた根拠づけ、いわゆる政策課題。わかります。ただ、民主的手続の担保という面では、それを可能な限り保障していきますよという思いで参加と協働のまちづくりの条例つくられたというふうに私理解していましたので、多少なりとも今後のこの政策課題に対して財政的に支援をしていく、いわゆる一般的には3つのパターンがあるよといわれています。じゃ今後どうするのか、今の段階で。金曜日のお話では8月からということでしたけども、今の段階で予算は提示をされた。ただ、その根拠をどこにするか、条例規則によるんか、それとも規則によるんか、それとも要領・要綱でいくのか、そのことだけ最後にお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康福祉課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの質問でございますけども、これは医療費の助成要綱に基づきまして、新たに子供の医療費ということで作成して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 75ページなんですけど、衛生費の中の環境衛生費の負担金補助及び交付金というところに、補助金で町快適環境づくり推進協議会というのが、ここに多分プランターの整備とかいうのを頼む予定だとは思いますが。以前あったフラワーベルトでやっていた花壇、あそこも白いマルチがかかってずっと昨年度はそのままだったんですが、新年度もそういう予定なのか、それとも何かされる予定なのか、予算を組んでいるのか、ちょっと教えてください。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） フラワーベルトの土地でございます。まず、国道沿いにある高須花壇、八海花壇。これは国のほうから無償で借りておりますので、これは、新年度になって国のほうに返還の手続をさせていただきたいと思っております。現在、白いシートが張ってございまして、中途半端な状態で置いておりますので、ここは整理をさせていただきたいと。あと、旧クリニック前の熊川花壇につきましましては、実は第37回全国都市緑化やまぐちフェアというのが30年の9月から11月まで開催をされます。その事業計画の中に連携会場という位置づけのものがございまして。各自治体とか地域団体、そういうところで、メイン会場だけでなく全県での取り組みをしていただきたいという計画がございまして、具体的にはどういったものなのかというのは、まだ11月に総会が開かれただけでございまして、恐らく29年度には、自治体に対してとか、そういった会議等々があります。

具体的な内容というのがそこで明らかになりますが、もし各自治体でそういった連携会場を設けていただきたいというお話があれば、熊川花壇につきましては、そういったところの活用というのを考えていきたいと思います。

29年度につきましては、雑草繁茂というのが当然発生をしてくるので、そこは職員のほうで対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 鳥獣被害対策実施隊のこととお伺いをいたします。

いろいろとイノシシが出てきて、民家のほうまで出てきて、それをどうにかするかということでいろいろ対策を立てられているようですが、それを追い込んで山のほうへ逃がすとか何とかという、そういうことを実施されるようですが、この点について、安全面のことについてどういうふうに考えておられるか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今御質問がありました有害鳥獣の実施隊についてでございますが、これについては、今年度一応計画をしまして来年度の当初から組織したいと思っています団体でございます。

現在、平生には捕獲隊といって、特に鳥獣の捕獲を中心にする団体がありますが、それ以外の実践的な対応としまして、まち中に出たイノシシの追い払い、それから捕獲隊への指導、その他緩衝帯等のいろいろなことについて対応できるものとして考えています。

まち中に出た鳥獣に対する対応は、現在、町のほうに連絡が入りましたら、捕獲隊の中でも特に銃器の方に御連絡をして、町の職員と一緒に山のほうに追い払いをしている状況でございます。ただ、職員ということになりますと、なかなか人数もないということもありまして、4月からは実施隊にもその役割をお願いをしたいというふうに思っています。

安全対策につきましては、基本的には、実施隊には各捕獲隊から推薦をしていただいた方に、やはり経験とかいろいろと技能的にもほかの捕獲隊の方よりも経験・知識等もある方をお願いしまして、追い払いにつきましてはほかの自治体等でもマニュアルをつくっておりますので、そのマニュアルに従って事故のないようにやりたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） たしか今、捕獲隊は約50人ぐらいおられると思うんですが、その中で見てみますと、早く言ったらリタイヤをされた方ばかりなんですよね。60以下というのは数えるほど、数人しかおらんと思うんです。その辺で、安全対策はびしゃりとやってもらわんと、相手は獣ですから、私も、くくりわなにかかったイノシシがワイヤーが切れて向かって来たことがあるんです。目の前で人が倒されました。そういうこともありますから、安全面だけはぜひ気をつけてやってもらいたい。これは要望で結構ですから、よろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今のところなんですけども、80ページの一番下に負担金補助及び交付金のところに、柑橘園緊急有害鳥獣防除柵の補助金が出られていますよね。あれ、この前言われましたアルギットみかんのあれでしょうか。違うんですかね。

○議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今御質問のありました事業につきましては、アルギットみかんの農地を守るための事業でございます。

今年度の被害の中でイノシシのミカンに対する食害というのが出ております。ただ単にミカンを食べるだけならいいんですが、枝を折ったりして。調査によりますと、柑橘研究会の約半数の農家でそういうふうな被害が出ているということで。また、収穫量に対しても約3割程度の減収になっているということでございます。

周防大島等で柑橘園の被害を聞いておりますが、味を覚えたイノシシは、今後、積極的に柑橘園地に入ってミカンを食べようとするので、そのために緊急に対応が必要ということで、新年度予算のほうに計上しております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 91ページの13番の委託料の土砂災害ハザードマップ作成ということで、これ国の補助もあるんですけども、前にも配布されていらっしやいますよね。

県の指定が新たになったということで一般質問の中にもありましたから大筋はわかるんです。ただ、住民の皆さん方が、あのときにも少しお話をさせていただきましたが、あれだけの大きさの紙

をどこかへ張るとい壁なり何なりスペースがあるか、見方の問題ですよね。そういったのもちよっと考えられて今度実施していただきたいというようなことを、あのときにも申し上げたと思うんですけれども。あのときも、地域が一部抜けていたようなお話を私のほうからさせていただいたと思うんですけれども、漏れはなくなると思うんですけれども。実際のところ、今度やられるのは、どういう配布物。違うのか、より正確になるというようなことで理解はしていますけど、具体的にどうなるのか、少し御説明をいただけますか。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問の土砂災害のハザードマップの作成でございますけれども、これにつきましては、今年度28年度に、土砂災害の特別警戒区域の指定をしております。それに基づきましてマップの作成をするものでございまして、基本的には、前回、土砂災害のハザードマップの作成をしておりますけれども、基本的には同様のものを作成をしようとは思っておるところではございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の91ページの負担金及び交付金の件なんですが、補助金のところに住宅についての耐震と補強設計等に分かれて補助金を出すようになっているが、対象物はどういうところになるのでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの負担金補助及び交付金の補助金の住宅建築物の耐震化促進事業の改修と補強設計でございますけれども、耐震改修につきましては、従来やっております民間への耐震改修の補助でございます。その下の補強設計につきましては、光輝病院の耐震補強設計に対する補助でございます。この事業につきましては不特定多数の方が出入りする建築物に対する補助でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今、民間への対象物だという、それを皆さんに知らせる方法は今、しておられますか。どういうふうに周知されておられるか。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） 耐震の診断と民間への住宅への補助なんですけれども、これは、耐震診断と耐震改修の補助でございます。これにつきましては、広報等によって周知はいたしております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 広報等でお知らせされて申し込みはあるのでしょうか。どんなですか、お聞きします。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） 耐震の診断につきましては、28年度、3件中2件の応募がございました。改修につきましてはございません。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 102ページ、教育総務費の学校支援員さん。これは少し減額されているということは、28年度まで14人体制で御支援をしてらっしゃったというふうに聞いておりますが、新年度は、これはやはり児童数の絡みからですか。何人体制でされるのか、14人体制が維持できるのかどうなのか。また、それは、やはり児童数の減少によるところが大きな理由なのかどうなのか。お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育次長のほうから答弁させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 角田教育次長。

○教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） ただいまの御質問の102ページの事務局費の賃金の学校支援員でございます。

昨年度まで14名体制での賃金を措置しておりまして、今年度は、ここに掲げておりますのは13名でございます。うち1名につきましては、同じ教育費の中学校の学校管理費のほうに1名、学校支援員を上げております。といいますのは、中学校のほうの学校管理費に掲げております学校支援員は、従来の学習支援プラスアルファ学校の公務の支援もいたしておりまして、若干性質上違うということで、このたび分けさせていただきました。体制的には計14名ということで、総数は変更ございません。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次の公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第8号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平成29年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 介護保険事業、今までは一般会計の委託費だった、いわゆる高齢者筋力トレーニング事業。介護保険のほうに29年からかえられている。制度もわかりませんが、このかえられた理由というのはどういうことかかえられるのか、そのことだけ。ちょっと制度の、私、認識不足もありますので、少しこの場で御説明お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） 高齢者の筋力向上トレーニング事業でございますけども、目的としては、60歳以上の方の要介護状態になる前の方々の健康で充実した生活が送れるようなトレーニングを行うことでございます。

今までは、老人福祉総務費、一般会計のほうで取り扱ってございましたけども、今回新しい総合事業ができた関係もございまして、一般の介護予防事業のほうに取り入れて、今までどおり委託料で取り組みを行うものでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第23号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてから議案第27号工事請負契約の締結について（変更）平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、提案理由の説明では、この3つの施設を1年間、社会福祉協議会を指定管理者として指名するということです。それと、期間は介護保険法の動向を見きわめるために1年間としたという説明がございました。

まず、この施設の表を見ると、これは平生町老人福祉施設条例の表の中のデイサービスほのぼのひらおを除いた表が書かれております。今の福祉施設条例を見ると、指定管理者に管理をさせるという項目が後から入ってくるわけですが、この大野の建物は今後どうなっていくのか、外れますから。

それともう一つは、介護保険法の動向により1年間ということですが、どういう動向なのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの御質問でございます。まず、大野ほのぼのセンターが入っていないということではございますけども、今現在、町社協におきまして、4月オープンの日サービスセンターの工事をされておられます。このために、今まで使っておられました大野ほのぼ

のセンターでのデイサービスが全面移行ということになりますので、そのあとの大野ほのぼのセンターの建物の後利用をどうするかということは今後決めていかないとならないと思っております。

後利用の方法としましては、これまでの使用状況を考慮しますと、介護高齢者福祉施設として使っておられましたことを考えますと、そういったところに新たに一般公募するなりして指定管理制度で導入したいとも考えておりますし、また、町が管理をいたしまして地域へのそういった団体、またコミュニティ組織等へのいろいろな介護予防とか健康事業等で利用していただく方法等も考えられると思えますけれども、今後、協議検討してまいる所存でございます。

また、もう一点でございます。選定理由ということで、指定期間につきまして1年ということに決めております。これによりましては、介護保険関連法の改正、また高齢者福祉情勢の不透明な部分があるということで、指定期間を1年間としておりますけれども、やはり介護保険事業の改正によりまして、新たに介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年、この4月からスタートするということでもございます。町独自の基準で実施するこういったサービスが移行されます。本町の体制、方向性としてしましては、現状では現行どおりとしておりますけれども、新たに多様なサービスを展開していく必要もございます。このために30年度以降の総合事業の方針も決めていかないといけないということもありますし、また、30年度から3カ年計画の高齢者の福祉計画、あわせて7期の介護保険事業計画を策定するのがこの29年度でございます。また、障がい福祉計画基本計画の策定も同じ時期になるということもありまして、この計画に沿った施設管理計画等の方向性も定める必要があるということでございますので、こういった介護保険関連の改正、また、それぞれの福祉計画等高齢者福祉情勢が不透明だということもありまして、指定期間を1年間と定めているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この問題は12月にもちょっと、なかなか取り組みの姿が見えませんが、この1年にしたという理由についても、今いろいろ申されましたが、なかなか私としては理由がようわからんのですが。それで、一番問題は、施設の老朽化なんです、前にも申しましたように。これ続いてずっと社会福祉協議会がいろんな事業をやっておられます。施設の老朽化に対する取り組み。これ抜本的な対策をしていかん限り、だんだん使用も難しくなってくる状況にもございますが、この点についてはどうですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 施設の老朽化の問題も含めて、今申しあげましたように、この29年度で一定の検討をした上で、改めて全体動向を踏まえながら、あの施設をどうしていくかということを含めて検討していくということにしておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ここで一つ、私としての意見をお話しておきたいんですが、この前から社会福祉協議会の仕事との関係でいろいろな利用者が困る事態が発生しまして、いろいろと考えさせられることがございました。

そこで私、いろいろ考えてみたんですが、やはり原点に戻る必要があると思うんです。平生町の条例で、前にも読んだことがあるんですが、平生町の職務に専念する義務、いわゆる職員の義務に関する条例があるわけで、その中で、職員になったら宣誓をしなければならないとこうなっちゃうんですが、そうせんと仕事をしちやいけませんよというのが条例の決まりです。その条例、もう一遍また読みますよ。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

とって、皆様方は仕事を始めたことは覚えておられると思うんです。そこで、もう一つまた原点にいいよ返って見たんですが、じゃこの日本国憲法を尊重しという項目なんですが、憲法第15条公務員の本質。15条の2項です。「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、これはまあよく知られる。

もう一つ、憲法第25条、これもよく言われますが、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、これは知られておりますが、この次です。「2、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とこういうことなんです。

それで、一番今感じているのは、例えば社会福祉協議会だとか、いろんな、今日ではお年寄りを介護する、介護保険の団体などもございますが、本来これらの職務は国が直接やらなければならない仕事なんです。民営化をしていろいろして補助金を出していると。あんたらやるのを町は補助しよるじゃないかという発想になっているんじゃないですか。本来、自分たちがやらなければならない仕事を委託をして、その団体の補助しちよるからちゃんとやれよと、こういう関係になってきているんです。例えば子供の保育にしてもそう。私の子供育てのころにも保育園が不足してまして、町長室や市長室に子供を連れて行って保育をして、町の義務なんです、子供の保育というのは。だから、いろんな制度がありまして、お年寄り、障害者、子供。直接責任を負うのは地方公共団体なんです、この憲法の規定に基づくように。本来、それをやらなければならないのに民間に委託して、補助金を払っちゃうからええじゃないかというような発想になってしもうて、あたかも、本来自分がしなければいけない仕事を上から目線で下にやらせていると。このように見えるんですけど、ちょっと原点に戻ってほしいと思うんです。例えばこれらの団体ができないといたら、直接やら

なければならぬんですよ、行政が。その緊張感がないと思うんです。本来自分たちの職責というのは何かというのをもっと考えてほしいというのを今回つくづく感じました。今度のこの件についても随分ゆっくりした話だと思うんです。2年、3年、ちゃんと前を見て、先手を打っていくというのは当然必要だということで、議会からも声が出てきたわけですから、その点についての緊張感が足りないのではないかということ。ちょっと状況を見るから1年ほどで済ましちようという発想でしか私は見えんです。御意見をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 本件については、議員よく御承知のとおりで、一連の経緯がございまして、社協との関係も含めてしっかり、今までの経緯、そして、これからの町としての果たしていく役割等々含めて、この機会にしっかりよく協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第3。

お諮りいたします。議案第1号から議案第27号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第27号は、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月23日午前10時から開会いたします。お疲れさまでした。

午前9時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

平成29年 第1回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成29年3月23日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成29年3月23日 午前10時00分開会

故長岡 浩議員に対する追悼行事

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成29年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成29年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町丸山海浜パーク設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第27 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第28 議案第27号 工事請負契約の締結について (変更)
平成28年災 補災道第76号 町道白石向井線道路災害復旧工事
- 日程第29 議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第30 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成28年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成29年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成29年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成29年度行業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第18号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町丸山海浜パーク設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第27 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第28 議案第27号 工事請負契約の締結について (変更)
平成28年災 補災道第76号 町道白石向井線道路災害復旧工事
- 日程第29 議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第30 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員 (11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			岡村 茂樹君

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

故長岡 浩議員に対する追悼行事

○議長（福田 洋明君） 去る12月14日、長岡浩議員が逝去されました。ここに皆さんと共に故人の御冥福をお祈りいたしたいと思っております。それでは、御遺族の長岡裕子さんに入場いただきますので、皆さん御起立をお願いいたします。

〔長岡裕子さん入場〕

○議長（福田 洋明君） それでは、着席ください。

それでは、岩本ひろ子議員から故長岡浩議員に対する追悼の辞がございます。岩本議員演壇をお願いいたします。

〔岩本議員登壇〕

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 追悼の言葉。本日ここに同僚議員の御同意をいただき、平生町議会を代表して、故長岡浩議員に哀悼の意を捧げ、心から追悼の言葉を送ります。長岡浩議員は、昭和26年11月8日、山口県和木町で生を受け、広島大学を卒業した後は民間会社の営業マンとして、全国各地を飛び回り御活躍されたと聞いております。その間、裕子さんと御結婚、アキコさん、マナブさんという子宝にも恵まれ、幸せな家庭を築いてこられました。長岡さんは常に、温厚誠実、清廉潔白な性格を心情としており、その卓越した識見と指導力、一途な人格は地域において

人望を集めるところとなり、平成27年、政治に志を立てられ、平生町議会議員選挙に立候補。その折には、残念ながら次点となりましたが、運命めぐり合わせか、数カ月後には見事当選の榮に浴されました。以来、利害得失を顧みず、不動の信念、その類まれなる行動力をもって地方自治の進展のため、ただひたすらに情熱をもって議員活動をしてこられました。特に、過疎化、人口減少問題には熱心に取り組んでいらっしゃいました。

読書が好きだった主人は、まちづくりに関する本を読み、文字どおり寝食を忘れて何とか平生町を活性化させたいと行動していた姿が今も目に焼き付いています、と奥様が涙ぐんでいらっしゃったと聞くにおよび、長岡さんは町を愛することにかけては、人後に落ちない平生町出身者以上にこの平生町を愛していた人だったとつくづく感服いたしました。

議員活動にも慣れ、議会改革などますます意欲旺盛に取り組みを進めていかれる、その矢先の、突然の別れとなってしまいました。悲痛に浸ってばかりであってはなりません。私達はあなたの意志をしっかりと受け止め、平生町のため、また、地域住民のため微力ながら全力を尽してまいります。御家族の心中は察するに余りあるものがございます。どうかこの悲しみを乗り越えていただきたいと強く念じるものであります。今は冥界へ旅立たれた長岡浩さん。これからは御遺族を、そして地域の住民を彼岸より優しくお守りください。

あまりに突然の別れになりましたが、ここにあなたの在りし日の面影を偲び、生前の御功績をたたえ、御遺族並びに平生町の前途に限りなく御加護を賜りますことをお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。長岡浩さん、ありがとうございました。安らかにお休みください。平成29年3月23日、平生町議会議員、岩本ひろ子。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、町長から追悼の辞がございました。山田町長お願いいたします。

○町長（山田 健一君） 本日ここに、元平生町議会議員故長岡浩さんの追悼式が執り行われるのにあたり、謹んで哀悼の意を表します。長岡議員は昨年12月14日、突然帰らぬ人となられました。深い悲しみを断ち切ることができません。改めてここに、長岡浩議員の安らかな御冥福をお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。平成29年3月23日、平生町長山田健一。

○議長（福田 洋明君） ありがとうございました。以上で、追悼の辞を終わります。

ここで、故長岡浩議員に黙禱を捧げます。皆さん御起立の上、御遺影にお向かいください。それでは、黙禱を行います。黙禱。

[黙禱]

○議長（福田 洋明君） 黙禱を終わります。ここで、遺族の方から御挨拶をいただきたいと思えます。長岡裕子さん、よろしくお祈りします。

○長岡裕子さん 主人も任期途中で大変無念だったとは思いますが、皆様方からこのような立派な追悼の式をしていただき、喜んでいることと思えます。今後の皆様方の御活躍と御健闘をお祈りいた

しますと共に、残された私どもに御指導と御鞭撻をよろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

○議長（福田 洋明君） ありがとうございます。ここで遺族の方が退席されます。よろしくお願いいたします。

〔長岡裕子さん退出〕

○議長（福田 洋明君） 皆さん、御着席ください。

以上で、追悼行事を終わります。会議の準備がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

----- . ----- . -----

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第28、議案第27号工事請負契約の締結について（変更）平成28年災補災道第76号町道白井向井線道路災害復旧工事までを一括議題といたします。

3月13日の本会議において、両常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成29年3月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を3月15日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果は、お配りした資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を御報告いたします。

議案第1号中歳入全般では、補正額増減についての質疑があり、固定資産税滞納繰越分の増額は、ある企業の滞納分が解決し現年度も含めて3年分の納付があったこと、地方消費税交付金の減額は、地方消費税の貨物割部分の、対前年度比での大幅減が影響したことの説明がありました。

歳出、民生費の保育所運営費では、法人保育への委託料増額の詳細を問う質問がありました。ひらお保育園の保育士確保により、保育単価の高い0歳児及び1・2歳児の受け入れ態勢が整い、10月以降低年齢児の入園がふえたためとの説明がありました。

議案第2号では、療養給付費交付金等還付金に関し、レセプト点検について質疑がありました。町では精神疾患について主病・副病の表示のない場合の判断が難しく、さかのぼっての再計算に当たっては国保連合会にレセプト点検をお願いしたこと。また、今後は委託によりこのデータを得る

形に変更となったことなどの説明がありました。

議案第5号、第6号では質疑がありませんでした。

議案第7号中歳入全般、固定資産税では、家屋の新築・増築の増加と太陽光発電施設の償却資産申告による増加の詳細についての質疑がありました。また、軽自動車税の農業用車両の課税客体について、さらなる捕捉努力を求める要望がありました。

地方交付税では、予算額の積算根拠について質疑があり、国勢調査での人口減少で受ける影響は段階的に算出されることと、地方財政計画上での抑制も踏まえた計上であるとの回答がありました。

諸収入、雑入での、老人福祉センター共通設備使用料の大幅減額の理由を問う質疑に対しては、28年度には排水設備工事の共通部分としてうちみ会からの入金を計上していたが、事業完了により減額となる旨の説明がありました。また、一般コミュニティ助成金の内容についての質問には、曾根コミュニティ協議会へミシンやアイロンなどの裁縫道具の購入用、佐賀コミュニティ協議会の講習会・イベント用機器購入用としての交付を予定していると回答がありました。

歳出に移り、総務管理費では、集落支援員と地域交流センター嘱託員の職務内容について質疑がありました。それぞれ地域交流センターを拠点に、集落支援員は地区内の取り組み内容や問題点を調査し、その活用を町に報告する業務、そしてセンター嘱託員は1年間で公民館業務の引き継ぎを受けながら、地域活動の活性化を目指す中で地域課題の解決などに取り組んでいくこと。コミュニティ協議会の手伝いを含めて、互いに協力し合って取り組んでいただくとのことでした。これに関して、役割を担っていただくために必要な研修と、センター施設内の適切な環境づくりをしっかりと行うよう要望がありました。

交通安全対策費では、交通安全対策施設の設置予定箇所について質疑がありました。年次的にガードパイプの設置を継続している区間などを除けば、年度開始以降の申請も想定して計上したものであるとの回答がありました。

地域振興費、報償費のふるさと納税返礼品に関して、寄附額に対する返礼率が上がった理由について質疑がありました。箱代と別途、役務費の手数料に含む送料などの実績を踏まえ、増額したためとの回答がありました。これに対し、返礼に係る諸費用も地場産業の活性化となるようもう一步踏み込んで考えるべきとの意見がありました。

また、地域おこし協力隊員募集が採用に至らない状況についての質疑では、より良い人材を求めべく、あらゆる機会をとらえて募集をしていくスタンスであるとの回答がありました。委員からの、失敗を恐れずやってみてはとの意見に対しては、国の定めた基準や条件を逸脱せぬよう粘り強く募集を続けるとのことでした。

若者定住促進住宅事業の補助金については、三世代同居等応援事業を統合する理由についての質疑がありました。26年度に国の交付金事業で消費喚起型として位置づけ、三世代同居は事業者へ

の間接補助とする指示のもとに対応してきたが、このたび未来戦略の修正を視野に、若者定住に加算し個人へ支出できる形に整理して統合するものであるとの説明がありました。

また、新たに佐賀地域交流センターとなる施設の、出張所機能を維持したままでの耐震改修の実施と、出張所職員の研修体制についての質疑がありました。細かい打ち合わせを経て、改修時には極力利用者に不便がないよう、また、研修についてはいろいろなメニューがあり、本庁職員も含めて積極的に参加できるよう取り組みをしていくとの回答がありました。

情報管理費では、使用料、避難所無線LANの詳細を問う質疑がありました。平生まち・むら、佐賀の地域交流センターと町体育館に整備し、通常は公用での使用だが、有事の際の専用回線的な使用を想定して事業者と調整していくとのことでした。

民生費、社会福祉費、老人福祉センター管理運営委託料の増額理由の質疑では、施設老朽化により設備改修や光熱水費が割高となっていることと、下水道料が追加となることなどの説明がありました。

福祉医療対策費では、新たに小学校3年生までを対象に子どもの医療費助成を行うに当たっての支給要件、要綱で行う根拠についての質疑がありました。既存の乳幼児医療制度と同じ所得制限とすることから児童の8割程度を対象と見込み、共同事業を行う県を初め、県内各自治体とも要綱で取り組んでいる実態に沿うものとのことでした。委員からは、できる範囲のことでは少子化に歯止めはかからない。財源の面も含め、中学校卒業まで拡大努力をすべきとの意見がありました。

児童福祉費では、病児病後児保育事業の委託料減額となる積算根拠を問う質疑がありました。200人から400人未満という、用いる補助基準は変わらないが、新年度は病児保育ではなく病後児保育の単価で計上したことによるとの説明がありました。

消防費では、自主防災組織防災訓練の補助金に関し、新年度の訓練予定を聞いたところ、5月実施に向けて曾根コミュニティ協議会の防災安全部会と協議中との回答がありました。

討論では、基金に依存する体質は変わっておらず持続可能なまちづくりの実践としては程遠いと判断する。また、新たな医療費助成の計画はあるが、近隣市町と足並みをそろえる取り組みであり、人口減少対策はほかと違う観点からでなければ進まないとして反対する旨、また、国保会計に反対するため繰出金の関係から反対する旨の2点の討論がありました。

議案第8号では、国保基金は今年度末で約8,700万円の残高見込みとあるが、県への移行を前に、国保税を下げるためにどのような検討がされたか質疑がありました。基金を全て使えば1万円下げることができるが、移行に際して予算措置すべき県への納付金額はまだ不明である。基金投入によりいかに保険料を下げっていくかの検討は30年度にかけて行うとの回答でした。

保険税を引き下げる予算を求める内容の意見ののち、同趣旨の反対討論、そして一般会計からの繰り入れる関係にある会計であることを理由とする反対討論がありました。

議案第11号では質疑がありませんでした

議案第12号では、まず、要支援1・2のサービスが介護予防・日常生活支援事業へ移行する影響について質疑がありました。これまでであれば介護予防サービス費は約5,000万円だが、移行しない介護予防サービス費は2,170万円で、差し引き、介護予防・生活支援サービス費として2,615万円を計上しているとのことでした。

高齢者筋力向上トレーニング事業に関する質疑では、介護予防啓発事業の一環として、料金も今までどおりで実施し、委託料の増額は関係スタッフの賃金上昇分であるとの説明がありました。

また、町社協と地域包括支援センターとの区分について利用者に誤解があることから、あくまでも町主体の包括的支援事業を委託していることを明確にし、福祉行政を担う町と町社協は連絡を密にすべきとの指摘がありました。

議案第13号から16号までは質疑がありませんでした。

議案第17号では、この件で特別職の報酬審議会が開催されていないことを確認したのち、討論では、審議会を形骸化させており、手続上からも問題があるとして反対する旨の発言がありました。

議案第18号から20号、議案第23号から26号については質疑がありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、松本武士産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（松本 武士君） それでは産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成29年3月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件を3月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。審査の結果は、お配りしている資料のとおりです。

それでは、主だった審査経過を報告いたします。

議案第1号中所管事項では、まず、執行部から中央公民館の耐震・トイレ改修工事、エアコンと消防設備の改修箇所について補足説明がありました。

土木費では、住宅・建築物耐震化促進事業の成果について質問があり、耐震改修に2戸の応募があったが、1戸は費用の関係で辞退され、もう1戸は、診断でよい結果がでなかったとの説明がありました。

また、道路の維持管理について質問があり、新年度には樹木の剪定などの維持管理費を計上していないが、道路作業員で作業を行うこと、県道については県に依頼しているとの回答がありました。

教育費では、就学援助費について質問があり、入学準備金の支給時期は7月との説明に対し、委員から、入学準備段階に支給ができるよう調査・研究をしてほしいとの要望がありました。

公民館費では、冒頭で補足説明のあった設備の改修に関する質疑がありました。エアコンについて、老朽化と移設の必要性は予見できたことであり、当初予算で要求すべきであったこと、消防設

備については、完成後に工事の残骸が残るなど点検不足であったことを指摘する意見がありました。

また、避難経路について、非常階段等の定期的な確認を行うよう要望がありました。

保健体育費では、スポーツ人口拡大推進事業の取り組み状況について質問があり、サッカー選手を招いてサッカー教室を開催したこと、今後もさまざまなスポーツ教室を開催するとの回答がありました。

また、体育館・武道館の使用状況について質問があり、昼間の利用が少なく、現在、利用促進について検討中との説明があり、中高年の健康増進事業に使用してはどうかという提言を行いました。

議案第7号労働費では、勤労青少年ホームの管理体制について質問があり、これまで中央公民館管理人にホームの管理をお願いしてきたが、交流センター移行に伴い、2つの施設の管理人の賃金の、出どころを区別するとの説明がありました。

農業費では、農業経営改善計画認定委員会委員の活動内容について質問があり、認定農業者の営農計画などを審査する組織で、本町の副町長、経済課長を含めた11名で構成されているとの説明がありました。

また、負担金、補助及び交付金の補助事業の内容について質問があり、ジャンボタニシ防除支援は防除薬剤を散布した方への補助。ミカンバエ防除支援は、平生かんきつ研究会加入者が散布する農薬の購入費の助成。伝承の土づくり推進は、事業主体が推進している堆肥の購入費の助成をするものとの回答がありました。かんきつ園地緊急有害獣防除柵設置は新事業であり、イノシシ被害による防除柵設置に伴う助成であるとの説明がありました。

さらに、土地改良費の委託料では、道路整備とため池緊急防災体制整備について質問があり、道路整備は年2回のパイロット道路の草刈り、ため池は、奥西原のため池、油免・尾崎ため池の切開工事を行うための測量・設計業務委託料であるとの回答がありました。

林業費では、有害獣防除柵等設置事業に2回目の電気柵設置費用は含まれるかとの質問があり、新年度から制度拡充を図り、2回目の申請も受理し上限額を3万円にすること、農業者以外も対象にするとの説明がありました。

商工費、商工振興費では、ひらお産業まつりの補助金の使途について質問があり、同実行委員会に対する補助で、予定する共通部分の経費が主となっており、実績から広告料が多くを占めているとの回答がありました。

観光費では、使用料及び賃借料の重機について質問があり、丸山海浜パークの砂の整地をするための重機の借り上げ料であるとの説明がありました。

また、町観光協会への補助金の内容について質問があり、サイクルフェスタ、ひらお産業まつりや広域連携事業での出店などの活動に対するものとの説明がありました。

土木管理費の委託料では、土砂災害ハザードマップの内容について質問があり、土砂災害警戒区

域の中に特別警戒区域を新たに設けたため、それを加えて作成するとの回答がありました。

また、道路橋梁費の委託料では、PCB処分・運搬について質問があり、古万屋橋改修時に出た塗装の中に低濃度のPCBが含まれており、その処理を委託するもので、今後改修をする際に同じような箇所はないか調査をしていくとの説明がありました。

また、道路作業員の賃金について質問があり、道路作業員4名分の賃金で、単価改定による増額があるとの回答がありました。

都市計画費の都市計画基礎調査について質問があり、この調査は5年に1度、県下一斉に実施され、今後の都市計画事業へ反映していくとの回答がありました。また、この資料の提供についての要望をしました。

教育費では、ICT機器の整備状況について質問があり、平生中に電子黒板と書画カメラ、パソコンを3台、平生小にモニターテレビ、書画カメラ、モニターテレビスタンドを20台整備するとの回答がありました。

また、小学校と中学校の改修内容について質問がありました。平生小については、第2校舎2階の図書室前の天井と第3校舎の廊下のタイルの張りかえ。佐賀小については、グラウンドの海側フェンスの改修、プールの土場の石積み部分のずれの改修を。中学校については、普通教室棟と管理特別教室棟の階段を含め、1階から3階までの廊下の張りかえをそれぞれ行うとの説明がありました。

保健体育費では、ファミリースポーツ・レクリエーション大会をコミュニティ協議会対抗にする予定について質問があり、現段階では例年どおりの予定にしているとの回答がありました。委員から、地域性を活性化させるため、意義のあるものになるようにとの要望がありました。

議案第9号、議案第10号、議案第16号については、質疑はありませんでした。

議案第21号では、丸山海浜パークの地番表記の誤りについて質問があり、もともと文書を作成する時点で誤っており、今回まで直されなかったとの回答がありました。

議案第22号、議案第27号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号に関しまして、反対の立場から討論を申し上げます。

まず、議案第7号平成29年度平生町一般会計予算、反対の立場から討論をいたします。理由として3点ほど申し上げて討論をいたします。

まず1点目、財政基金に依存する予算組みからの脱却をうたわれながら、マネジメントがなされていないがために、一向に改善されないと判断します。ここ数年の年度ごとの当初予算に対する財政基金の取り崩しの額の状況を調べてみますと、平成26年度当初予算では1億6,100万円。27年度当初予算では1億1,200万円。28年度当初予算では9,667万円。29年度当初予算で1億2,537万円であります。財政基金が取り崩し、一般財源化されています。家庭の貯金に例えられる財政調整基金の取り崩し額が29年度、再び1億円を超える事態となりました。これにより、財政調整基金残高は平成29年度当初予算時において2億2,794万円。今後の交付税措置等、収入の変化により、年度内に約9,000万円程度の積み立てを行い、財政調整基金の帳尻合わせはされ、平成29年度末の財政調整基金残高予定は3億2,000万円程度にはされることは推測をいたします。27年3月に策定された第四次総合計画実施計画書に伴う、示された向こう3年間、平成27年度から平成29年度の一般会計財源計画では、平成29年度の繰り入れ金額は5,000万円とされていますが、提案された平成29年度平生町一般会計予算では、財政調整基金を倍額以上の1億2,537万円を取り崩し繰り入れがなされています。年度当初の資金量、保有現金高との絡みもあるでしょうが、当初予算から1億円強の財政調整基金を取り崩し、繰り入れをする予算では計画的なマネジメントがなされていないものと判断いたします。基金に依存しない予算からの脱却をする支出の計画的コントロールを確実に実践をする。計画的に基金を積み立てる。これらのことは不可能でありましょう。

2点目、民主的手続を担保する根拠づけによる、独自政策展開こそが平成29年度の予算編成テーマとした協働の深化による持続可能なまちづくりの実現の肝ではないでしょうか。近隣市町で行う助成制度と歩調を合わせることがなぜ、当町にとっての人口減少抑制策になるのでしょうか。根拠づけが全く不明と判断をいたします。例を上げて申します。平成29年度から、7才から9才までの子どもに対する医療費の助成制度を行われようとしています。支給要件は近隣の他市町と同じ制度と説明を受けました。また、助成制度は要綱に基づき支給するとのことですが、要綱に基づき行う制度では、町の財政状況に影響されやすく、将来にわたる担保を住民に示していないものと判断をいたします。直面する行政課題に対して将来を見据えた政策を実現するためには、制度に対する根拠づけが町の財政に影響される恐れのある要綱で規定し根拠とするのではなく、より実効性のある普遍的なルールで行うこと。また、条例規則による民主的手続を担保とする根拠づけをなしてこそ協働の王道と言えるのではないのでしょうか。なぜそのように言うかと申しますと、執行機関は自治体行政の現在にも将来にも責任をもたなければならない立場であるからです。平生町参加と協働のまちづくり条例第6条第3項。町はまちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例の

立案、実施及び評価。それぞれの過程において住民に対しわかりやすく情報を提供します、と規定されているからです。

3点目、なぜ一向に自主財源の確保策はなされないのでしょうか。進まぬ財源確保対策の推進と判断をいたします。自主財源として、平成28年度と平成29年度を比較すると確かに、平成29年度は前年度に比べ2,914万円増額し、自主財源の確保はなされているかのようですが、基金からの繰入金も2,870万円増額しているだけのことではないでしょうか。行政改革実施計画として新たな税の導入、町有財産の貸付、売却等を取り組むとされていますが、進まぬ財源確保対策ではないかと判断をいたします。たびたび申し上げますけども、平生町の財政健全化はまったなし、今からすぐやらなければならない財政状況にありながら、あまりにもスピードが遅い、遅すぎる。町民の負託に応えるべくスピード感をもって持続可能なまちづくりの実現を切望いたします。

次に、議案第8号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算。同じく、議案第9号平成29年度平生町下水道事業特別会計予算。同じく、議案第10号平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算。議案第11号平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算。議案第12号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第13号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算は、一般会計予算から繰り入れがなされている特別会計予算です。私は最初に申し上げましたとおり、平成29年度平生町一般会計予算に反対の立場ですので、繰入金の関係から反対といたします。

以上、御議決の適切なる判断材料にさせていただきたいとの立場から議員各位に対し、一般会計においては3点にわたる反対理由を申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありますか。 洲上正博議員。

○議員（8番 洲上 正博君） それでは、反対討論をさせていただきます。議案第8号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。反対理由といたしましては、国民健康保険税についてです。当町の国民健康保険税は、基金が底をついたということで平成27年度から大幅値上げをされました。しかし、基金は1年ごと蓄えられ、平成28年度決算見込では8,278万円となっております。国民健康保険事業は平成30年度、来年から県へ移行をされます。私はこの基金を少しでも町民の方へ還元をすべきではないかと思っております。また、それが町民に対して優しい政治ではないかと思っております。この議案第8号に反対をすることにより、繰出金関係により、議案第7号平成29年度平生町一般会計予算に反対をいたします。

議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますようによろしく願いをいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第6号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を一括して採決いたします。議案第2号から議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成29年度平生町一般会計予算を採決いたします。議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成29年度平生町下水道事業特別会計予算及び議案第10号平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括して採決いたします。議案第9号及び議案第

10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第9号及び第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算を採決いたします。議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平生町情報公開条例及び平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第16号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括して採決いたします。議案第14号から第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第14号から議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から議案第23号平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第18号から第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第18号から第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてから議案第27号工事請負契約の締結について（変更）平成28年災補災道第76号町道白石向井線道路災害復旧工事を採決いたします。議案第24号から第27号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第24号から第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議会改革調査特別委員会委員長報告

○議長（福田 洋明君） 日程第29、議会改革調査特別委員会の委員長報告を求めます。中川委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（中川 裕之君） それでは、議会改革調査特別委員会の調査報告を申し上げます。本委員会では、平成27年9月の設置以来、これまで1年半の間に12回の委員会及び先進自治体の視察を実施し、慎重に調査を重ねてまいりました。そしてこのたび、任期満了を迎えるに当たり、この間の調査結果を報告書としてまとめ、議長に提出した上で皆様に配布する運びとなりました。報告書にはこれまでの活動の経過とその結果。その結果にいたるまでの議論の過程についても記録しております。詳細につきましては、報告書から御読み取りいただきたいと思いますが、特に継続調査となった項目につきましては議会に与えられた使命と役割、それに伴う責任において議員の皆さん方におかれましては、引き続き熟慮いただければ幸いです。この報告をもちまして、議会改革調査特別委員会としての活動は一旦終わりますが、二元代表制の一翼を担う平生町議会が常に町民に寄り添い、社会情勢の変化等を勘案してたゆまぬ議会改革を進めていくことをお約束して報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。今回付託した本協議会の組織運営の在り方等議会改革については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、委員長の報告のとおり決しました。

日程第30. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第30、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月10日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議を賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは、予算13件、条例10件、事件4件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度におきましては、協働の深化による持続可能なまちづくりをテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それではまず、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合は、曾根の小島康司さん、平生村の加村千里さん、そして小郡の下柰義彦さんの3名の方を選任いただいておりますが、そのうち下柰義彦さんの任期が3月22日で満了と

なります。下柰氏は、平成22年6月25日から約6年8カ月間におきましてお務めをいただいたところですが、引き続きの御活躍をいただきたく再度選任したいと存じます。

下柰氏の略歴は別紙として添付させていただいておりますが、長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきます。説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第31. 諮問第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第31、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、御同意を賜りまして誠にありがとうございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は御承知のとおり、堅ヶ浜の中嶋一成さん、平生町の五味洋子さん、佐賀の中丸和則さん、そして曾根の木谷巖さんの4名でございます。先般、山口地方法務局長から本町に対して、本町の人権擁護委員中嶋一成氏の任期が平成29年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条に基づく後任候補者の推薦依頼がございました。中嶋委員におかれまし

ては、再任の年齢要件を越えていることから、再任をお願いすることはできませんでした。後任者につきましては、全体的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、あらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、平生村にお住まいの岩沼光裕さんを推薦したいと存じます。

岩沼さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、各種人権研修等に積極的に参加をいただいております、本町の人権擁護活動を推進するため適格な人材と考えております。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられております。岩沼さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましてはの説明を終わらせていただきましたが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えしたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、異議のない旨、回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって諮問第1号は、本案に対し異議のない旨、回答することに決しました。

日程第32. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第32、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福田 洋明君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、平成29年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明